

令和6年度

# 危機管理マニュアル



大分県立大分支援学校

# 目次

## I 緊急連絡先

## II 緊急時対応マニュアル..... |

## III 事項別危機管理の要点

### 学校生活

1	いじめ.....	2
2	学校内における生徒間暴力.....	5
3	自殺.....	7
4	不登校.....	9
5	行方不明(家出).....	11
6	校内への不審者侵入.....	16
7	殺傷予告.....	18
8	授業中の事故.....	20
9	部活動中の事故.....	23
10	校外学習中の事故.....	25
11	登下校中の交通重大事故.....	27
12	下校途中の事件(連れ去り).....	30
13	スクールバスの緊急時の対応.....	31
14	熱中症の事故.....	33
15	清掃作業中等の転落事故の防止について.....	38
16	その他の事例についての緊急対応の主なポイント.....	39
16-1	器物損壊.....	39
16-2	性非行.....	39
16-3	万引き.....	40
16-4	薬物乱用.....	40
16-5	児童虐待.....	40
16-6	DV(ドメスティックバイオレンス).....	41

### 学校保健

1	感染症の発生.....	43
2	学校給食による食中毒.....	45
3	学校給食への異物混入.....	47
4	食物アレルギー.....	49
5	誤嚥による窒息事故.....	52
6	心肺蘇生法.....	55

#### IV 緊急対応チェックリスト

1	いじめ	58
2	学校内における生徒間暴力	60
3	自殺	61
4	不登校	62
5	行方不明(家出)	63
7	殺傷予告	64
8	授業中の事故(清掃作業中等の転落事故も含む)	66
9	部活動中の事故	67
10	校外学習中の事故	68
11	登下校中の交通重大事故	69
12	下校途中の事件(連れ去り)	70
14	熱中症の事故	71
16	その他の事例についての緊急対応の主なポイント	
16-1	器物損壊	72
16-2	性非行	73
16-3	万引き	74
16-4	薬物乱用	75
16-5	児童虐待	76
16-6	DV(ドメスティックバイオレンス)	78

#### 学校保健

1	感染症の発生	80
2	学校給食による食中毒	81
3	学校給食への異物混入	82
4	食物アレルギー	83
5	誤嚥による窒息事故	84

I 緊急連絡先 (2016 年度～)

連絡先	電話番号(097)
大分東警察署	527-2131
大分東消防署	527-2721
にしけい	535-1440
大幸防災	592-4446
大在駅	592-0003
鶴崎駅	527-3238
坂ノ市駅	529-1051
大分駅	532-1958
大分バス	532-7000
タクシー協会	558-5756

学校医・歯科医・薬剤師 一覧(2024 年度～)

職名	氏名	医療機関名	電話番号	住所	診療時間等
学校医 (内科)	吉良 哲也	吉良内科循環器 クリニック	TEL:522-3000 FAX:522-3500	〒870-0271 大分市大字角子原 870 番地	09:00~12:00 0月 14:00~19:00 0火木金 14:00~ 18:00 0水土 午後休診 0日・祝休診
学校医 (整形外科)	佐藤美由紀	みゆきクリニッ ク	Tel:578-7852 Fax:578-7853	〒870-0267 大分市大字城原 1769 番 5	0月・火・木・金 8:50~13:00、14:00 ~17:30 0水・土 9:00~13:00
学校医 (眼科)	蔭山 誠	蔭山眼科医院	TEL:522-1671 FAX:522-1681	〒870-0104 大分市南鶴崎 2-2-24	09:00~12:30、 14:00~17:30 0土 9:00~13:00 0水 午後・土 午後・ 日・祝休診 0火 午後・金 午後手術
学校医 (精神科)	瀧野 勝弘	瀧野病院	TEL:592-2181	〒870-0307 大分市坂ノ市中央 5-1-21	0月~金 9:00~12:30 0土日祝 休診
学校 歯科医	土田 雄太	ふたば歯科 クリニック	TEL(FAX) 547-8800	〒870-0267 大分市大字城原 2403-2	0月~金 9:00~13:00、14:00 ~18:00 0土・日・祝 休診
学校薬剤師	宇都宮重良				

# <緊急時対応マニュアル>

校内掲示用 保健部 令和6年4月改訂

## ① 協力者を大声で呼ぶ

教室で/ローカで 『だれか来てください。』

## ② 協力者 A が 80 番 全校一斉放送する

放送は 大きな声で ゆっくり 2回繰り返して言う。

『緊急です。緊急です。 ■学部 ■年の(名前)さん、  
■学部 ■年の(名前)さんです。  
先生方は、 ■■棟 ■階 ■■■へお願いします。』

(例) ○○教室、病院側の廊下など

## 続けて 309番 保健室に連絡する

『放送と同じで、 ■学部 ■年 ■■■ ■さんの件です』

※協力者 B が他の協力者にカードを配る。

## ③ 協力者 C が現場より

携帯電話で 救急車を要請する

# 1 いじめ

## 1 緊急対応のポイント

### 【いじめの基本認識】

いじめは人権侵害であり絶対に許されない行為である。学校は、いじめられている児童生徒の立場に立って、特定の教職員で抱え込むことのないよう、速やかに組織的に対応するとともに、全力でその児童生徒を守り、問題の解決を図る。

### (1) いじめられた生徒からの事実確認及び保護者への対応

- ・管理職や関係教職員でこれまでの経過を共通理解し、家庭訪問を行う際の配慮すべき点を確認する。家庭訪問には、学年主任等が担任に同行するなど、複数で対応する。

#### 【生徒】

- ・保護者の了解を得た上で、事実確認を行う。
- ・生徒の思いや願いをしっかりと聞きながら、可能な限り詳細に聞く。
- ・生徒の心情として、いじめられている事実を正直に言えない場合や、感情が高ぶることがあるので、時間をかけて共感的にじっくりと聞きながら事実確認をする。

#### 【保護者】

- ・保護者の思いをしっかりと聞き、これまでの指導で不十分な点があれば謝罪をする。
- ・学校で安心して生活できるように全力で取り組むことを約束するとともに、具体的な対応については、今後、継続して連絡を取り合う中で説明することを伝える。

### (2) 対応方針の決定及び役割分担

- ・管理職や関係教職員で、これまでの情報と家庭訪問で得た情報をもとに協議し、課題を明確にするるとともに、今後の指導方針及び指導内容、役割分担について決定する。
- ・収集した情報が速やかに人権教育主任や管理職に伝わるように連絡体制を整える。
- ・いじめ対策委員会を開く（主催は人権教育部）

### (3) いじめた生徒・周囲の生徒からの事実の調査・確認

- ・5W1Hに基づき、正確に事実を把握する。聞き取る際には、生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、思い込みや憶測が入らないように慎重に行う。
- ・いじめた生徒から聞き取る際には、心理的な圧迫感を与えないように慎重に行う。
- ・周囲の生徒から聞き取る際には、発言した生徒が特定されたり、聞き取りを行うことでかえって生徒間で憶測が広まったりしないように、聞き取りの範囲や内容等を工夫する。

### (4) いじめた生徒・保護者への対応

- ・家庭訪問等により、生徒と保護者に直接対応する。その際、担任だけでなく学年主任が同席するなど、複数の教師で対応する。
- ・生徒に、確認した事実に基づき、行った行為及びその行為を受けた生徒の心情を伝える。そして、行為の重大性に気付かせ、反省を促すとともに、謝罪について考えさせたり、ネット上の書き込みを削除させるなどの指導を行う。
- ・保護者に、いじめの解決を通して生徒のよりよい成長を促したいという教師の願いを伝え、協力を求

める。

- ・保護者が孤立感を感じないように配慮し、保護者と共に解決に向けての取組を考えながら、家庭での子どもへの接し方等について助言する。

#### (5) 学級・学年全体への指導

- ・いじめられた者のつらさを理解させるとともに、はやし立てたり傍観したりする行為がいじめを助長させることを理解させ、いじめを許さない態度の育成を図る。
- ・いじめの事実を伝えて指導する場合は、必ず本人と保護者の了解を得て行う。

#### (6) 指導の継続

- ・担任は、いじめられた生徒やいじめた生徒の保護者に指導経過を報告したり、その後の家庭での様子について情報交換したりするなど、継続して生徒の成長を見守る。
- ・関係した生徒の成長についての情報を教師間で定期的に交換し、共有化を図る。また、教師から声をかけ、見守ってくれているという安心感を与えるようにする。
- ・ネット上の書き込みは、被害の拡大を防ぐために削除要請したり、必要に応じて警察等と連携を図る。また、その後も継続して監視を行うなど、状況に応じた対応を行う。

#### (7) 関係機関との連携

- ・生徒への継続的なカウンセリングを依頼するなど、スクールカウンセラーや相談機関と連携を図る。また、スクールソーシャルワーカーを活用するなど、関係機関と連携した対応に努める。
- ・特に生徒の生命又は身体の安全が脅かされたり、暴力や恐喝等、犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、早急に警察へ相談・通報する。
- ・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき、または、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるときは、速やかに教育委員会に報告し、その事案の調査や対応について緊密な連携を図る。

## 2 未然防止のポイント

### (1) いじめに関する校内体制の確立

いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策委員会等を中核として、いじめ防止等の対策を組織的に推進するため、教職員の資質能力向上を図る取組やいじめの早期発見・対応等に関する取組を充実する。また、取組状況の定期的な点検を行い、適宜改善を図る。

### (2) いじめを許さない学校・学級づくり

アンケート調査等による早期発見に努めるなど、いじめを許さない学校・学級づくりを行う。

### (3) 教育相談の充実

定期的な教育相談や、積極的に声かけを行うなど、児童生徒が気軽に相談できる雰囲気づくりを心がける。また、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努める。

### (4) 関係機関や保護者・地域との連携

平素から関係機関との連携に努める。また、保護者や地域に対していじめ問題への学校の方針等を積極的に発信するとともに、普段から協力体制の確立に努める。

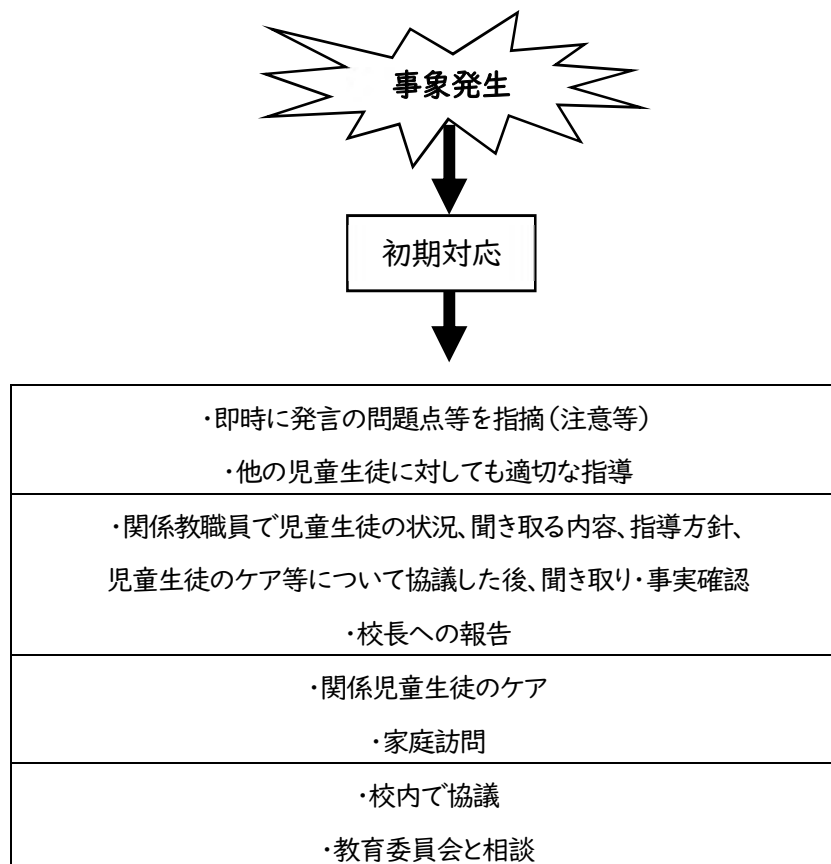
## 3 法令・判例等

- ・いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）

### 3 学校における人権侵害（差別事象）対応フロー図

#### 【ポイント】

- ①生徒の立場に立って、生徒の人権を守ることを最優先に考え、生徒が安心して学び生活できる環境づくりを進める。
- ②学校の教育課題を明確にする。
- ③全教職員の共通認識のもと、組織的に取り組み、生徒や保護者の信頼を得られるよう最大限の努力をする。





## 2 学校内における生徒間暴力

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 被害生徒の安全確保

- ・当事者や周囲の生徒への対応等が必要となるので、複数の教職員で現場に向かう。
- ・負傷した生徒に応急処置を行うとともに、直ちに他の教師に応援要請、警察への連絡、救急車の手配等を依頼する。

#### (2) 関係機関への連絡

管理職の迅速な指示のもと、分担して次の対応を行う。

〔消防〕

- ・救急車の要請を行う。救急車には教師が同乗し、状況説明を行う。

〔警察〕

- ・事件が発生したことを通報するとともに、加害生徒の保護のため、捜索を依頼する。  
その際、服装や生徒の特徴等について可能な限り詳細に伝える。

〔教育委員会〕

- ・事件発生の一報及び消防、警察に連絡したことを報告し、助言を受ける。

#### (3) 保護者への連絡

- ・被害生徒の保護者に、負傷の状況及び搬送先の病院名等を伝える。
- ・加害生徒の保護者に、把握した事実及び生徒の保護が必要であることを説明し、今後の連絡方法等を伝える。

#### (4) 周囲の生徒からの情報収集

- ・生徒の動揺を鎮めながら事情を聞き、暴力行為に至った経緯や暴力行為の状況について、可能な限り情報を集め、管理職は正確な事実関係を早急に把握する。

#### (5) 役割分担の確認

- ・管理職を中心にチームを編成し、情報の整理・対応の検討・役割分担の確認を行う。
- ・事件の概要と対応について、すべての教職員で共通理解を図る。
- ・他の生徒、保護者、地域の人々、報道機関への対応、記録等について役割分担や対応方針を確認し、組織的に対応する。

#### (6) 他の生徒への指導

- ・生徒の動揺が予想される場合は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮の上、事件についての説明を行い、憶測による噂が広がらないように努める。
- ・説明は、その内容について全教職員で共通理解した上で実施する。

#### (7) 保護者への対応

- ・PTA役員、教育委員会等との連携を図り、必要に応じて、緊急保護者会の開催等により、保護者への説明を行う。
- ・事件の概要や今後の学校の対応方針等を説明し、協力を求める。

## (8) その他

- ・加害生徒の対応は、警察や教育委員会と連携を図りながら行う。
- ・事件の発生状況や指導の経過等を詳細に記録しておく。

### 2 未然防止のポイント

#### (1) 方針・対応の明確化と周知徹底

「暴力行為は絶対に許されない行為である」ということや、そのような行為があった場合には、毅然とした対応をしていくことを周知しておく。

#### (2) 児童生徒理解の充実

授業や休憩時間等における児童生徒の日頃の行動や友人関係等について、ふれあいや観察等により得られた情報を教職員間で交換し、多角的に児童生徒を捉えるようにする。

#### (3) 教育相談の充実

学校や家庭のことなど、どの児童生徒も不安やストレスを抱えていると考えられる。一人一人の児童生徒に教師が積極的に声をかけ、不安等が打ち明けられる信頼関係を確立し、相談活動の充実を図る。また、自分のことや友達のことなどで心配なことは、いつでも相談にのることを、日頃から折に触れ伝える。

#### (4) 保護者との連携

家庭での児童生徒の様子で、気になることがあればすぐに担任等に相談できるよう、日頃から協力関係を築いておく。

#### (5) 関係機関との連携

スクールカウンセラーや相談機関から児童生徒理解についての助言を得たり、警察に学校の現状や指導方針について説明したりすることなどにより、日頃から相談できる関係づくりをしておく。また、家庭環境や交友関係など、背景が複雑な児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを積極的に活用するなど、関係機関との連携を図りながら多角的な支援に努める。

#### ○ 対教師暴力が起こった場合は・・・

生徒間暴力の場合と同様の対応を基本としつつ、次の点にも留意する。

- ・被害教職員は「診断書」をとる。（警察への被害届提出の際に必要）
- ・管理職が被害教職員から事情聴取を行い、警察への被害届の提出について判断する。
- ・通報により保護者からクレームがある場合も考えられるため、教育委員会と十分に連携して対応する。

#### ○ 校外で生徒間暴力が起こった場合は・・・

情報提供者（児童生徒・地域住民等）や警察からの情報をもとに、学校として事実確認を行い、指導の方向性を決定する。また、他校生とのトラブルでは、生徒指導主任が窓口となり、関係校と緊密に連携しながら対応を進めていく。

## 3 自殺

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 対応方針の決定

- ・速やかに管理職へ連絡し、管理職や関係教職員で対応を協議する。
- ・当該生徒の状況把握、弔問や遺族への対応、在校生やPTA（保護者）への対応、教育委員会や警察との連携など、それぞれの対応について役割を分担する。

#### (2) 校内の体制づくり

- ・管理職は当日のうちに必ず弔問に行き、弔意を示すとともに、今後の対応や葬儀への参列等について遺族の意向を丁寧に確認し、当面の対応方針を説明する。
- ・緊急の職員会議を開き、教職員に対して事情説明や今後の対応について伝える。
- ・管理職等へ正確・迅速に伝わる連絡体制を整える。
- ・在校生へ伝えるときは、当該生徒のプライバシーや遺族の意向を十分に踏まえる。また伝えた後の生徒の様子を注視し、心の安定に最大限努める。
- ・PTA会長と連絡を取り、PTAとしての対応や保護者会の実施等について相談する。
- ・マスコミ等、外部対応の窓口を一本化する。個人のプライバシーや人権に配慮しつつ、正確な情報に基づき、誠意をもって対応する。

#### (3) 背景調査と心のケア

- ・当該生徒の状況について、すべての教職員から迅速に聴き取りを行うとともに、遺族の意向や心情等に配慮した上で、当該生徒と関わりの深い生徒からも迅速かつ慎重に聴き取りを行う。
- ・教育委員会と緊密に連携を図り、スクールカウンセラーを活用するなどして、関係生徒等の心のケアに努める。

#### (4) 遺族への継続的な関わり

- ・葬儀後も継続して遺族に関わり、背景調査の経過や内容について説明するとともに、要望を確認したり、遺族の希望や状況に応じてカウンセラーや専門機関等を紹介したりする。
- ・背景調査に関して、さらに詳しい調査の実施について遺族に提案し協議する。場合によっては、中立的な立場の調査委員会を設置し調査することも併せて協議する。

#### (5) 詳しい調査の実施

- ・詳しい調査を実施する場合には、調査目的や方法、情報等の取り扱いなど調査の計画について、事前に遺族へ説明し、了解を得る。
- ・遺族に対して、必要に応じて随時調査経過を説明し、最終的に調査結果を説明する。

#### (6) 再発防止

- ・調査結果をもとに課題を明らかにし、再発防止のための改善策を講ずる。

## 2 未然防止のポイント

### (1) 心の教育等の充実と居場所づくりの推進

- ・道徳や学級活動等の時間で、生命を尊重する心をはぐくむ教育や、困難を克服し生きる喜びや達成感を味わうことのできる活動の充実を図る。
- ・児童生徒が主体的に取り組み、楽しさや成就感を味わい、自己肯定感を感じることが出来る居場所づくりを推進する。

### (2) 児童生徒理解の充実

- ・個々の児童生徒をしっかりと観察し、積極的な声かけや会話等を通して、表情や言動の変化を捉えたり、悩み事の把握に努めたりするように心がける。
- ・家庭との連携を図りながら、児童生徒の学校・家庭での様子、人間関係、悩み事など、一人一人の児童生徒の状況や変化、心理状態についてきめ細かな把握に努める。

### (3) 教育相談の充実

- ・担任等が一人で抱え込むことがないように、教職員間で情報交換や情報共有を密に図り、教育相談担当者やスクールカウンセラー等を積極的に活用した相談体制の充実を図る。
- ・普段と違う発言や行動は、児童生徒が発しているサインと考え、これらのサインを見逃さず、担任等、関係の深い教員が積極的に関わり、悩みの早期解決のための支援を行う。

### (4) 専門機関等との連携

学校内だけで対応しようとせず、家庭との連携はもちろんのこと、平素から地域の医療機関や相談機関等との連携を進めておく。

#### ○ 自殺直前のサイン

自殺の危険が高まった児童生徒に、普段と違った次のような顕著な行動の変化が現れた場合は、自殺直前のサインとして注意が必要である。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| ① 自殺のほのめかし  | ② 行動、生活、身なりの突然の変化       |
| ③ 自殺計画の具体化  | ④ 自傷行為                  |
| ⑤ 怪我を繰り返す傾向 | ⑥ アルコールや薬物の乱用           |
| ⑦ 家出        | ⑧ 別れの用意（整理整頓、大切なものをあげる） |

※喪失体験や重要な人の自殺等、本人に大きな影響を与える最近の出来事についても注意が必要

#### ○ 自殺の危険が高まった児童生徒への対応

自殺の危険が高まった児童生徒に出会ったとき、教職員自身が不安になったり、安易に励ましたり、叱責したりしがちだが、当該児童生徒の心を閉ざさないように次のような対応が必要である。（TALKの原則）

- ① 言葉に出して心配していることを伝える。（Tell）
- ② 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。（Ask）
- ③ 絶望的な気持ちを傾聴する。（Listen）
- ④ 安全を確保する。（Keep safe）

#### ○ 児童生徒に必要な自殺予防の知識

日常的な教育活動を通して、児童生徒に次のようなことを伝えておくことが大切である。

- ・解決が難しいと思われる問題が起きたときは、人に相談できることもすばらしい能力であること
- ・友だちから悩みや不安を打ち明けられたら、その友だちの気持ちを大事にしながら話を聴いて、信頼できる大人につなぐことがとても大切であること
- ・問題解決のためには、相談窓口や相談機関にはどんなものがあるのか普段から知っておくことが大切であること

（「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」平成21年3月文部科学省より）

## 4 不登校

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 情報収集及び事実確認

- ・教育委員会からの連絡を受けて、管理職は、関係の教職員から、これまでの支援の経過や生徒の状況等事実関係について確認する。
- ・管理職は、収集した情報及び保護者の意向を踏まえ、複数の教職員で家庭訪問を行い、保護者と話し合う。

#### (2) 生徒・保護者への支援

- ・保護者に対しては、気持ちをしっかりと受け止め、登校を前向きに支援できない背景・要因にも着目し、誠意ある対応をする。
- ・保護者の意向を踏まえた上で、学校としては、今後も、生徒の自立に向けた支援を継続することを伝える。
- ・生徒に会うことができる場合、生徒の思いや願いをしっかりと受け止めながら聞く。

#### (3) 支援の方針の決定

- ・家庭訪問で得た情報を踏まえ、教育委員会や相談機関から助言を得ながら、今後の具体的な支援策を決定する。
- ・支援策を決定する際には、当該生徒に関わりをもつすべての教職員が参加し、「誰が、どんな援助を、いつ（いつまでに）行うか」等の具体的な支援内容も検討する。

#### (4) 支援の継続

- ・生徒と最も関係のよい教師が家庭訪問をしたり、保護者の相談を教育相談係が担当したりするなど、役割分担を明確にし、校内チームとして取組を行う。
- ・適宜、支援の取組の成果を検証し、各取組の継続・訂正・中止を検討する。
- ・教員による対応が困難な場合は、スクールカウンセラー、相談機関、適応指導教室等と連携を図り、支援を続ける。
- ・不登校から引きこもりにつながる可能性も視野に入れ、生徒の「社会的自立」を目指して、状態を見立てながら個に応じた働きかけを行う。
- ・保護者に相談機関を紹介する場合は、「学校から見放される」という不安や不信感を与えないように配慮する。教職員も相談機関で共に学ぶ姿勢を伝え、場合によっては教職員も共に行くなどの提案をすることも考えられる。
- ・ネグレクト等、保護者に正当な理由なく生徒の就学義務を果たしていないと認められる時は、教育委員会と連携して「登校の督促」を行う。

### 2 未然防止のポイント

#### (1) 魅力ある学校づくりの推進

児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」を学校が組織として行い、不登校児童生徒を生まない魅力ある学校づくりを推進することが最も大切である。

## (2) 関係機関との連携

不登校が長期化しているケースでは、担任が一人で抱えこむことなく、児童生徒の心の状況や特性、家庭等本人をとりまく環境、これまでの経過等も踏まえ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、関係機関とも積極的に連携を図りながら、支援や対応を行うことが大切である。また、教育センター（適応指導教室）に児童生徒が通室している場合は、学校、センター、保護者が、支援の内容や方向性についての共通理解を図り、役割分担をしながら取組を行う。

## (3) 不登校児童生徒の保護者との連携

保護者の立場に立って共感的に関わり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な知識をもつ者と連携して不安を和らげたり、関係機関と連携した支援を行ったりする。また、学校生活や進路、相談機関に関する情報等、必要な情報はきめ細かく伝えるようにする。

## (4) 家庭訪問による不登校児童生徒や保護者への支援

### ① 教師の姿勢

ア 児童生徒や保護者と一緒に過ごす時間を持ち、共に考え、歩む姿勢をもち続ける。

イ 保護者の思いを大切にし、誠実にかかわり続ける。

### ② 支援の方法

〔児童生徒〕

ア 児童生徒の得意なこと、興味をもっていること、教師の特技等を人間関係づくりのきっかけとし、身体を動かす機会を多くしたり、生活のリズムを取り戻したりするなど、実現可能な目標と一緒に考え、実行を促す。

イ 必要な場合には、メール等、ICTを活用した学習活動を積極的に行う。

〔保護者〕

ア 困惑している保護者の立場に立って、気持ちを受け止める。

イ 少しでもよい変化が見られたら、それを肯定的に認めていくよう助言する。

### ③ 留意点

教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と共に、家庭訪問で行った支援や、保護者から聞き取った訪問後の児童生徒の様子、関係機関による対応の状況や得られた情報等を校内で共有し、児童生徒の変化に合わせた支援方法や家庭訪問の在り方など、学校としての効果的な対応の在り方について検討する。また、行った支援等について記録をとっておく。

## 3 法令・判例等

### 通知等

- ・不登校への対応の在り方について（文科初第255号平成15年5月16日）
- ・不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（17文科初第437号平成17年7月6日）

### ○ 保護者に対して、「登校の督促」を行う根拠

<保護者の児童生徒を就学させる義務に関する事>

- ・憲法第26条・教育基本法第5条・学校教育法第17条第1項、第2項

<登校の督促等に関する事>

- ・学校教育法施行令第20条、21条・学校教育法施行規則第30条第1項

## 5 行方不明（家出）

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 情報収集

- ・管理職は関係教職員を召集し、情報収集の方法や今後の対応について指示する。
  - ・置き手紙の有無、携帯電話所持の有無及びやり取りの状況、金品の持ち出し、外出時の服装や親戚・友人等の立ち寄りの可能性、自転車使用の有無等を具体的に保護者に確認する。
- ↓
- ・関係機関等への対応の窓口及び指示系統の一本化を図る。

#### (2) 保護者への対応

- ・犯罪や事故に巻き込まれたり、自殺したりする恐れがある場合を想定し、保護者に行方不明者届の提出を勧める。場合によっては、保護者と共に警察に出向く。保護者と連絡が取れず、行方不明者届の提出に時間がかかる場合には、学校から警察へ状況を伝えておく。
- ↓

#### (3) 対応方針の決定

- ・収集された情報は管理職に迅速に伝えられるよう、連絡体制を整える。
  - ・情報収集ができれば、管理職を中心にチームを編成し、友人からの聞き取りの実施、搜索の役割分担、連絡先、連絡方法等を決定する。
  - ・事件の概要と対応について、すべての教職員で共通理解を図る。
  - ・友人から情報を収集する場合は、行方不明生徒の保護者に同意を得るとともに、他の生徒が興味本位になったり動揺したりしないように慎重に対応する。
- ↓
- ・管理職は教育委員会に第一報を入れて、今後の対応を協議する。

#### (4) 搜索

- ・搜索に当たっては、立ち寄りが予想される場所を特定化したり、地域割をしたりすることにより、もれなく円滑に搜索が進むようにする。
  - ・搜索は可能な限り1チーム複数で行い、状況を定期的に学校に連絡をして指示を受ける。
  - ・警察と連携を図りながら搜索を行う。
  - ・携帯電話を所持している場合は、継続的に電話やメールで連絡を取り、心配している気持ちを伝える。また、携帯電話を利用して現在地を特定する方法での搜索について、警察・教育委員会等と検討する。（ただし、位置探索は、行方不明生徒が事件・事故に巻き込まれている可能性が高い場合に限る。）
  - ・夜になっても保護できない場合は、搜索終了時刻を決め、情報集約後、保護者・教育委員会等に報告する。また、その後の流れや連絡体制等の確認をしておく。
- ↓

#### (5) 事後の本人への指導

- ・家出の原因・背景は複雑であり特定しにくい。また、すぐに事情を話せない場合もある。思春期の生徒は自立への願望、自由独立への要求が強いことなどにも留意し、非を一方向的に責めるのではなく、担任は対話を継続し、立ち直りを支援していく。担任を中心に、適宜、生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー等とも協力し、指導及び心のケアに当たる。
- ・他の人物が家出に関わっていることも想定して対応する。また、他の人物の関与や非行との関わりがある場合には、警察等と連携を図りながら指導する。
- ・家出を繰り返す生徒に対しては、関係機関の助言を得て指導することも考えられる。

## 2 未然防止のポイント

### (1) 児童生徒理解の充実

日頃から児童生徒とのふれあいを通して、一人一人の表情や言動の変化を捉えるとともに、思いや願いの把握に努める。

### (2) 教育相談の充実

児童生徒の悩みや不安を気軽に相談できる体制を整え、相談を通じて早期に悩み等を発見できるようにする。また、スクールカウンセラーや相談機関からの協力を得る。

### (3) 保護者との連携

保護者に対しては、学級・学年懇談等の機会を利用して発達段階に応じた児童生徒との関わり方についての情報を提供し、親子関係づくりの一助としてもらう。

児童生徒が家庭内のことについての悩みをもっている場合は、保護者に子どもへの関わり方等について助言する。

## 3 資料等

・生徒指導提要（文部科学省平成22年4月）

### ○ 障害のある児童生徒の行方不明時の捜索について

障害のある児童生徒の行方不明は、学校の活動中に発生する場合と、登下校中に発生する場合が考えられる。学校の活動中における行方不明は、学校を中心とした地域の捜索となり、地域を限定することができるが、登下校中における行方不明の場合、JRや路線バスを使って登下校していることもあるので、捜索の範囲は拡大し、地域を限定することはできにくくなる。

いずれの場合も、生命の安全確保の観点から初期段階での保護が重要であり、各学校で行方不明となった場合の対応について、捜索マニュアル等を作成しておく必要がある。

### 【学校での取り組み】

- ・学校での活動中における行方不明の場合及び登下校時における行方不明の場合の捜索マニュアルの整備
- ・児童生徒の特徴や通学経路等を記入した個人カードの整備
- ・マニュアル等の定期的な全教職員による検討
- ・具体的な行方不明（学校での活動中）を想定しての捜索訓練



# 不明児童生徒「緊急保護」に関する緊急捜索マニュアル（校内外）

## 緊急捜索の手順

◆当該学級において不明児童生徒が発生 →担任は一斉放送（80番）を行う→学年主任指導の下、当該学年職員で捜索（門の開閉を確認） →門が開いていた及び未だ発見できずの場合 →学年主任は不明児童生徒が発生したことを教頭へ連絡。教頭は本部招集（校長・各学部主事・生徒指導主任・養護教諭・クラス担任）

第1段階(校内捜索) 本部：校長・教頭・事務長・生徒指導主任・養護教諭・クラス担任)

○管理職（教頭） → 放送により本部集合を呼びかける

放送『本部・校内捜索班・校外捜索班の先生は校長室に集合してください。』（教頭）

<捜索箇所> 別紙参照

<持ってくるもの>校内捜索班：携帯電話、筆記用具

校外捜索班：携帯電話、筆記用具、職員証、車の鍵・運転免許証（校外捜索班の運転手）

生徒指導主任：『個人カード（写）』の準備（捜索用顔写真等）

担任：不明時の状況を説明

養護教諭：当該児童・生徒の注意点を説明

生徒指導主任：最終確認の時間を伝達

【校内捜索から5分程度経過後、発見できない場合、第2段階（校外捜索）へ】

<発見された場合>所属の学部主事へ電話連絡

放送「〇〇部〇年〇組 〇〇〇〇さん 教室に戻りました。」（クラス担任）

第2段階(校外捜索) 本部：学校長の指示を仰ぎ、教頭が指揮する。

○捜索職員は携帯電話、車の鍵、運転免許証、筆記用具、職員証を用意し、第2段階に入る。

放送「業務連絡。業務連絡。ただいまより校外捜索に入ります」（教頭）

- ・生徒指導主任：校外捜索用地図を各方面に渡す。『個人カード（写）』を携帯で写真に撮ってもらう。  
ペア・班を確認し出動
- ・捜索車両は緊急保護車両扱いとなり、児童生徒の保護にあたる。
- ・教頭：保護者に捜索願の許可をとる。教頭：大分東警察署に捜索依頼。

◆捜索箇所（基本的に次の方面を捜索し、情報が入り次第、本部からの指示に従う。）

自転車：学校周辺、大分リハビリテーション病院、屋宗公園、ドラッグストアコスモス、かつき、線路等

自動車：大在方面、大野川河川沿い

【捜索開始から10分程度経過後、未だ発見できずの場合、第3段階（拡大捜索）へ】

※児童生徒の実態及び状況により、捜索職員を増員する。『個人カード（写）』の準備（捜索用顔写真等）

第3段階(拡大搜索) 本部：学校長の指示を仰ぎ、教頭が指揮する。

搜索範囲を拡大する。第2段階での搜索職員の携帯電話へ第3段階に入る旨の連絡を入れる。  
放送「業務連絡。業務連絡。ただいまより拡大搜索へ入ります」（教頭B）  
→ 児童生徒を掌握している職員へ搜索が第3段階へ入ったことを知らせるために放送する。  
・教務・学部主事・進路指導主任が搜索に加わる。  
・教頭・当該学部主事：大分東警察署に向かい、保護者と合流する。「搜索願」を提出する。  
・校長：特別支援教育課に連絡をする。事故報告書の作成。  
◆搜索箇所（基本的に次の方面を搜索し、情報が入り次第、本部からの指示に従う。）  
坂ノ市駅方面、40m道路方面、森町方面  
【搜索時間は30分程度。未だ発見できずの場合、第4段階（関係機関の協力を得る）へ】

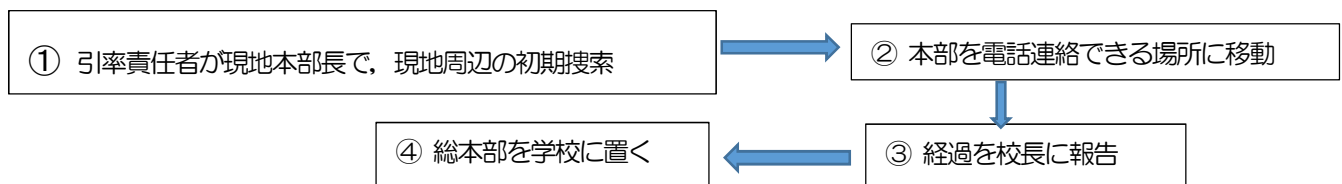
第4段階(関係機関の協力を得た広域搜索)

本部：学校長の判断を仰ぎ、教頭の助言を受け、生徒指導主事が指揮する。

○本部が搜索職員を増員し、広範囲に拡大して配置する。  
・教頭：一斉送信メールを活用する。

## 不明児童生徒「緊急保護」に関する緊急搜索マニュアル(校外学習時)

【校外で児童生徒の行方がわからなくなった場合への対応】



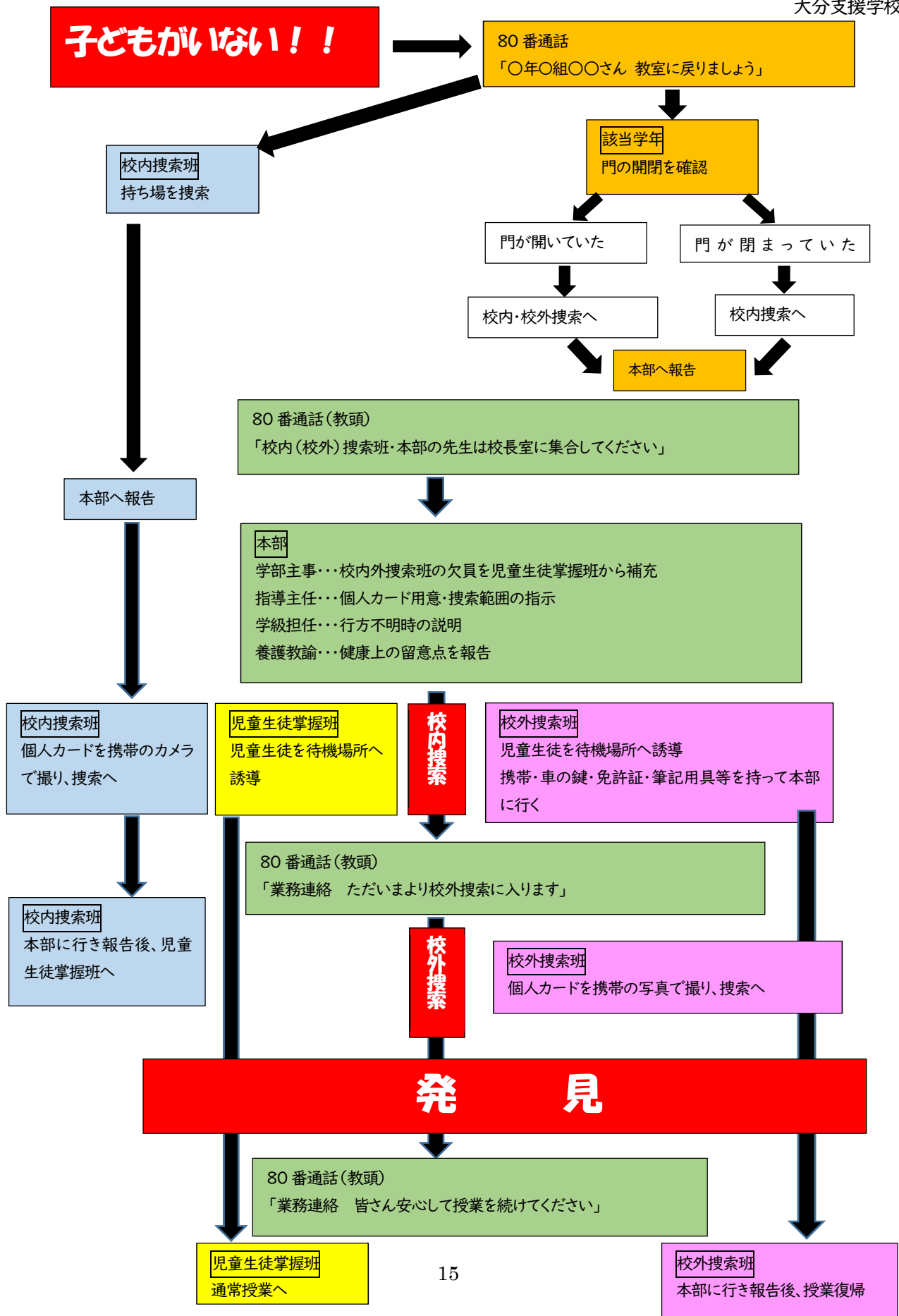
\*現地での搜索を指示  
必要に応じて保護者に連絡

(備考)

- ・児童生徒の個人情報保護に配慮する。
- ・本部は、緊急搜索体制の組織及び経過を記録する。
- ・本部は、児童生徒を迅速に発見するために有効な方法がある場合は、その方法を活用する。

# 児童生徒行方不明時（学校）

大分支援学校



## 8 授業中の事故

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 安全確保

- ・授業担当教員は、児童生徒を落ち着かせ、すべての学習を安全に気を付けながら中止するように指示する。

#### (2) 応援の要請及び応急処置

- ・授業担当教員は、次のことを確認する。

ア 生徒の負傷の有無、負傷の程度

イ 教室や器具の被害の程度

- ・授業担当教員は、校内電話や緊急放送の利用もしくは、大声で叫ぶことにより、職員室や近くの教室で授業をしている教員等に連絡し、応援を要請する。

- ・授業担当教員は、負傷した生徒の応急処置を行うとともに、負傷の程度により救急車の要請を他の教職員に依頼する。

- ・連絡を受けた養護教諭は、負傷した生徒の応急処置を引き継ぐ。

- ・授業担当教員は、ガス漏れや火災等の二次災害が起こりそうな場合には、避難の指示を出す。

#### (3) 現場保存

- ・授業担当教員は、安全を確認した後、警察等の現場検証に備えて、教室に施錠するなどして現場の保存を行うとともに、現場の写真や対応等の記録を残しておく。

#### (4) 保護者への対応

- ・担任は負傷した生徒の保護者に連絡をとり、負傷の状況や搬送先の病院名等を伝える。

- ・管理職、担任、授業担当教員等が負傷した生徒を見舞い、負傷した生徒の保護者に正確な報告をするなど、誠意ある対応を行う。

#### (5) 事後指導

- ・他の教職員は、他の生徒が平静に授業を受けられるように事後指導をする。

#### (6) 教育委員会への報告

- ・管理職は、教育委員会に報告を行い、今後の対応について指示を受ける。

#### (7) 対外的な窓口の一本化

- ・情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は、管理職が当たり、窓口を一本化する。

## 2 未然防止のポイント

### (1) 指導計画の作成

- ア 児童生徒がゆとりをもって観察・実験に取り組めるように、無理のない指導計画を立てる。
- イ 児童生徒の実態を十分把握し、安全に関わる指導内容を指導計画に位置付ける。

### (2) 授業前の安全

- ア 経験を積んだ内容でも必ずシミュレーションを行い、安全性を確かめておく。
- イ 準備の際に、授業に使用する器具類の点検を行う。
- ウ 実施する授業での器具の安全な取り扱いの指導とともに、万一事故が発生したときの処置の仕方についても指導しておく。

### (3) 授業中の安全

- ・ 不要な用具は片付ける。
- ・ 走ったりふざけたりしない。
- ・ 順序立てて実施し、あわてたり急いだりしない。
- ・ 操作方法や手順に誤りはないか確認する。
- ・ 必要に応じて保護眼鏡等を着用させる。

### (4) 授業後の安全

- ア 責任をもって後片付けをさせる。
- イ 廃棄物の処理は、環境に配慮した適切な指導をする。
  - ・ 金属、ガラス、紙や木、プラスチック類等に分けて回収する。
- ウ 器具を点検し、元の場所に返却させる。

## 3 法令・判例等

### (1) 法令等

- ・ 国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）
- ・ 独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）
  - 第16条（災害共済給付及び免責の特約）
- ・ 同センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

### (2) 判例等

- ・ 理科授業中の実験事故に対する責任の範囲（東京地方裁判所八王子支部平成13年9月27日判決）

## 【水泳における事故防止についての留意事項】

### 1 児童生徒の健康管理の徹底

- (1) 事前にさまざまな角度から児童生徒の健康状態の把握や観察を行い、水泳不相当者や注意を要する者を把握し、適切に対処すること。
- (2) 学級担任、養護教諭や保護者との連携による健康管理体制を確立すること。
- (3) 水泳の実施に当たっては、気温や水温などの気象条件を考慮し、適切に対処すること。

### 2 安全に留意した指導

- (1) 入水前は、準備運動を十分行うこと。心臓から遠い部位から水をかけさせ慣れさせる。
- (2) 入水の際、無理な息こらえや必要以上に深呼吸を繰り返し行わせたことなどによる重大事故事例も報告されていることから十分注意すること。
- (3) スタートの指導については、個人の能力に応じた段階的な取り扱いを重視し、教師等の指示に従い、水深や水底の安全を確かめ、入水角に注意するなど、安全面に配慮した慎重な指導を行うこと。なお、小・中学校の学習指導要領では、水泳におけるスタートの指導は、水中からのスタートを取り上げることから、改訂の趣旨を踏まえ、水中からのスタートを指導すること。
- (4) 練習時間と休憩は、安全と学習効果に大きな影響を与えるため、年齢、能力及び学習内容等のほか、水温、気温、風力、日照などの気象条件を考慮しながら、適切に行うこと。
- (5) 水泳中の衝突を避けるために、コースごとに泳ぐ方向を指示すること。
- (6) 児童生徒の発達段階に応じて、水泳等に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるよう安全指導の充実に努めること。

### 3 指導体制・救急体制の整備

- (1) 事故を未然に防ぎ、早期に発見するために、バディシステムを活用し、入水前、指導の途中、退水後等に絶えず人員点呼を徹底するとともに、迅速にして正確な点呼を行うこと。
- (2) 死角をつくらないように、教師の位置の確認や複数による指導等の監視体制を確立すること。
- (3) 万一に備えた応急手当の対応や関係者への連絡システムの確立などの救急体制を整備すること。
- (4) 救急法講習会（心肺蘇生法・AEDの使用等）への積極的な参加により実践力の向上に努めること。

### 4 プールの安全管理

- (1) プール使用時においては、排（環）水口の安全点検及び確認を実施すること。なお、施設・設備に不備がある場合には、安全確保のための措置が講じられるまでの間は、当該プールの使用を中止すること。
- (2) 水質管理については、定期的な水質検査、浄化装置の適切な運転、消毒等を行うこと。また、水を汚さない指導を徹底すること。

### 5 その他

- (1) プールについては、「プールの安全標準指針」（平成19年3月文部科学省、国土交通省）を参考として安全管理の徹底を図ること。
- (2) 水泳指導の際の安全管理、安全指導及び施設・設備の管理に当たっては、「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」（平成18年6月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「水泳指導の手引（三訂版）」（平成26年3月文部科学省）及び「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料（平成26年3月文部科学省）」も参考とすること。

## 9 部活動中の事故

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 応急処置及び安全確保

- ・連絡を受けた教職員は負傷の程度を確認し、可能な応急処置を施す。
- ・意識を失った時点で、他の教職員に救急車出動を要請し、管理職へ報告する。
- ・救急車到着までの所要時間に留意しながら、必要に応じて、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）を行う。
- ・救急車が到着した際に、既往歴、事故発生時からの時系列の生徒の状況と学校の対応等をメモしたものを救急救命士に渡し、救急車にはその時の状況が説明できる教職員を1名同乗させる。
- ・現場に残った教職員は、他の生徒の不安を除き、練習を中止するなどの適切な指示を行い、現場保存を行う。

#### (2) 危機管理体制の確立

- ・校内救急体制に基づき、管理職は関係教職員に対応を指示する。
- ・記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関との対応には管理職が当たり、窓口を一本化する。

#### (3) 保護者への対応

- ・保護者に、生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明する。
- ・管理職、担任、顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。
- ・生徒の容態等が安定した際に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明する。

#### (4) 関係機関への連絡

- ・管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、助言を受ける。
- ・事故の程度や状況、生徒の容態によっては警察へも連絡する。その場合、教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへのプレス発表を行う。

#### (5) その他

- ・学校は事故の経緯を簡潔かつ正確に記録するとともに、情報を整理して事故原因について究明し、生徒や保護者へ説明する。また、教育委員会へ文書で事故報告を行い、事故の原因をもとに、事故防止対策等を見直し、今後の再発防止に取り組む。

## 2 未然防止のポイント

### (1) 部員の健康状態の把握

顧問は事故を未然に防止するために、担任、養護教諭等との連絡を図り、絶えず部員の心身の健康状態を把握しておく。

### (2) 無理のない活動計画の作成

部内における目標を明確にし、年間・期間・週間・一日の計画を立案し、習得したレベルの段階に応じた、無理のない活動計画を作成する。特に、初心者が入部した場合、受け身等の基礎的技能が定着してから乱取り等を行うなど十分な配慮が必要である。

### (3) 指導体制の確立

#### ア 職員会議等で顧問等が活動場所で指導できない場合

交代制で活動状況を観察し、指導者が確保できない場合は、練習を早めに切り上げる。

#### イ 専門的な技術指導に不安がある場合

外部から専門性の高い指導者を招聘し、教員と協力して指導を行うようにする。

### (4) 施設・設備の安全点検

施設・設備の安全点検の実施に当たっては、安全点検表等を活用し、定期的な安全点検の励行を図る。

### (5) 部員への安全管理に対する意識の高揚

活動場所の入念な整備、練習中における安全確保のための約束事等を決め、安全に対する意識の高揚を図る。

### (6) 校内の救急体制の整備

学校内の救急体制を整え、役割分担を明確にし、教職員の危機管理意識の高揚を図るとともに、常に組織的に動ける体制を整えておく。

## 3 法令・判例等

### (1) 法令等

- ・国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）  
第16条（災害共済給付及び免責の特約）
- ・同センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

### (2) 判例等

- ・横浜商大高等学校柔道部事故（東京高裁平成25年7月3日判決）
- ・滋賀県秦荘中学校柔道部事故（大津地裁平成25年5月14日判決）



# 10 校外学習中の事故

## 1 緊急対応のポイント

### (1)安全確保及び関係機関への連絡

- ・事故発生時、引率教員はバスの乗務員等と協力して現場の状況を把握し、事故の続発を防ぐため、安全な場所へ移動するなどの措置をとる。
- ・児童生徒の人員点呼・掌握を行い、救急車を要請し、警察へ速やかに通報する。

### (2) 応急処置

- ・救急車が到着するまでの間、引率教員等の救助者は、負傷者に対しその場で可能な応急処置を行う。その際、周囲の人たちにも協力を求める。
- ・引率教員は、精神的に動揺して不安を抱いている児童生徒に対して、声をかけ、安心感をもたせる。
- ・救急車到着後、引率教員は、病院に着き添う。

### (3) 情報収集

- ・引率教員は、警察、病院等の関係諸機関と連絡を密にし、負傷者の搬送先等、状況の正確な把握に努める。その際、引率責任者は、旅行代理店と協力しながら情報を集約する。

### (4) 保護者・学校への連絡

#### [引率責任者]

- ・事故の内容を的確に把握して、速やかに学校へ連絡する。その後の連絡体制は、窓口を一本化し、警察・マスコミ関係等の対応を行う。
- ・病院で付き添っている引率教員と連絡を密にとり、状況把握に努める。

#### [学校の責任者]

- ・保護者、教育委員会へ迅速に連絡・報告する。保護者への連絡は、事故の内容を冷静かつ的確に伝え、無用の不安や動揺を与えないように配慮する。

- ↓
- ・保護者等が現地へ行かなければならない場合は、教育委員会に連絡をとり、指示を受けながら迅速に対応する。

#### (5) 日程の計画変更

- ・引率責任者は、状況を正確に判断し、事故後の日程の計画変更または中止等、迅速かつ適切な措置を講じる。

## 2 未然防止のポイント

### (1) 安全意識の醸成

引率教員は児童に対して、全行程の説明と全般的注意、事前に想定される危険・事故についての注意を行う。また、平素から、事故や災害発生時の応急処置法を実習するなど、安全意識を高めておく。

### (2) 引率教員の任務の明確化

関係業者に過度に依存しないで、学校側が主体性をもって、安全対策に取り組む。そのために、引率教員の任務を明確化し、各自が任務内容を熟知して、互いの連携の取り方について理解しておく。

### (3) 周到な事前準備

事故発生時に、冷静かつ迅速に行動ができるよう、無理のない、綿密な計画を立てるとともに、入念な事前の現地調査を行う。

旅行経路、現地の交通事情、交通機関等の点検を行い、緊急連絡体制・医療体制の点検、保護者の理解の徹底等、万一の事故発生に備える。

## 3 法令・判例等

### (1) 判例等

- ・高知学芸高校修学旅行事故損害賠償請求事件（高知地裁平成6年10月17日判決）

### (2) 通知等

- ・高等学校及び特殊教育諸学校高等部の修学旅行等旅行的行事の実施について

（教指指第1314号昭和63年5月25日）

# 11 登下校中の交通重大事故

## 1 緊急対応のポイント

### (1) 状況把握・応急処置、情報収集

- ・事故発生の連絡を受けた教職員は、通報者に事故の場所や119番通報の有無、通報者の名前、連絡先等を確認し、直ちに管理職に報告する。
- ・管理職は、複数の教職員に生徒名簿を持たせ現場に急行させるとともに、対応の詳細を記録させる。
- ・現場に着いた教職員は、生徒を特定し管理職に報告するとともに、保護者への連絡を行う。また状況に応じて次の対応を行う。

#### 〔救急車が到着していない場合〕

二次被害に遭わない安全な場所を選び、応急手当や心肺蘇生を行う。

#### 〔救急車が到着していた場合〕

教職員1名は救急車に同乗し、医療機関で、保護者や医師から生徒の診断状況等を聞き、管理職に報告する。

教職員1名は現場に残り、事故の経緯等について情報収集し、管理職に報告する。

#### 〔救急車が出発していた場合〕

消防署に搬送先を確認し、教職員を医療機関に派遣する。教職員は児童生徒を特定し、管理職に報告するとともに保護者へ連絡する。保護者や医師から児童生徒の診断状況等を聞き、管理職に報告する。

### (2) 教育委員会への連絡

- ・管理職は、事故の概要について、教育委員会へ第一報を入れる。

### (3) 被害生徒、事故目撃生徒等への対応

- ・生徒の状況により、管理職、担任は速やかに被害生徒を見舞う。
- ・保護者からの相談等があれば、誠意をもって対応する。
- ・事故を目撃した生徒に、動揺を緩和するための面接や家庭訪問の実施等により、心のケアを継続して行う。

### (4) その他

- ・保護者に事故防止のための家庭における指導や登下校の指導の協力を要請する。また、地域へも働きかけて保護者や地域住民の交通安全意識の高揚を図る。
- ・事故現場における安全施設上の問題点で整備が必要であればその対策を検討し、関係機関と協議し、改善を図る。

## 2 未然防止のポイント

### (1) 通学路の点検、校区の危険箇所の確認と指導

ア 定期的に通学路の点検を実施する。

イ 危険箇所（通学路の工事箇所、見通しの悪い交差点、地下道、河川等）を把握し、児童生徒への安全指導の徹底、保護者や見守りボランティア団体等への協力依頼、関係機関に対する要望等、組織的、計画的、継続的な安全対策に努める。

(2) 交通安全教育の充実

- ア 児童生徒の発達段階や地域の実情に応じた交通安全教育の充実に努める。
- イ 保健学習、学級活動等や学校行事を中心に学校の教育活動全体を通じて計画的・組織的な安全教育の充実に努める。
- ウ 通学路上の危険箇所について通学安全マップを作成したり、危険や安全な通学方法について話し合いをしたりするなど、危険を自ら予測し事故を回避する能力を高めるための交通安全教育に努める。

(3) 学校の体制整備、地域関係機関等の連携

- ア 年度当初に事故発生時の対応や教職員の役割分担を定め、共通理解を図る。
- イ 緊急な場合に連絡する消防署、医療機関、関係諸機関の所在地、電話番号を一覧にし、職員室、保健室、事務室等の見やすい場所に掲示するなどの工夫をする。
- ウ 救急法の講習を行うなど、心肺蘇生（AED使用法を含む。）や応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

Q 通学路における施設等の環境改善について、どこに相談したらよいか？

A 道路標識には、道路管理者が設置するものと公安委員会が設置するものがある。

【道路管理者が設置するもの】

- ・警戒標識・・・主に黄色の標識で通学路に関しては、「学校、幼稚園、保育所等あり」「信号機あり」「踏切あり」等がある。
- ・案内標識・・・主に緑色の標識で通学路の設置にはあまり関係がない。
- ・カーブミラー、ガードレール、スクールゾーン標示

☆上記に関係のある場合は、道路管理者へ相談する。

(道路管理者・・・国道は国土交通省、県道は各地方県民局、市町村道は各市町村の土木課等)

【公安委員会が設置するもの】

- ・規制標識・・・主に赤色、青色の標識で、「車両進入禁止」「一方通行」「歩行者専用（道路）」等である。
- ・指示標識・・・主に青色の標識で、「横断歩道」「並進可」等である。
- ・信号機

☆上記に関係のある場合は、各警察署交通課に相談する。

# 1 3 スクールバスの緊急時の対応

## スクールバスの運行中止・遅延・緊急時の場合

### 1 運行中止及び遅延の対応(台風等については基本的に前日までには保護者に連絡)

#### (1) 自然災害による臨時休業及び授業開始繰り下げの場合

- ①管理職判断……………6:00までに決定する。
- ②スクールメールで連絡をする。確認が取れない場合は、各学部主事が担任に連絡し、保護者へ連絡する。  
\*決定事項の内容は、休校、授業開始繰り下げ(10:30登校)のいずれか。

#### (2) スクールバス故障の場合(バスが動かない)

- ①運転手、添乗員から管理職へ報告する。
- ②管理職→学部主事・生徒指導主任→学年主任→担任の順に報告し、担任は保護者に連絡する。
- ③スクールメールで連絡をする。確認が取れない場合は、各学部主事が担任に連絡し、保護者へ連絡する。  
\*登校便、下校便とも学校から連絡するまで運行しないことを伝える。バスの修理が完了し幹部職員からその旨職員に伝達された後、担任は保護者に運行予定を連絡する。

#### (3) 予定時刻より10分以上遅れた場合(渋滞等)

- ①添乗員は、状況の概要や遅延時間等を学校に連絡する。
- ②添乗員は状況に応じて、停留所毎に代表の保護者に連絡する。  
※保護者はスクールバスの到着が10分以上遅れている場合、バスへ連絡し、状況を確認することができる。遅延時間を聞き、個々の対応をとる。  
例)バスの到着を待つ。保護者の自家用車で登校する。一旦帰宅して待機する。など

### 2 交通事故の対応(故障、パンクを含む)

- (1) 運転手、添乗員は事故の状況、児童生徒の安全を確認する。
- (2) 添乗員は状況を学校に連絡する。非常時(救急車を呼ぶような怪我)の場合、添乗員は救急車を要請したのち、状況を学校に連絡する。
- (3) 運転手、添乗員は学校からの指示を受けて行動する。
- (4) 学校はすみやかに担当職員を現場に派遣し、児童生徒の安全確保等を行う。また、担任をとおして保護者に連絡し、保護者は必要に応じて個々の対応をとる。  
例)バスの到着を待つ。保護者の自家用車で登校する。一旦帰宅して待機する。など
- (5) 事故対応後にスクールバスが運行可能な場合は、職員が同乗し、心身のケアに努める。
- (6) 学校は事故の発生状況、程度、今後の対応のあり方等について、保護者に文書で伝える。

### 3 運行中におけるバス内での緊急時対応(呼吸停止、心肺停止等)

- (1) 添乗員は、発見後ただちに救急車を呼び、状況を運転手、学校に報告する。
- (2) 運転手は、安全な場所にスクールバスを停車させ救急隊の到着を待つ。
- (3) 該当担任から保護者に状況を連絡し、その後の対応をする。  
\*軽微な傷病については、添乗員から状況を学校へ連絡し学校が対応する。

### 4 運行中における大規模な災害発生時の対応(地震、津波等)

- (1) 運転手、添乗員は児童生徒の安全を確認する。
- (2) バスを安全な場所に退避させ、状況により非常扉を開放する。
- (3) 添乗員は状況を学校に連絡し指示を仰ぐ。
- (4) 管理職で協議し方策を決定したのち、スクールメールで連絡をする。確認が取れない場合は、各学部主事が担任に連絡し、保護者へ連絡する。

平成27年9月11日作成  
平成28年12月5日改訂

## スクールバスへの電話

佐賀関便	戸次便
080-6401-0441	090-1872-3321

### スクールバス運行中に大きな地震が起こった場合の対応



震度5弱以上又は運転手及び添乗員が危険を感じる地震発生



バスは渋滞が起こる前に判断を行い、バスで避難する



【運転手】ラジオ、携帯の緊急災害情報で情報を収集するとともに学校に連絡。

【学校】TV、ラジオ、緊急災害情報で情報を収集するとともにバスへ連絡。

【保護者・児童生徒】

登校時 乗車前:保護者は児童生徒とともに安全な場所に避難する。

乗車後:児童生徒は学校で保護。保護者は安全な場所に避難し、状況が落ち着いたら、学校へ迎えに来る。

下校時 下車前:児童生徒は学校で保護。保護者は安全な場所に避難し、状況が落ち着いたら、学校へ迎えに来る。

下車後:保護者は児童生徒とともに安全な場所に避難する。



【連絡がついた場合】

○学校側の収集した情報とバスの現状をすりあわせ、避難するかどうか判断する。避難が必要な場合、現在地及び避難経路を確認し、原則バスで学校に戻ってくるように指示する。

○渋滞等に巻きこまれ、歩いて避難する場合は避難所を目指す。緊急の場合のみ高いビルに避難する。

※情報が不足し、安全かどうかの判断が付かない場合は運行を中止し、学校に戻るよう指示を出す。

【保護者との連絡】

○学部・学年・担任を通して連絡を取る。

○スクールメールで連絡をする。確認が取れない場合は、各学部主事が担任に連絡し、保護者へ連絡する。

【連絡がつかない場合】

○運行を直ちに中止し、バスで高い場所をまず目指し、最終的に学校を目指す。

○渋滞等に巻きこまれ、歩いて避難する場合は避難所を目指す。緊急の場合のみ高いビルに避難する。

【保護者との連絡】

○学部・学年・担任を通して連絡を取る。

○スクールメールで連絡をする。確認が取れない場合は、各学部主事が担任に連絡し、保護者へ連絡する。



全ての児童生徒の引き渡しは原則、学校で行う。

## 14 熱中症の事故

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 応急処置及び安全確保

- ・連絡を受けた養護教諭は、風通しのよい日陰やクーラーが効いている室内で体を冷やしたり水分補給をしたりする等の対応を行う。
- ・意識を失った時点で、職員室の他の教職員に救急車の要請をするとともに、管理職へ報告をする。

#### (2) 危機管理体制の確立

- ・校内救急体制に基づき、管理職は関係教職員に対応を指示する。
- ・記録者を決め、事故発生時の状況・発生直後の対応等事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

#### (3) 養護教諭の対応

- ・救急車到着までの所要時間に留意しながら、必要に応じて、救命処置（心肺蘇生とAEDの使用）を行う。
- ・担任から当該児童の朝の健康観察の状況を確認する。
- ・救急車が到着した際に、健康観察の状況、事故発生時からの時系列の児童の状況と学校の対応等をメモしたものを救急救命士に渡し、救急車にはその時の状況が説明できる教職員を1名同乗させる。

#### (4) 担任等の対応

- ・現場に残った担任等は、状況を把握している児童に聞き取りを行うとともに、連鎖が想定されることから、児童の不安を除くような適切な指示を行う。
- ・噂や憶測により誤った情報が伝わらないように十分な指導を行い、混乱や動揺を抑える。

#### (5) 保護者への対応

- ・保護者に、児童生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡、説明する。
- ・管理職、担任等は搬送された児童生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。
- ・児童の容態等が安定した際に、独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続き、治療費等について説明する。

#### (6) 関係機関への連絡

- ・管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れ、その後、適宜状況を報告し、助言を受ける。
- ・事故の程度や状況、児童の容態によっては警察へも連絡する。その場合、教育委員会と協議の上、必要に応じてマスコミへのプレス発表を行う。

## 2 未然防止のポイント

### (1) 熱中症による事故防止対策

- ア 授業や学校行事、部活動等の際には、「気象庁高温注意情報」や、暑さ指数（WBGT）の測定などの情報を収集し、活動時間、活動内容を吟味し計画する。
- イ 暑い季節の運動や作業は、涼しい時間帯にできるだけ計画し、運動が長時間にわたる場合には、休憩を多く取り、0.2%程度の食塩水あるいはスポーツドリンク等により、こまめな水分や塩分補給を行っていることを必ず指導者が確認する。
- ウ 体が暑さに慣れていない時は短時間で軽めの運動から始め徐々に慣らすようにする。
- エ 熱中症の起こりやすい時期は夏季に集中することが多いが、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日など、体が暑さに慣れていない時に起こりやすいことを念頭に置く。
- オ 児童生徒にも体調不良を感じた場合、早い段階で教職員等に申し出るように指導する。

### (2) 教職員の応急手当の共通理解

- ア 熱中症と想定される児童生徒は、涼しい日陰やクーラーの効いた室内に衣服をゆるめて寝かせ、水分や塩分を補給したり、濡れタオルをあてて扇ぐなど体を冷やしたりする。
- イ 経過観察中、容態が急変し死に至るケースもあり、注意を怠らない。
- ウ けいれんを伴ったり、意識がもうろうとした状況が見られた場合、直ちに救急車を要請する。

## 3 法令・判例等

### (1) 法令等

- ・国家賠償法第1条（公権力の行使に基づく損害の賠償責任、求償権）
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法第3条（センターの目的）  
第16条（災害共済給付及び免責の特約）
- ・同センター法施行令第5条（学校の管理下における災害の範囲）

### (2) 判例等

- ・剣道部活動練習中に生徒が熱中症になり死亡した事案（大分地裁平成25年3月21日判決）



○熱中症を疑ったときには何をすべきか

# 熱中症の応急処置

もし、あなたのまわりの人が熱中症になってしまったら……。落ち着いて、状況を確認して対処しましょう。最初の措置が肝心です。

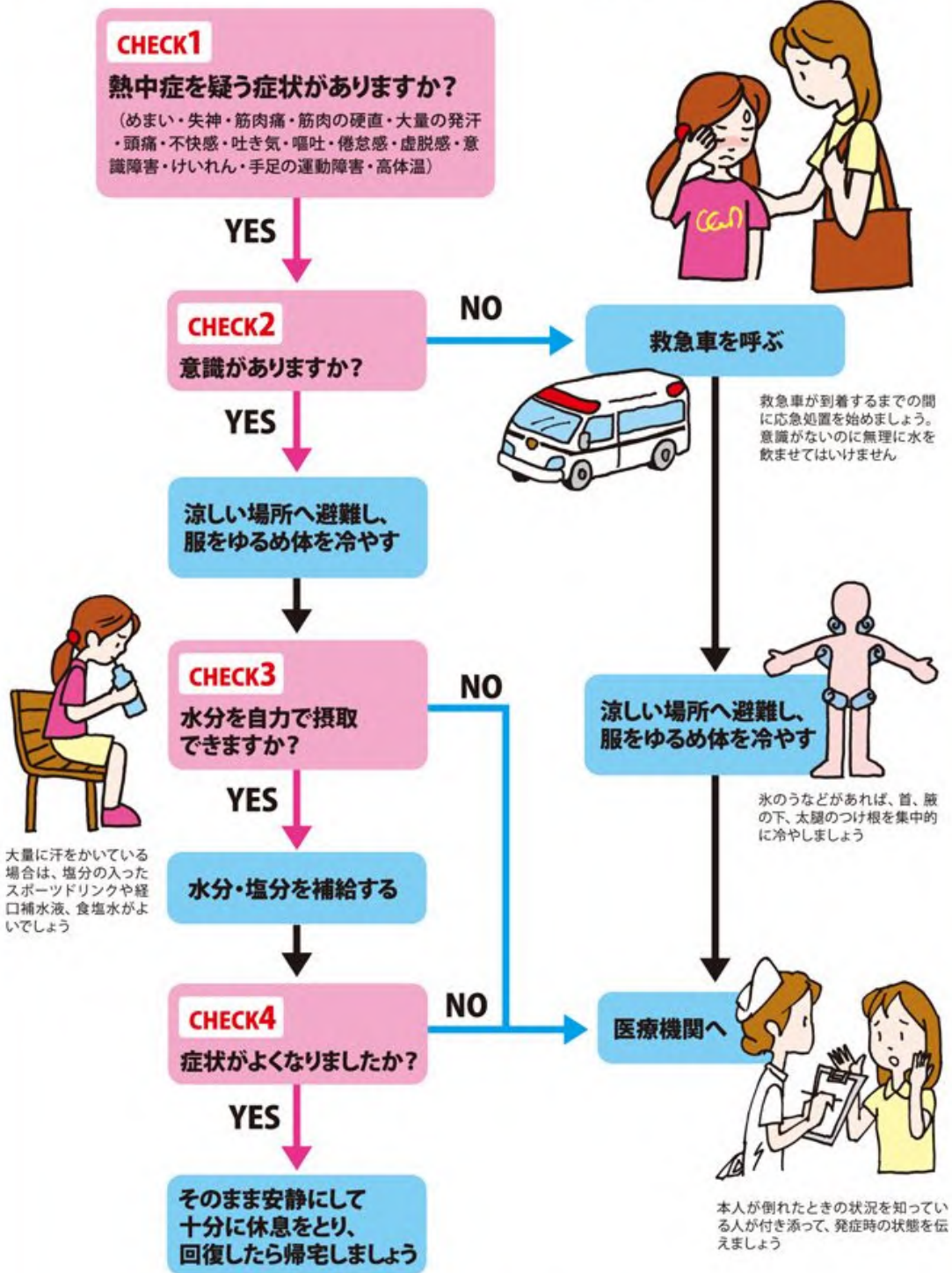


図2-7 熱中症を疑ったときには何をすべきか

○熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと

熱中症の疑いがある患者について医療機関が知りたいこと（分かる範囲で記入して下さい）

①様子がおかしくなるまでの状況

- ・食事や飲水の摂取（十分な水分と塩分補給があったか） 無 有
- ・活動場所 屋内・屋外 日陰・日向
- 気温（ ）℃ 湿度（ ）% 暑さ指数（ ）℃
- ・何時間その環境にいたか （ ）時間
- ・活動内容  
（ ）
- ・どんな服装をしていたか（熱がこもりやすいか）（ ）
- ・帽子はかぶっていたか 無 有
- ・一緒に活動・労働していて通常と異なる点があったか  
（ ）

②不具合になった時の状況

- ・失神・立ちくらみ 無 有
- ・頭痛 無 有
- ・めまい（目が回る） 無 有
- ・のどの渇き（口渇感） 無 有
- ・吐き気・嘔吐 無 有
- ・倦怠感 無 有
- ・四肢や腹筋のこむら返り（痛み） 無 有
- ・体温 （ ）℃ [腋下温、その他（ ）]
- ・脈の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・呼吸の数 不規則 速い 遅い（ ）回/分
- ・意識の状態 目を開けている ウウトしがち 刺激で開眼 開眼しない
- ・発汗の程度 極めて多い（だらだら） 多い 少ない ない
- ・行動の異常（訳のわからない発語など） 無 有
- ・現場での緊急措置の有無と方法 無 有（方法： ）

③最近の状況

- ・今シーズンいつから活動を始めたか（ ）日前（ ）週間前（ ）月前
- ・体調（コンディション・疲労） 良好 平常 不良
- ・睡眠が足りているか 充分 不足
- ・風邪を引いていたか 無 有
- ・二日酔い 無 有

④その他


- ・身長・体重 （ ） cm （ ） kg
- ・いままでに熱中症になったことがあるか 無 有
- ・いままでにした病気【特に糖尿病、高血圧、心臓疾患、その他】  
病名（ ）
- ・現在服用中の薬はあるか 無 有  
種類（ ）
- ・酒やタバコの習慣はあるか 無 有  
量（ ）

○熱中症の疑いがある患者の応急処置等について

**2) 救急処置**

**基本は「FIRE」**

- F** (Fluid) : 液 (水分+塩分)
- I** (Ice) : からだの冷却
- R** (Rest) : 運動の休止・涼しい場所で休む
- E** (Emergency) : 「緊急事態」の認識・119番通報

重度	おもな症状	必要な処置・対応
I度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・めまい・立ちくらみ。</li> <li>・筋肉痛・こむら返り。</li> <li>・汗が、ふいてもふいても出てくる。</li> <li>・頭痛。</li> <li>・体温 38℃以下。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・涼しい場所で安静にする。(R)</li> <li>・水分・塩分を補給 (0.9%食塩水)。(F)</li> <li>・腋の下などを冷やす。(I)</li> <li>・回復しても急に具合が悪くなることもあるので運動は禁止。</li> <li>・手足、体幹部をマッサージし、末梢血管の収縮を防止する (末梢から中心へ)。</li> <li>◎自分で水を飲めず意識がなければ救急車を呼ぶ。(E)</li> <li>・必要に応じて心肺蘇生処置を施す (156・157 ページ参照)。</li> </ul>
II度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭がガンガンする。</li> <li>・吐き気がする・吐く。</li> <li>・めまい。</li> <li>・体がだるい・虚脱感がある。</li> <li>・集中力・判断力が低下。</li> <li>・頻脈 (脈拍数の増加)。</li> </ul>	<p><b>太い血管の冷やし方</b></p>  <p>頸動脈：首の両側からあてて冷やす。</p> <p>腋動脈：両方の腋の下にはさんで冷やす。</p> <p>大腿動脈：足の付け根にあてて冷やす。</p>
III度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意識障害。</li> <li>・からだがかたくなる (けいれん)。</li> <li>・高熱 (40℃以上) が下がらない。</li> </ul>	

**0.9%食塩水のつくり方**

「0.9%食塩水」とは、熱中症を起こしたときに用いる補水液をいう。  
 500ミリリットルのペットボトルの水に、小さじ1杯弱 (4.5 g) の食塩をまぜるとできる。  
 ジッパーつきのビニール袋に 4.5 g の食塩を入れて常備しておく、500ミリリットルの水に溶かすことで、すぐに食塩水をつくって使用できるので便利。

農文教:ここがポイント学校救急処置より

## 15 清掃作業中等の転落事故の防止について

### 1 緊急対応のポイント

\*学校生活8の授業中の事故対応と同様の対応を行う（詳細はP20参照）

- (1) 安全確保
- (2) 応援の要請及び応急処置
- (3) 現場保存
- (4) 保護者への対応
- (5) 事後指導
- (6) 教育委員会への報告
- (7) 対外的な窓口の一本化

### 2 未然防止のポイント

- (1) 空調機器のフィルター交換作業は、児童・生徒に従事させない
- (2) 清掃は、事前に安全な清掃方法を指導し徹底する
- (3) 机、椅子、ロッカー等、人が上がることを本来の使用目的としていない物品や施設設備等に児童・生徒を上がらせない
- (4) 授業の実習等で脚立・作業台・はしご等を使用する作業については、以下の安全対策を徹底する
  - ①児童・生徒による作業は必要最小限とする
  - ②安全な作業手順を定め、作業開始前に関係者がそれを理解した上で作業を開始させること
  - ③作業開始前に周辺環境の安全を確認し、必ず2人以上で作業を行うこと
  - ④ヘルメット着用等により、作業の安全性を担保すること

# 16 その他の事例についての緊急対応の主なポイント

項目	緊急対応の主なポイント
16-1 器物損壊	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集及び初期の対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破損状況を写真等で記録に残し、教育委員会と連携の上、被害状況等から警察への連絡を判断する。</li> <li>・ 現場検証や、他の生徒が負傷しないために、立入禁止の措置をとる。 その後、速やかに破損箇所の補修等の措置を行う。</li> </ul> </li> <li>(2) 加害生徒への指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損壊行為については、許されない行為であることを明確に伝え、毅然とした指導をする。反省等については共感的に聞く。</li> <li>・ 問題行動の要因・背景を探り、その改善を図る。</li> </ul> </li> <li>(3) 他の生徒への指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全校指導、学年指導、学級指導を行う場合、当該生徒の人権やプライバシーに配慮して行う。</li> </ul> </li> <li>(4) 保護者への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係した生徒の保護者に事実を伝え、今後の学校の指導方針を説明する。その際、弁償等、今後の対応について協議する。</li> <li>・ 他の保護者への説明が必要な場合は、内容や対象について検討の上実施する。</li> </ul> </li> <li>(5) 関係諸機関との連携                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育委員会に被害の程度・学校の指導方針・経過等を報告する。</li> <li>・ 警察等の関係機関からの支援を活用することも考える。</li> </ul> </li> </ol>
16-2 性非行	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報収集                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察と連携を図りながら、事実の把握を行う。</li> <li>・ 要因・背景等を分析し、指導方針の決定や教員の役割分担をする。</li> </ul> </li> <li>(2) 生徒への個別指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同性の教師が指導に当たるなどの配慮をした上で、生徒に行為の重大性を認識させるなどの指導を行う。</li> </ul> </li> <li>(3) 保護者への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭内での生徒への関わり方等について助言する。</li> <li>・ 妊娠や性感染症への対応として、医療機関にかかるよう勧める。</li> </ul> </li> <li>(4) 他の生徒への指導                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該生徒の行為について、生徒間で噂となっていないか注意して見守り、そのような場面が見られたら個別に指導する。</li> </ul> </li> <li>(5) 指導の継続                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護教諭やスクールカウンセラー等の協力を得て、個別指導を継続して行う。</li> <li>・ 警察等の関係機関からの支援を活用することも考える。</li> </ul> </li> </ol>

<p>16-3 万引き</p>	<p>(1) 情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察と連携を図りながら、事実の把握を行う。</li> <li>・店舗に出向き謝罪し、状況を聞き取る。</li> </ul> <p>(2) 児童への個別指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に行為の重大性を認識させ、謝罪等について共に考えながら指導する。</li> <li>・行為に至った背景等について共感的に聞き取る。</li> </ul> <p>(3) 保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店舗への対応（謝罪・弁償等）について適切な助言を行う。</li> <li>・家庭での話し合いが、内面の理解や規範意識の高揚につながるよう助言を行う。</li> <li>・今後、学校と家庭が連携し、指導・支援を行っていくことを確認する。</li> </ul> <p>(4) 他の児童への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該児童の行為について、児童間で噂となっていないか注意して見守り、そのような場面が見られたら個別に指導する。</li> </ul>
<p>16-4 薬物使用</p>	<p>(1) 情報収集及び関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察からの情報、本人から逮捕されたときの状況やそれ以前の違法薬物等の使用、他の生徒や交遊関係者等の関与等について事情を聞くなど、情報収集を行う。</li> <li>・教育委員会に把握した事実を報告し、助言を求める。</li> <li>・違法ドラッグ・医療機関、児童相談所等の関係機関と十分に連携を図る。</li> </ul> <p>(2) 本人への個別指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や医療機関等と連携を図りながら、本人に、行った行為の重大性及び身体・精神・社会への悪影響等を認識させるとともに、購入・所持・使用等の根絶を指導する。</li> </ul> <p>(3) 保護者への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭内での本人へのかかわり方等について助言する。</li> <li>・習慣性が懸念されるため、医療機関等にかかるよう勧める。</li> </ul> <p>(4) 指導の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察や医療機関等と連携し、本人への指導等についての助言を得ながら、継続的な指導を行う。</li> </ul>
<p>16-5 虐待</p>	<p>(1) 虐待の気付き・発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の日頃の言動等に留意し、虐待の早期発見に努める。</li> <li>＊虐待を疑ったときから時系列で具体的に記録する。 （傷やあざは、治りやすいので、絵などで記録する。）</li> </ul> <p>(2) 報告と相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒虐待を疑ったときは、直ちに管理職に報告・相談する。</li> <li>＊虐待の確証を得る必要はない。</li> </ul>

	<p>(3) 校内組織会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職は校内組織会議を開催し、情報の収集、共有、分析を行う。</li> <li>・初期対応について検討する。</li> <li>・通告について検討する。</li> <li>・役割分担を行う。(必要に応じて支援チームを結成する。)</li> </ul> <p>(4) 初期対応、通告・相談等</p> <p>〔児童生徒への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の身の安全を確認・確保する。</li> <li>・聴き取りの回数は、できる限り少なくする。</li> <li>・「誰にも言わないから」という約束はしない。</li> </ul> <p>〔保護者への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭訪問や面接は、複数で当たる。</li> <li>・非難や批判をせず、訴えを傾聴する。</li> <li>・専門機関や当面の具体的な関わり等についてアドバイスし、解決に向けて共に取り組む姿勢を見せる。</li> </ul> <p>〔性的虐待への対応〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒から詳しい話を聞き出そうとせず、早期に児童相談所等の専門機関に相談する。</li> </ul> <p>〔通告・相談〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部機関との対応窓口を決め、情報の共有や連携を強める。</li> <li>・原則として市町村の相談窓口へ、緊急性が高い場合は児童相談所へ通告する。</li> <li>・生命の危険を感じた場合などは、警察へも通報する。</li> </ul> <p>(5) 通告後の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時保護等により通学が困難となった児童生徒に対しては、一時保護所等への教材の提供等により学習機会を保障する。</li> <li>・通告後も、定期的に、又は状況の変化等に応じて、積極的に関係機関と情報交換を行い、児童・保護者に対する継続的な支援を行う。</li> </ul> <p>*学校から関係機関への定期的な情報提供は、概ね1か月に1回</p> <p>(6) 家庭から分離された児童生徒への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が入所している施設と日常的な連絡や定期的な情報交換を行う。</li> <li>・学校と施設との間で、機会を捉えて相互訪問や行事への参加を行う。</li> </ul>
<p>16-6 DV (ドメ スティッ クバイオ レンス)</p>	<p>(1) 状況把握及び支援情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談を受けた教職員は、次のことを確認し、管理職へ報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア児童生徒への加害の有無</li> <li>イ関係機関等への相談状況</li> <li>ウ保護命令※1の発令等の有無</li> <li>エ連絡先、連絡方法等</li> </ul> </li> <li>*児童生徒に対する暴力、あるいはDVを児童生徒が見ているような状況が疑われる場合、児童虐待としての対応を行う。</li> <li>・必要に応じて、被害者に対して、配偶者暴力相談支援センター※2 (以下、「支援センター」という。) 等に関する支援情報の提供を行う。</li> </ul>

- (2) 対応方針等の決定
- ・管理職は対策委員会等を開催し、対応方針等を決定するとともに、全教職員で共通理解を図る。その際、加害者に対して被害者の居所等が知られることがないよう、居所等の情報を知り得る者については必要最小限に制限するなど、情報管理を厳重に行う。
- [対応のポイント]
- ア対応窓口の一本化（電話等による問い合わせ等に対して）
  - イ校内での安全確保（校内への立ち入り、面会要求等に対して）
  - ウ登下校時の安全確保（待ち伏せ・連れ去り等に対して）
    - \* 公的機関を名乗る電話等に対しても、確証がない場合等は、電話をかけ直すなど慎重な対応を行う。
    - \* 児童生徒や教職員等に対して、加害者からの加害が予想されるような場合は、警察へ通報する。
- (3) 関係機関等との連携
- ・教育委員会へ連絡する。
  - ・必要に応じて、支援センター等に助言を求める。
  - ・必要に応じて、警察へ協力要請を行う。
- (4) 児童生徒、保護者（被害者）への対応
- ・児童生徒及び保護者（被害者）に対して、加害者の校内への立ち入り、面会要求、待ち伏せ等、緊急時の対応等について確認する。
  - ・必要に応じて、児童生徒の心のケアを行う。
  - ・一時保護等により通学が困難となった児童生徒に対しては、一時保護所等への教材の提供等により学習機会を保障する。
- (5) 保護者（加害者）への対応
- ・被害者の意向を踏まえ、関係機関等と連携して対応する。
  - ・親権に基づく開示請求等については、個人情報保護条例等に則り、適切に対応する。
- (6) 転学手続き等に係る配慮事項
- ・転学した児童生徒の指導要録の記述を通じて転学先の学校名や所在地等の情報が加害者に伝わることを懸念されるような場合は、配偶者からの暴力の被害者の児童生徒の就学であることを関係者間で共有する。また、転学先の学校名や所在地等の情報を知り得る者については必要最小限の範囲に制限するなど、情報を厳重に管理した上で、指導要録の写し等を送付する。
- ※1 保護命令（被害者からの申立てにより、裁判所が加害者に対し発令するもの）
- ・接近禁止命令：身辺へのつきまといを6か月間禁止するもの  
被害者の子及び親族等も対象
  - ・電話等禁止命令：電話・電子メール等を6か月間禁止するもの
  - ・退去命令：2か月間、住居からの退去を命ずるもの
- ※2 大分県内の配偶者暴力相談支援センター
- |                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| ・大分県こども・女性相談支援センター（暴力） | TEL097-544-3900 |
| ・配偶者暴力相談支援センター（暴力）     | TEL097-534-8874 |
| ・大分県警察本部広報課（暴力・ストーカー）  | TEL097-534-9110 |
| ・性暴力救援センター・すみれ（性暴力被害）  | TEL097-532-0330 |



# 1 感染症の発生

## 1 緊急対応のポイント

### (1) 関係機関等への連絡

- ・児童生徒が感染症と診断された場合、学校は速やかに教育委員会に発生の報告をするとともに、学校医及び所轄の保健所に連絡し、今後の対応について指示を求める。

### (2) 情報収集

- ・感染症と診断された児童生徒の過去の出欠状況や欠席理由の把握に努める。
- ・他の生徒や教職員の中に感染した者がいないか、日頃の健康観察等で健康状態を把握する。
- ・罹患児童生徒の交友関係、学校活動等について調査を行う。

### (3) 保健所との連携

- ・臨時の健康診断が実施される場合は保健所に協力をする。
- ・学校は感染症と診断された児童生徒以外の児童生徒については「予防接種歴」や「健康観察記録」、「既往症歴」、「健康診断結果」、教職員については「定期健康診断受診状況」等の資料を整理し、保健所の調査活動に備える。

### (4) 保護者への対応

- ・保健所からの要請で、臨時の健康診断が実施される場合には、該当の児童生徒の保護者に対して文書で協力を依頼し、必要に応じて説明会を開く。
- ・その際、感染症と診断された児童生徒がいじめの対象にならないよう、当該児童生徒の人権やプライバシーに十分配慮する。

## 2 未然防止のポイント

### (1) 児童生徒の健康管理

- ア 教職員は、日頃から児童生徒の健康に気を付け、感染症を疑う症状（咳、たん、発熱などの呼吸器症状が一定期間継続するような場合）が長期化する前に受診を勧める。
- イ 過去の接種歴や既往症、家族歴からみた要観察者に対し、学校内外での一体的な健康観察を継続する。

### (2) 教職員の健康管理

教職員は、自身が発病すると児童生徒に集団感染させる可能性が高いことを自覚し、毎年の定期健康診断を必ず受診し、有症状時には早期に受診をする。

### (3) 保健指導の充実

学校医や保護者との連携により、児童生徒に対する保健指導を徹底し、感染症に対する関心を高めるとともに、家庭での規則正しい生活を実践させる。

### (4) 情報収集・緊急対応時の体制の整備

- ア 患者発生等の情報が、責任者に確実に伝わるよう、情報の伝達体制を整備するとともに、対外的な連絡窓口を一本化する。
- イ 保護者に対し、児童生徒が伝染性の疾患にかかったと判明した場合は、早急に学校に連絡することを徹底する。

### 3 法令・判例等

#### (1) 法令等

- ・学校保健安全法施行規則第18条（感染症の種類）
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第17条（臨時の健康診断）

#### (2) 資料等

- ・「学校における結核対策マニュアル」（文部科学省平成24年3月）

#### ○ 感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条）

1 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。次号及び第十九条第一項第二号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱及び結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

#### ○ 新型インフルエンザについて

新型インフルエンザ対応ハンドブックに基づき、新型インフルエンザが発生した場合における迅速かつ的確な対策を実施する。

- ・危機管理体制の確認
- ・児童生徒等及び保護者への迅速かつ正確な情報提供
- ・学校内での感染拡大防止のための措置
- ※国が緊急事態宣言をした場合、県により不要不急の外出自粛等の要請、施設使用制限等の要請等が行われる。
- ・児童生徒等・教職員への予防措置のための指導の徹底
- ・新型インフルエンザ感染拡大時の学校運営体制、児童生徒の学習支援体制
- ・給食の中止の措置
- ・感染予防・感染拡大防止のための物品の活用
- ・人権上の留意事項についての啓発

## 2 学校給食による食中毒

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 早期発見

- ・担任、養護教諭は、児童生徒の欠席状況の変化に留意し、異常の早期発見に努める。

#### (2) 情報収集

- ・担任は、出席者の様子や異常の訴え、早退者や欠席者の状況を把握する。

#### (3) 児童への対応

- ・症状のある児童生徒については、速やかに医療機関で受診し、診断結果を学校に連絡することを保護者に依頼する。
- ・健康な児童生徒、症状のある児童生徒共に精神的動揺も考えられるので、食中毒の正しい知識と二次感染予防について指導する。
- ・入院や欠席している児童生徒については、担任等が病院や家庭を訪問し、見舞いをするとともに、児童生徒の容態を確認する。

#### (4) 関係機関との連携

- ・管理職は直ちに教育委員会に第一報を入れるとともに、学校医・学校薬剤師・保健所へ連絡し、当日及び翌日以降の学校運営（臨時休校・学校給食）についての指示を求める。
- ・管理職は対策委員会等を設置し、学校・家庭・地域及び専門機関が一体となって取り組むことができる体制づくりに努める。
- ・管理職は、保健所・教育委員会が行う検査や調査について全面的に協力し、特に立入検査がある場合は、担当責任者を定めて的確に対応する。
- ・情報の混乱を避けるため、関係機関や報道機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

#### (5) 保護者との連携

- ・保護者に対しては、学校保健委員会・PTA役員会、保護者説明会等を設け、事実を説明し、児童生徒の健康調査・喫食調査・検便等の各種調査への協力を依頼する。

#### (6) その他

- ・罹患児童生徒が、そのことでいじめの対象にならないよう配慮するとともに、心のケアに努める。

### 2 未然防止のポイント

#### (1) 衛生管理体制の確立

- ア 校長は、衛生管理責任者（栄養教諭等）に衛生管理を徹底させるとともに、作業工程表を作成させ、調理、配膳、配送を適正に実施させる。

イ 栄養教諭等、給食調理員の業務別研修を実施し、実践的衛生教育を積極的に指導し、衛生管理に関する具体的知識を身に付けさせる。

(2) 連絡網の整備

校長は、食中毒が学校の休業日や夜間に発生する可能性も考慮し、保護者に緊急時の学校への連絡方法を周知するとともに、学校から保護者への緊急連絡網を整備し、情報提供に万全を期す。

(3) 日常の健康管理の充実

ア 担任、養護教諭は、日頃から欠席状況・健康状態を記録・整備するとともに、児童生徒に対しては、異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。

イ 保護者には、早めの欠席連絡の徹底を図る。

3 法令・判例等

- ・学校保健安全法第13条第2項(臨時健康診断の実施)、第19条(出席停止措置)、第20条(臨時休業)
- ・学校保健安全法施行令第6条(出席停止の指示)
- ・学校保健安全法施行規則第19条(出席停止の期間の基準)
  - 第20条(出席停止の報告事項)
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令
  - 第5条(学校の管理下における災害の範囲)

○ 食中毒菌の特徴、症状、潜伏期間

細菌名	菌の特徴と汚染されやすい食品	症状	潜伏期間
サルモネラ菌	人や動物に広く分布している細菌群 卵、食肉、その他加工品	喫食数時間後に、激しい腹痛と下痢が起る。吐気・嘔吐・発熱	8時間～72時間 (通常24時間)
病原性大腸菌	家畜・ペット・健康人や自然環境などに広く分布 水系による集団発生、食品としてはサラダ、魚介類、食肉等	病原大腸菌の種類により症状が異なる。腹痛・下痢(水溶性または粘性、粘血便)・発熱・倦怠感・嘔吐	12時間～48時間 腸管出血性大腸菌 0-157にあつては2～7日
カンピロバクター	家畜、家禽の腸管に住む細菌 鶏肉関連食品、牛生レバー、鶏肉からの二次汚染をしたサラダ、生水等	発熱・倦怠感・下痢・腹痛・頭痛・めまい・筋肉痛	2日～7日 (通常2日～3日)
ブドウ球菌	人や動物の化膿巣や鼻咽喉に広く分布 にぎり飯などの穀類及びその加工品、弁当などの複合調理食品、卵加工品等	吐気・激しい嘔吐・下痢・腹痛(24時間以内で回復)	1～6時間(通常2～3時間)
ノロウイルス	人から人への感染や食品を通じての感染例がある。人の腸管でのみ増殖する。少量のウイルス量で発症する。患者の便や吐物に汚染された水・食物 生食用の二枚貝等	吐気・嘔吐・下痢・発熱・腹痛・咽頭痛(風邪の症状と似ている。)	12～48時間

「学校給食衛生管理基準の解説」独立行政法人日本スポーツ振興センターより一部抜粋

## 3 学校給食への異物混入

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 状況の把握とその対応

- ・各学級の給食への異物混入の有無を確認し、児童の健康状態を把握する。
- ・異物の状況に応じ、現場をそのままにしておく。
- ・学校全体の状況を取りまとめる。
- ・救急車の必要がある場合は出動を要請し、教職員が同乗する。
- ↓
- ・児童の不安解消に努める。

#### (2) 危機管理体制の確立

- ・保健所等に報告し、その指導・助言に基づき、当日及び翌日からの対応を決定する。
- ・管理職は関係教職員に役割分担を指示する。
- ↓
- ・関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

#### (3) 保護者への連絡

- ↓
- ・保護者に対して、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明を行う。

#### (4) 関係機関等への連絡

- ・教育委員会へ第一報の報告をする。
- ・学校医、学校薬剤師に連絡し、対処の方法について指示を受け対応する。

### 2 未然防止のポイント

#### (1) 学校等における危機管理体制の確立

- ア 管理職は、学校給食での異物混入を想定し、校内体制を確立しておく。
- イ 調理場の責任者は、調理場での異物混入を想定し、防止する方法を考える体制をつくる。
- ウ 栄養教諭等、給食調理員の研修に異物混入に関する内容を取り入れ、対策に関しての具体的な知識を習得させる。

#### (2) 連絡網の整備

異物混入の判明時期としては、1. 調理時、2. 検食時、3. 各学級での配食時、4. 喫食時が考えられるため、それぞれに対応できる連絡体制を整備し、できるだけ早急に連絡できるようにしておく。

#### (3) 検食の事前実施の徹底

学校では、責任者（管理職等）が、原則児童生徒の給食時間30分前までに検食を行い、結果を記録する。

#### (4) 調理場での日常点検の徹底

- ア 食材の納入時の立ち会い及び検収を行った後、検収者が納品書に検印する。
- イ 調理過程での異物混入を防止するため、使用する機械・器具類、ビニール袋の切片等の使用前後の点検等を実施して結果を記録し、異物混入が起きないよう最善を尽くす。  
また、日常の衛生管理を徹底し、害虫・頭髪等の混入についても予防する。
- ウ 調理後の管理を徹底する。

#### (5) 学校における検収及び管理

- ア 学校への直送納品物品については、検収を行った後、検収者が納品書に検印する。
- イ 配膳室等保管場所の衛生について十分に配慮する。

ウ 配膳室等保管場所については、施錠できる構造とする。

エ 配膳室から給食時間の配食までの管理を徹底する。

(6) 児童生徒への指導

安全確保のため、パンはちぎって一口大にして食べる、牛乳等が容器から漏れていないか確認する等の指導を行う。

(7) 不審者の侵入防止

給食施設内の各作業場所が無人になるような場合は、扉やシャッターを閉じ施錠するなど、外部からの侵入防止の措置を徹底する。

#### 4 法令・判例等

(1) 法令等

・学校保健安全法第27条（学校安全計画の策定等）、第28条（学校環境の安全の確保）、第29条（危険等発生時対処要領の作成等）

・学校保健安全法施行規則第1条（環境衛生検査）、第2条（日常における環境衛生）、第28条（安全点検）、第29条（日常における環境の安全）

(2) 通知等

・学校給食衛生管理基準の施行について（21文科ス第6010号平成21年4月1日）

・学校給食における食品の安全確保について（保健第27号平成24年4月16日）

・食品製造における異物混入発生予防について（保健第287号平成25年10月16日）

#### 【危機終息後の対応】

(1) 原因究明

管理職は、関係機関、来校者、児童生徒等から情報を得て、原因の究明にあたる。

ア 当日の食材の検収時、調理時に異物や外観の異常の有無を確認する。

イ 混入した異物が食材の包材や調理機器、器具の素材と一致していないかを確認する。

ウ 調理工程を確認し、調理機器、器具の異常の有無を確認する。

エ 食材納入業者に確認し、製造、加工の工程における混入の可能性を調査する。

(2) 改善策の検討

ア 調理場や食材で考えられる原因に応じて、再発防止対策を講じる。

イ 食材納入業者、既製品の製造業者に指示した場合は、検査結果や再発防止策について報告書を提出させる。

ウ 学校等に原因があった場合は、学校内で必要な再発防止対策について協議する。

エ 原因が解明できず、効果的な改善策を講じることができない場合であっても、混入の可能性について調査し、異物混入リスクの軽減に努める。

## 4 食物アレルギー

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 状況の把握・応援の要請

- ・担任は、当該児童生徒から目を離さず、状態を確認する。（意識状況・呼吸・心拍等の把握、症状・経過の把握）
- ・直ちに、他の教職員の協力を求める。
- ・養護教諭に連絡し、応急手当をするとともに、速やかに管理職に報告する。
- ・内服薬またはアドレナリン自己注射薬（エピペン）があれば準備する。

#### (2) 児童への対応

- ・アナフィラキシー症状やショック症状の児童は、その場で安静にさせる。  
ぐったり、意識もうろうの場合・・・血圧が低下している可能性があるため、仰向けで足を15～30cm高くする。  
吐き気、おう吐がある場合・・・おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける。  
呼吸が苦しく仰向けになれない場合・・・呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかからせる。
- ・緊急性が高いアレルギー症状の場合は、直ちにアドレナリン自己注射薬（エピペン）を打つ。
- ・アナフィラキシーの兆候が見られる場合、アドレナリン自己注射薬（エピペン）を使用した場合等は、救急車を要請して教職員が同乗し、医療機関へ搬送する。
- ・意識のない場合は、気道を確保する姿勢を保つ。（頭部後屈あご先挙上法等）
- ・反応がなく、呼吸がなければ、心肺蘇生を行う。（AEDの準備）

#### (3) 保護者への対応

- ・保護者に症状や経過、搬送先等を正確に連絡する。
- ・管理職、担任等が病院に向かい、保護者に詳細を説明する。

#### (4) 関係機関との連携

- ・学校医及び主治医に連絡し、必要な指示を受け、対応する。

#### (5) その他

- ・管理職は、学級担任、養護教諭、栄養教諭等から情報を集め、事故に至った経緯や行った対応策を整理する。
- ・事故の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・管理職は、外部への情報提供や、マスコミの取材に応じる場合、個人情報に配慮するとともに、窓口を一本化し、複数の情報が交錯し、混乱しないよう配慮する。

### 2 未然防止のポイント

#### (1) 情報収集及び共通理解

- ア 担任は、年度当初に、食物アレルギーの有無、原因となる食物、運動との関連の有無、学校給食の対応、薬の携帯、課外活動の留意点等、児童生徒の実態について保護者から情報を得る。なお、食物アレルギーの有無については、医師の診断に基づくものであることを確認しておくことが大切である。（中学校、高等学校等では、担任は部活動顧問と情報共有しておく。）
- イ 保護者の同意を得た上で、児童生徒のアレルギー等の情報を教職員間で共有するとともに、管理職、保健主任、学級担任、養護教諭、栄養教諭が食物アレルギーの対応について協議し、個

別の対応策を明確にする。

- ウ 教職員が研修等を通じて、食物アレルギーやアナフィラキシー、心肺蘇生（AEDの使用を含む）、応急手当等について知識や技能を習得する。
- エ アナフィラキシーが発生した場合の対応や手順について定め、教職員で共通理解する。（症状の確認、校内体制、応急手当、緊急連絡先の確認等）
- オ 救急法の講習会を行うなど、心肺蘇生（AEDの使用を含む）やアドレナリン自己注射薬（エピペン）、応急手当等について実際に対応できるようにしておく。

## (2) 学校給食における対応

- ア 学校給食の対応等について学校と保護者で合意した後、保護者よりアレルギー除去食等の依頼する文書の提出を依頼する。
- イ 当該児童生徒に食物アレルギーの代替食等を提供する場合は、代替食等を一般献立の給食と取り違えることがないように注意して管理する。

## (3) 情報提供

各種通信（保健だより、給食だより等）を通じ、保護者に食物アレルギーやアナフィラキシーに関する情報を提供する。

## 3 資料等

- ・「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」  
(公益財団法人日本学校保健会平成20年3月31日発行)
- ・「食物アレルギーによるアナフィラキシー学校対応マニュアル小・中学校編」  
(公益財団法人日本学校保健会平成17年4月11日発行)

### アナフィラキシーについて

#### 定義

アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、ゼーゼーする呼吸、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をアナフィラキシーと言う。その中でも、血圧が低下して意識の低下や脱力を来すような場合を、特にアナフィラキシーショックと呼び、生命にかかわる重篤な状態である。

#### 原因

アナフィラキシーの原因のほとんどは食物だが、それ以外に昆虫刺傷、医薬品、ラテックス（天然ゴム）などが問題となる。中にはまれに運動だけでも起きることがある。

#### 治療

意識の障害などがみられる重症の場合には、適切な場所に足を頭より高く上げた体位で寝かせ、嘔吐に備え、顔を横向きにする。意識状態や呼吸、心拍の状態、皮膚色の状態を確認しながら必要に応じ心肺蘇生を行い、医療機関へ搬送する。また、アドレナリン自己注射薬であるエピペンを携帯している場合には、早期に注射することが効果的である。

「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」より



学校	新転入生	在校生
<p><b>1 保護者宛文書①を配布</b> (入学者説明会・学年末PTA)</p> <p><b>2 個別面談</b> 食物アレルギー調査票② 学校生活管理指導表③を配布 ・保護者 ・養護教諭 ・学校栄養職員</p> <p><b>3 給食委員会</b> ○事故のない給食対応が可能か？ ○厨房内の施設設備を考慮して同意書内容の検討 (管理職・各学部主事・保健主任・養護教諭・学校栄養職員)</p> <p><b>4 個別面談</b> ・保護者 ・養護教諭 ・学校栄養職員 ・担任</p> <p><b>5 食物アレルギー対応同意書作成・配布</b></p>	<p>アレルギー対応食を希望するか？</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="596 344 762 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">希望する</div> <div data-bbox="667 421 699 533" style="font-size: 2em;">↓</div> <div data-bbox="596 539 772 622" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">そのまま残る</div> </div> <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="810 344 976 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">希望なし</div> <div data-bbox="880 443 912 510" style="font-size: 2em;">↓</div> <div data-bbox="842 539 976 622" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">おわり</div> </div> </div> <p>面談する</p> <div data-bbox="641 721 673 1124" style="font-size: 4em;">↓</div> <p>食物アレルギー調査票② 学校生活管理指導表③を提出し、面談する。 食物アレルギー対応同意書を受け取り、内容が良ければ署名捺印し提出する。</p>	<p>変更あり？</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="1067 344 1233 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">変更あり</div> <div data-bbox="1075 443 1107 577" style="font-size: 2em;">↓</div> </div> <div style="text-align: center;"> <div data-bbox="1249 344 1415 421" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">変更なし</div> <div data-bbox="1319 452 1351 519" style="font-size: 2em;">↓</div> <div data-bbox="1265 539 1399 622" style="border: 1px solid black; padding: 5px;">おわり</div> </div> </div> <p>面談する</p> <div data-bbox="1075 721 1107 1124" style="font-size: 4em;">↓</div>

## 5 学校給食での誤嚥による窒息事故

### 1 緊急対応のポイント

#### (1) 状況の把握と処置

- ・指導に当たっている担任は、当該児童生徒にのどが詰まったかどうか尋ね、声が出せず、うなづくようであれば窒息と判断し、応急手当をする。
- ・担任は応援を呼び、知らせを受けた教員は直ちに管理職に報告し、救急車を要請する。また、養護教諭にも連絡する。
- ・当該児童生徒に反応がない場合、あるいは最初は反応があっても応急手当を行っている途中でぐったりして反応がなくなった場合には、直ちに心肺蘇生を開始する。

#### (2) 危機管理体制の確立

- ・管理職は教職員の役割分担を明確にし、的確な対応を図る。
- ・混乱を避けるために、関係機関等への対応は管理職が当たり、窓口を一本化する。

#### (3) 児童生徒、保護者への連絡対応

- ・給食を食べることを中止させ、他学級の担任等が児童生徒を他の教室に移動させるとともに、当該児童生徒の状況を説明し、動揺が広がらないよう適切な言葉がけを行う。
- ・当該児童生徒の保護者に、状況や経過など事故の詳細、搬送先を正確に連絡する。
- ・事故の原因や状況、今後の対応策を全校児童生徒や保護者に説明し、学校の対応について理解を求める。

#### (4) 教育委員会への連絡

- ・事故の概要について、速やかに教育委員会へ第一報を報告し、対応策について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ、適宜報告を行う。

### 2 未然防止のポイント

#### (1) 危機管理体制の確立

管理職は、万一の事故への対応については、教職員間で確認し共有する。給食の窒息事故を想定した応急手当や心肺蘇生（AED含む）等について校内研修を実施するなど教職員の対応能力を高める。

#### (2) 日常の給食指導の充実

ア 学級担任等は、日常の給食指導において、児童生徒に対しては、次のことを指導し、教員不在の時間をつくらず、食事中は児童生徒の様子に注意する。異常があった場合は速やかに教職員や保護者に知らせるよう指導する。

- ・食べ物は食べやすい大きさにして、よく噛んで食べること。
- ・口に食べ物を入れたままおしゃべりをしないこと。
- ・食事中にびっくりさせるようなことはしないこと。
- ・歩きながら飲食しないこと。
- ・食べ終わる速さを競わないこと。
- ・種のある果物を食べるときには、十分注意して種を除いて食べること。

イ 授業が給食時間に食い込むことがないように努めるとともに、おかわり開始の時間を設定するなど児童生徒がゆとりをもって食事ができるように配慮する。

#### (3) 嚥下障害のある児童生徒への配慮

ア 食物の誤嚥は重大事故につながる可能性があることを改めて認識し、特に嚥下障害等食べる機能

に障害のある児童生徒の指導に当たっては、医師その他の専門家の診断や助言に基づき、食事の調理形態（ペースト食、刻み食、普通食等）や摂食指導の方法について、保護者と学校の関係者間で十分な検討を行うことが重要である。調理及び指導はこれに基づくとともに、嚥下障害のある児童生徒の指導に豊富な経験を有する教職員を含む複数の教職員で指導する等により安全確保を徹底することが重要である。

イ 児童生徒が安全に食べることができるよう、特に次の点に留意すること。

- ・個々の児童生徒が安全に食べることができるよう大きさ、固さ、とろみ、食材の選定等に留意し、食べやすい（誤嚥しにくい）献立と調理とすること。また、個々の児童生徒の食べる機能に応じて、一口の量や食事援助の仕方を工夫すること。
- ・個々の児童生徒の障害の状態に応じて、食べやすい（誤嚥しにくい）姿勢が保持されるようにすること。

ウ 嚥下障害のある児童生徒に種のある果物を提供する際には、種を除去して提供する。

### 3 通知等

- ・障害のある幼児児童生徒の給食その他の摂食を伴う指導に当たっての安全確保について  
(平成24年7月3日付け事務連絡文部科学省スポーツ青少年局)
- ・子どもの窒息事故防止の徹底について  
(平成24年8月28日付け事務連絡文部科学省スポーツ青少年局)

#### 【対処方法】

他教職員に119番通報を依頼し、直ちに以下の方法で詰まった物の除去を試みる。



背部叩打法

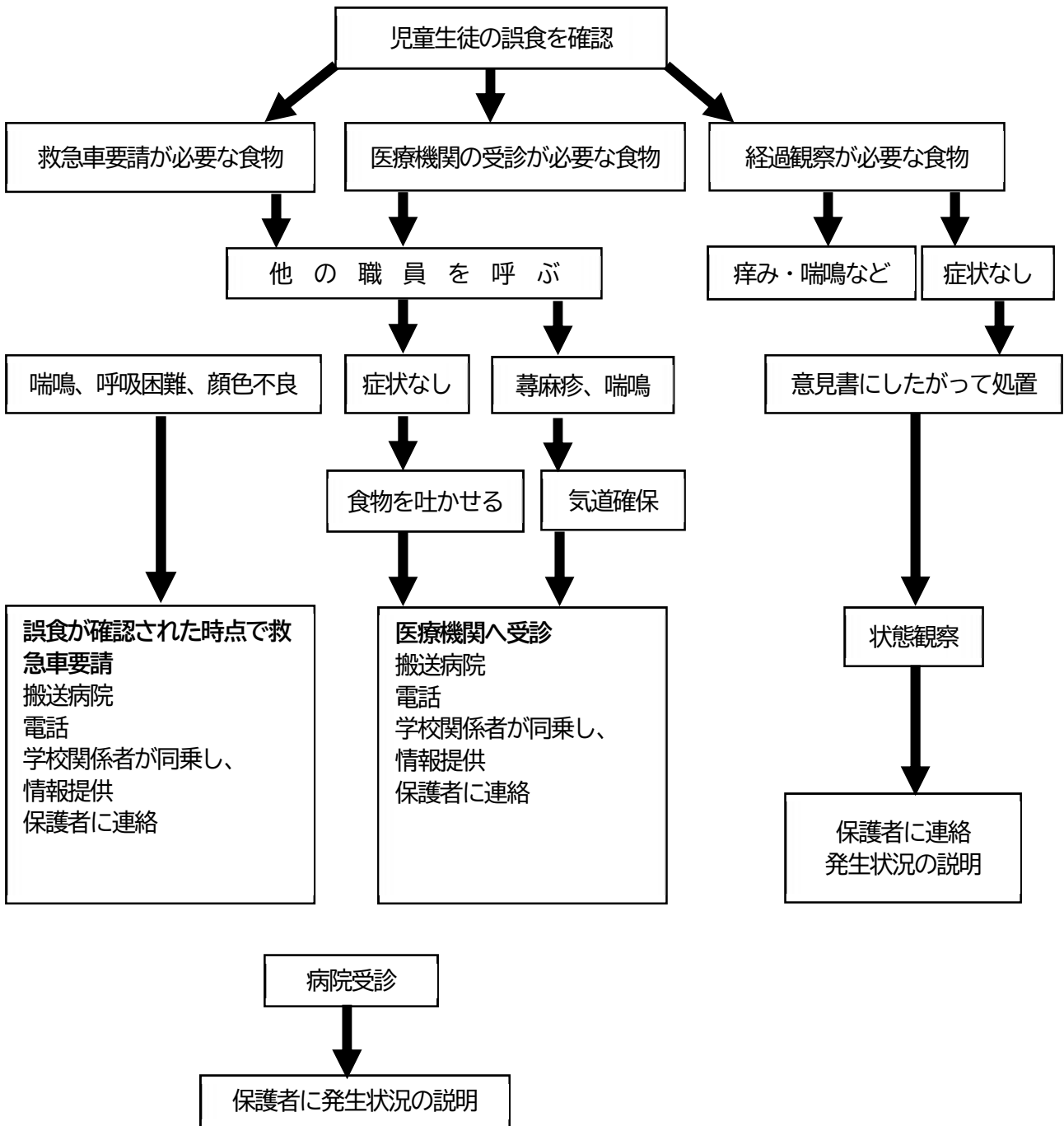


ハイムリッチ法

【参考：気道異物の除去（福岡市消防局）】

(背部叩打法) 体の小さい子どもでは、膝の太ももがうつぶせにした子どものみぞおちを圧迫するようにし、子どもの頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩く。なお、腹部臓器を傷付けないよう力を加減する。

(ハイムリッチ法) 体の大きい子どもや大人では、後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片手の手を握り拳にして、腹部を上の方に圧迫する。この方法が行えない場合、横向きに寝かせて、又は、座って前かがみにして、背部叩打法を試みる。



## 6 心肺蘇生法

原因は何であれ、突然に心肺機能が停止または低下した場合は、直ちに医師への連絡や、救急車の要請を行うとともに、その場で即刻、心肺蘇生法を施さなければならない。

### ○ 心臓マッサージ

- (1) 呼吸の観察で心停止と判断したら、直ちに胸骨圧迫を開始する。
- (2) 胸の左右の真ん中の「胸骨」の下半分を圧迫する。
- (3) 垂直に体重が加わるよう両肘をまっすぐに伸ばし、肩が圧迫部位の真上になるような姿勢をとり、傷病者の胸が少なくとも5 cm沈み込むように強く速く圧迫を繰り返す。  
小児では両手または片手で、胸の厚さの約1/3 沈み込む程度に圧迫する。
- (4) 圧迫のテンポは1分間に少なくとも100回。可能な限り中断せずに、絶え間なく行う。

※胸骨圧迫を30回続けたら、その後気道確保をして、人工呼吸を2回行う。

### ○ 人工呼吸

- (1) 気道を確保し、前頭部を押さえていた手を鼻へ動かし、親指と人差し指とで鼻翼をつまんで鼻孔を塞ぐ。
- (2) 息は傷病者の胸が上がるのが見てわかる程度の量を約1秒間かけて吹き込む。吹き込んだら、いったん口を離し、傷病者の息が自然に出のを待ち、もう一度、息を吹き込む。
- (3) 息を吹き込むにつれて傷病者の胸が持ち上がるのを確認する。息を吹き込んだときに（2回とも）胸が上がるのが目標。胸が上がらない場合でも、吹き込みは2回までにする。2回の吹き込みを行う間は胸骨圧迫が中断されるが、その中断は10秒以上にならないようにする。

※その後は胸骨圧迫30回と人工呼吸2回の組み合わせを絶え間なく続ける。

※傷病者が普段どおりの呼吸をしはじめる、あるいは目的のある仕草が認められるまで、あきらめずに心肺蘇生を続ける。

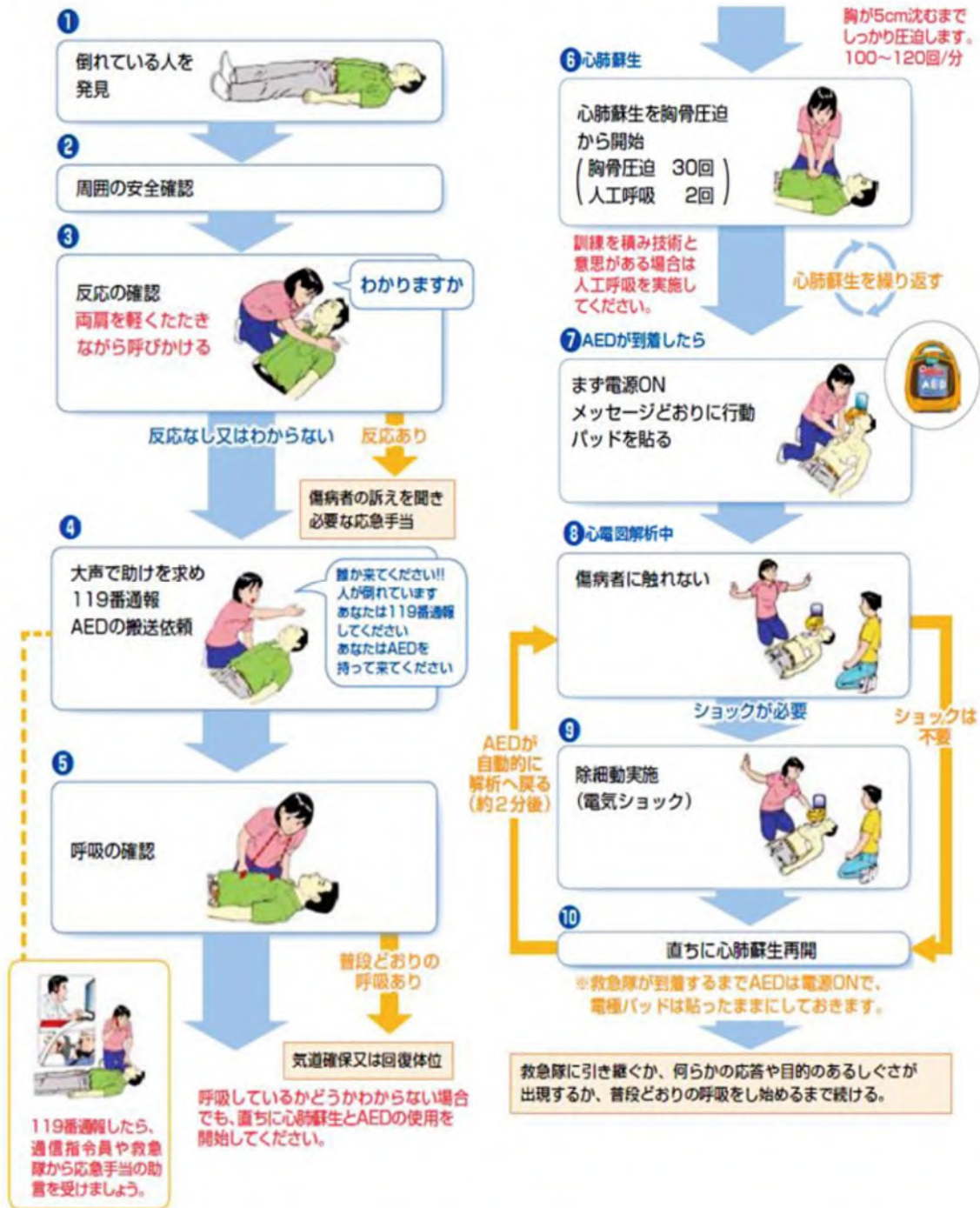
### ○ AED

- (1) 心肺蘇生を行っている途中でAED が届いたら、すぐにAED を使う準備に移る。
- (2) 電源を入れたら、以降は音声メッセージとランプに従って操作する。
- (3) AED は心電図を自動的に解析し、電気ショックが必要である場合には、音声メッセージに従ってショックボタンを押し、電気ショックを行う。
- (4) 電気ショックのあとは、直ちに胸骨圧迫から心肺蘇生を再開する。
- (5) AED は2分おきに自動的に心電図解析を始める。その都度、「体から離れてください」などの音声メッセージが流れる。傷病者から手を離すと同時に、周囲の人にも離れるよう声をかけ、離れていることを確認する。

※以後も同様に心肺蘇生とAED の手順を繰り返す。

AED設置場所：事務室前、保健室

心肺蘇生法の手順



「上級救命講習テキスト」ガイドライン2015対応（東京防災救急協会発行）より引用・編集

# 緊急対応チェックリスト

## いじめ

### いじめられた児童生徒とその保護者への対応

- 共感的な受け止め、丁寧な事実確認
- 保護者の思いを聞き、不十分な点は謝罪
- 連絡を密にし、具体的な対応等を説明

### いじめた児童生徒とその保護者への対応

- 人権への配慮、客観的で正確な事実把握
- 相手の気持ちを考えさせる指導
- 行為の重大性に気付かせる毅然とした指導
- 指導に対する保護者の理解と協力

### 周囲の児童生徒からの聞き取り

- 聞き取りの範囲や内容・方法等の工夫

### 指導の留意点

- 明確な指導方針、具体的な指導内容、役割分担
- スムーズに情報共有できる連絡体制の整備
- ネット上の書き込みへの対応の検討
- 学級・学年全体への指導内容や方法の検討
- 被害児童生徒への継続した支援と保護者への連絡
- 被害児童生徒への継続したカウンセリング
- 加害児童生徒への継続した指導
- 教員による継続した観察と情報共有
- 状況に応じたネット上の継続監視

### 関係機関との連携

- 重大な事案（生命や身体の危険、犯罪行為等）やその恐れのあるいじめは、早急に警察へ相談・通報する。



## 人権に関する問題（差別的なからかい等）

### 事実の正確な把握

- 管理職へ報告
- 事実関係の正確な把握

### 対応方針等の決定

- 対策委員会等の開催、対応方針等の決定
- 管理職は役割分担等を決定し、対応を指示
- 時系列による詳細な記録

#### 〔留意事項〕

- ・被害者の人権回復を最優先、二次被害の防止
- ・迅速かつ組織的な対応
- ・人権教育の内容や方法の見直し（指導の充実）

### 関係機関等との連携

- 教育委員会へ連絡
- 必要に応じて関係機関等との連携

### 児童生徒への指導

- 関係児童生徒への個別指導・家庭訪問
- 関係児童生徒の心のケア
- 学級指導、学年指導

#### 〔留意事項〕

- ・教職員の共通理解のもとでの指導
- ・指導に際して児童生徒の人権に配慮
- ・計画的、継続的な指導

# 生徒間等の暴力事件

## 被害児童生徒の安全確保

- 複数教職員での現場対応
- 負傷した児童生徒の応急処置

## 関係機関への連絡

- 消防へ連絡し、救急車を要請
- 警察へ連絡し、事件の内容を連絡
- 教育委員会への第一報

## 保護者への連絡

- 被害児童生徒保護者に、負傷状況及び搬送先を連絡
- 加害児童生徒保護者に、把握している事実を連絡

## 現場の保存

- 周囲の児童生徒を移動させて、現場を立入禁止にする  
周囲の児童生徒からの情報収集
- 児童生徒の動揺を鎮める
- 正確な事実関係の把握

## 役割分担の確認

- 事件概要についての共通理解
- 役割分担・対応方針を確認し、組織的に対応

## 他の児童生徒への指導

- 当該児童生徒の人権やプライバシーへの配慮
- 憶測による噂話をしないように指導

## 保護者への対応

- P T A 役員、教育委員会等との連携
- 緊急保護者会を開催し、事件概要や対応方針等を説明

## その他

- 加害児童生徒の保護後も警察や教育委員会と連携
- 事件発生状況や指導の経過等の記録

# 自殺

## 対応方針の決定

- 状況把握、遺族への対応、在校生・P T A への対応、  
教育委員会や警察との連携等、対応方針の決定
- 対応方針に基づいた役割分担

## 校内の体制づくり

- 弔問及び遺族の意向確認（今後の対応、葬儀への参列等）
- 連絡体制の整備と外部対応の一本化
- プライバシー等に考慮して在校生へ伝える
- P T A 会長への連絡と保護者への対応  
背景調査と心のケア
- すべての教職員からの聴き取り
- 関わりの深い児童生徒からの聴き取り
- 関係児童生徒等のケア  
遺族への継続的な関わり
- 背景調査の経過や内容の説明
- 詳しい調査の実施についての提案・協議  
詳しい調査の実施
- 遺族へ調査目的や方法など調査計画の説明
- 遺族へ調査経過及び最終結果の説明

## 再発防止

- 調査結果をもとにした再発防止策の検討と実施

# 不登校に関するトラブル

## 情報収集及び事実確認

- 関係教職員の召集
- 支援の経過や児童生徒の状況等の事実確認
- 複数の教職員による家庭訪問での保護者との話し合い

## 児童生徒・保護者への支援

- 保護者の気持ちをしっかりと受け止める
- 背景・要因にも着目した誠意ある対応
- 児童生徒の思いや願いをしっかりと受け止める

## 支援の方針の決定

- 教育委員会や相談機関から助言を得ながら、今後の具体的な支援策の決定
- 当該児童生徒に関わりをもつすべての教職員が参加した「誰が、どんな援助を、いつ(いつまでに行うか)」等の具体的な支援内容の検討

## 支援の継続

- 役割分担を明確にし、校内チームとした取組
- 適宜、取組成果を検証
- スクールカウンセラー、相談機関、適応指導教室等の連携
- 状態を見立てながら個に応じた働きかけ
- 保護者に不安や不信感を与えない配慮
- 就学義務違反への教育委員会と連携した督促

## 行方不明（家出）

### 情報収集

- 情報収集の方法や今後の対応についての確認
- 捜索に有力な情報を保護者に確認
- 関係機関等対応窓口及び指示系統の一本化

### 保護者への対応

- 行方不明者届の提出を勧める
- 保護者と連絡が取れない場合は学校から警察へ状況を伝える

### 対応方針の決定

- 管理職への連絡体制の整理
- 友人からの聞き取りの実施及び捜索に関する事項の決定
- 教育委員会への連絡

### 捜索

- 立ち寄り場所の特定化や地域割
- 複数人での捜索
- 定期的な学校への連絡
- 警察や育成センター等との連携
- 捜索終了時刻の決定
- 保護者・教育委員会等への報告  
事後の本人への指導
- 生徒指導主任・養護教諭・スクールカウンセラー等との協力
- 警察、関係機関等との連携

# 授業中の事故

## 安全確保

- 授業中止を指示、児童生徒の不安の取り除き応援の要請及び  
応急処置
- 負傷の有無・程度、教室や器具の被害の程度の確認
- 職員室に連絡、応援要請
- 負傷した児童生徒の応急処置
- 二次災害の可能性の確認、避難指示
- 救急車の要請

## 現場保存

- 現場保存、写真や対応等の記録を残す

## 保護者への対応

- 保護者に児童生徒の容態や搬送先等について連絡・説明
- 負傷した児童生徒への見舞い、誠意ある対応

## 事後指導

- 他の児童生徒が平静に授業を受けられるように事後指導

## 教育委員会への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報

## 対外的な窓口の一本化

- 関係機関や報道機関との対応を管理職に窓口一本化

## 部活動中の事故

### 応急処置及び安全確保

- 負傷の程度の確認、応急処置（心肺蘇生とAEDの使用）
- 救急車の出動を要請
- 周囲にいた部員から事故状況の聞き取り
- 救急車には、状況が説明できる教職員が同乗
- 練習中断を指示、生徒の不安を取り除く
- 現場保存

### 危機管理体制の確立

- 管理職は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、事故の経緯を記録
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

### 保護者への対応

- 保護者に生徒の容態や事故の状況、学校の対応について連絡・説明
- 負傷した生徒を見舞い、病院に待機する等誠意ある対応

### 関係機関への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 必要に応じて警察へ連絡、マスコミへのプレス発表

### その他

- 学校は事故原因や状況について生徒や教職員、保護者に説明
- 教育委員会への事故報告
- 再発防止への取組

## 校外学習中の事故

(校外学習中の交通事故)

安全確保及び関係機関への連絡

- 現場の状況を把握し、事故の続発を防止
- 児童生徒の人員点呼
- 救急車の要請、警察への通報

応急処置

- 負傷の程度の確認、応急処置
- 他の児童生徒へ声をかけ、安心感をもたせる
- 引率教員が救急車に同乗、病院へ付き添い情報収集
- 警察、病院、旅行代理店等の関係諸機関と連絡をとり、情報を集約

保護者・学校への連絡

- 引率責任者は、事故の内容を学校へ急報
- 窓口を一本に絞って、警察・マスコミ関係等へ対応
- 学校の責任者は、保護者・教育委員会へ連絡・報告

日程の計画変更

- 引率責任者は、事故後の日程の計画変更または中止等の措置をとる



## 登下校中の交通重大事故

### 状況把握・応急処置、情報収集

第一報を受けた教職員は状況把握と管理職への報告

(被害児童生徒氏名、発生場所、119番通報有無、通報者の氏名、連絡先)

複数の教職員で現場へ急行

(児童生徒名簿、携帯電話、記録用紙等持参)

被害児童生徒の負傷程度の把握、事故状況等の情報収集

<救急車が到着していない場合>

・被害児童生徒への応急手当、心肺蘇生

<救急車が到着していた場合>

・教職員1名は、救急車への同乗と負傷程度等の把握、管理職、保護者への報告。

もう1名は、現場での情報収集

<救急車が出発していた場合>

・消防署への搬送先の確認、教職員の医療機関への派遣、保護者への連絡

### 教育委員会への連絡

管理職は教育委員会へ直ちに第一報

### 被害児童生徒、事故目撃児童生徒等への対応

被害児童生徒への見舞い、保護者への誠意ある対応

事故目撃児童生徒等への心のケア

### その他

保護者に安全指導等の協力依頼

事故現場の安全施設上の点検及び関係機関との改善検討

# 熱中症の事故

## 応急処置及び安全確保

- 容態の確認、応急処置（心肺蘇生とAEDの使用）
- 救急車の出動を要請、管理職へ報告

## 危機管理体制の確立

- 管理職は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、事故の経緯を記録
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

## 養護教諭の対応

- 救急救命士に児童生徒の容態と経過報告
- 救急車には、状況が説明できる教職員の同乗を指示

## 担任等の対応

- 活動の中断を指示、他の児童生徒の不安を取り除く

## 保護者への対応

- 保護者に、児童生徒の容態や事故の状況、搬送先、学校の対応について連絡・説明
- 児童生徒を見舞い、交代で病院に待機する等誠意ある対応
- スポーツ振興センターの手続き説明

## 関係機関への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 必要に応じて警察に連絡、マスコミへのプレス発表

## 器物損壊

### 情報収集及び初期の対応

- 破損状況の記録
- 教育委員会・警察への連絡
- 現場への立入禁止措置
- 破損箇所の補修

### 加害児童生徒への指導

- 毅然とした指導
- 共感的姿勢
- 問題行動の要因・背景の分析及び改善

### 他の児童生徒への指導

- 当該児童生徒の人権・プライバシーへの配慮

### 保護者への対応

- 今後の学校の指導方針を説明
- 今後の対応（弁償等） についての協議

### 関係諸機関との連携

- 教育委員会への報告
- 警察等の関係機関からの支援活用

# 性非行

## 情報収集

- 警察との連携による事実把握
- 要因・背景等の分析
- 指導方針の決定
- 教員の役割分担

## 児童生徒への個別指導

- 同性教員による指導等の配慮
- 行為の重大性を認識させる指導

## 保護者への対応

- 児童生徒への関わり方についての助言
- 医療機関への受診を勧める

## 他の児童生徒への指導

- 噂話の有無の確認、指導

## 指導の継続

- 養護教諭・スクールカウンセラー等の協力
- 警察等の関係機関からの支援活用

# 万引き

## 情報収集

- 警察との連携による事実把握
- 店舗での謝罪及び状況の聞き取り

## 児童生徒への個別指導

- 行為の重大性を認識させる指導
- 共感的姿勢

## 保護者への対応

- 店舗への対応についての助言
- 児童生徒への関わり方についての助言
- 学校と連携した指導・支援の確認

## 他の児童生徒への指導

- 噂話の有無の確認、指導

## 薬物乱用

### 情報収集及び関係機関との連携

- 警察、保健所、精神医療センター等からの情報収集
- 校長は関係教職員に対応を指示
- 記録者を決め、経緯を記録
- 他の生徒や交友関係者等の関与等の情報収集
- 当該児童生徒及び他の児童生徒等からの聞き取り
- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報と助言を求める
- 把握した事実や状況の変化に応じ、教育委員会に適宜連絡

### 本人への個別指導

- 警察・医療機関等に指導助言を求める
- 専門医を受診させる
- 違法性・重大性を身体・精神・社会的な側面から指導
- 二次予防の指導徹底

### 保護者への対応

- 家庭内での支援について助言
- 医療機関の受診・通院を勧める

### 指導の継続

- 警察の指導助言を受け、学校の指導・対応を検討する
- 診断による医療機関の専門的助言を求める
- 児童相談所の助言により心のケア等を丁寧に行う
- 継続指導により、フラッシュバックを防止する

# 児童虐待

## 虐待の気付き・発見

- 時系列で具体的に記録（傷やあざは絵などで記録）

## 報告と相談

- 管理職へ報告・相談

## 校内組織会議の開催

- 情報の収集、共有、分析
- 初期対応について検討
- 通告について検討
- 役割分担（必要に応じて支援チームの結成）

## 初期対応、通告・相談等

- 児童生徒の身の安全の確認・確保
- 家庭訪問・保護者面接は複数で対応
- 性的虐待は、詳しい話を聞き出そうとせず、早期に専門機関へ相談
- 外部機関との対応窓口の決定
- 原則として市町村の相談窓口へ通告
- 緊急性が高い場合は児童相談所へ通告
- 生命の危険を感じた場合は警察へ通報

## 通告後の対応

- 一時保護等で通学困難な児童生徒の学習機会の保障
- 関係機関との積極的な情報交換

(定期的に、又は状況の変化等に応じて)

\*関係機関への情報提供は概ね1か月に1回

家庭から分離された児童生徒への対応

施設との日常的な連絡・定期的な情報交換

施設との機会を捉えた相互訪問や行事への参加

※「教職員・保育従事者のための児童虐待対応の手引き」

(大分県教育委員会平成24年7月)に掲載



## DV（ドメスティック・バイオレンス）

### 状況把握及び支援情報の提供

#### 確認事項

- ・児童生徒への加害の有無
- ・関係機関等への相談状況
- ・保護命令の発令等の有無
- ・連絡先、連絡方法等

（注）児童生徒に対する暴力等が疑われる場合は、児童虐待として対応

#### 被害者へ支援情報の提供

- ・配偶者暴力相談支援センター等の紹介

#### 管理職へ報告

### 対応方針等の決定

#### 対策委員会等の開催

#### 被害者の居所等に関する情報管理の徹底

#### [対応のポイント]

- ・対応窓口の一本化（問い合わせ等への対応）
- ・校内での安全確保（校内への立ち入り等への対応）
- ・登下校時の安全確保（待ち伏せ等への対応）

### 関係機関等との連携

#### 教育委員会へ連絡

#### 配偶者暴力相談支援センター等との連携

#### 警察への協力要請

## 児童生徒、保護者（被害者）への対応

- 緊急時の対応等について確認
- 関係児童生徒の心のケア
- 一時保護等で通学困難な児童生徒の学習機会の保障

## 保護者（加害者）への対応

- 被害者の意向を踏まえ、関係機関等と連携して対応
- 開示請求等に対しては、個人情報保護条例等に則り、適切に対応

## 転学手続き等に係る配慮事項

- 関係者間での情報共有
- 転学先の学校名等に関する情報管理の徹底

# 感染症の発生

(結核等)

## 関係機関等への連絡

- 校長は教育委員会へ報告
- 学校医及び所轄の保健所へ連絡
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

## 情報収集

- 結核と診断された児童生徒の過去の出欠状況や欠席理由の把握
- 結核と診断された児童生徒の交友関係、学校活動等の調査
- 他の児童生徒や教職員の健康状態の把握

## 保健所との連携

- 保健所が設置する「結核対策委員会」に加わる
- 臨時の健康診断実施の場合、保健所に協力する
- 他の児童生徒の「BCG接種歴」「健康観察記録」「既往病歴」「健康診断結果」を整理
- 教職員の「定期健康診断結果受診状況」等の整理

## 保護者への対応

- 学校は臨時の健康診断について、保護者に説明
- 該当児童生徒のプライバシーの保護

# 学校給食による食中毒

## 早期発見

- 児童生徒の欠席状況の変化に留意し、異常の早期発見

## 情報収集

- 出席者の様子や異常の訴え、欠席者等の状況を把握

## 児童生徒への対応

- 食中毒の正しい知識、手洗いの励行等保健指導の実施
- 症状のある児童生徒は、速やかに医療機関で受診
- 保護者に、診断結果の報告を依頼

## 関係機関との連携

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れる
- 学校医、学校薬剤師、保健所に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応
- 管理職は対策委員会等を設置
- 管理職は、関係機関が行う検査や調査について全面的に協力
- 立入検査がある場合は担当責任者を定めて的確に対応
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

## 保護者との連携

- 保護者に、連絡及び健康調査、検便検査等への協力依頼、対応について連絡・説明

## その他

- 罹患児童生徒への心のケア

## 学校給食への異物混入

### 状況の把握とその対応

- 他学級における異物混入の有無の確認
- 児童生徒の健康状態を把握
- 現場保存
- 学校全体の状況の取りまとめ
- 救急車の必要がある場合は出動を要請
- 救急車には、教職員が同乗
- 児童生徒の不安の取り除き

### 危機管理体制の確立

- 保健所等に報告し、その指導・助言を受ける
- 管理職は、当日及び翌日からの対応を決定する
- 管理職は、関係教職員に対応を指示し、経過を記録
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

### 保護者への対応

- 保護者に、状況の報告と今後の対応、再発防止について説明

### 関係機関等への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報
- 混入した物によっては、学校医、学校薬剤師に連絡し、対処の方法について指示を受け、対応

# 食物アレルギー

## 状況の把握・応援の要請

- 児童生徒の状態確認（意識状況・呼吸・心拍等の把握、症状・経過の把握）
- 他の教職員の協力を求める
- 養護教諭は応急処置
- 管理職へ連絡
- 内服薬、エピペンを準備

## 児童生徒への対応

- アナフィラキシー症状、ショック症状の場合はその場で安静
- 緊急性が高いアレルギー症状の場合は直ちにエピペンを打つ
- アナフィラキシーの兆候が見られる場合、エピペンを打った場合は救急車を要請
- 意識がない場合、気道確保。呼吸がない場合は、心肺蘇生。

## 保護者への対応

- 保護者に、児童生徒の症状や経過、搬送先等を連絡
- 管理職、担任等が病院に向かい、詳細を説明

## 関係機関との連携

- 学校医及び主治医に連絡

## その他

- 管理職は、情報収集し、詳細に記録する
- 管理職は、教育委員会へ報告
- 窓口の一本化

## 学校給食での誤嚥による窒息事故

### 状況の把握と処置

- 一刻も早く気道異物を除去するよう努める
- 周囲にいた児童生徒からの事故状況の聞き取り
- 救急車の出動を要請（救急車には、教職員が同乗）
- 当該児童生徒に反応がない場合、直ちに心肺蘇生を開始

### 危機管理体制の確立

- 管理職は関係教職員に対応を指示
- 関係機関との対応は管理職が当たり、窓口を一本化

### 児童生徒、保護者への対応

- 児童生徒の不安を取り除く
- 保護者に、児童生徒の容態や事故の状況、搬送先、

### 学校の対応について連絡・説明

### 教育委員会への連絡

- 管理職は教育委員会へ直ちに第一報を入れる

令和6年度

# 防災マニュアル



大分県立大分支援学校



## 目 次

I	平常時の準備 . . . . .	P 3
	～震災に備えて～	
II	災害発生時の対応 . . . . .	P 2 1
	～児童生徒の所在・状況別に～	
III	災害発生後の対応 . . . . .	P 3 1
	～再開に向けて～	
IV	参考資料 . . . . .	P 3 8
	～大分支援学校防災教育の推進～	

# I 平常時の準備

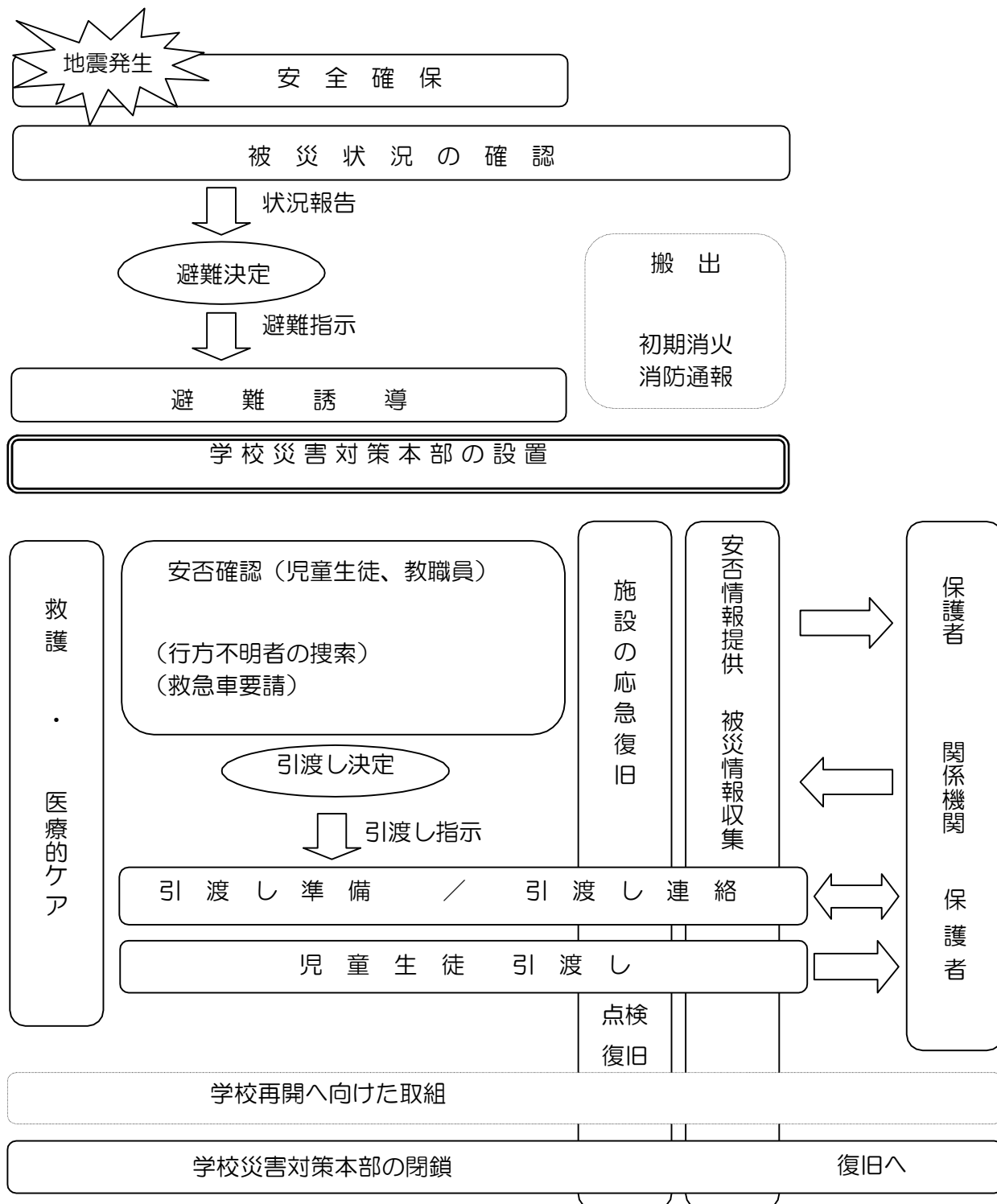
～震災に備えて～

1	震災時対応の対応	P 4
2	震災時等における学校の対応基準	P 5
3	緊急時の対応（非常変災・窮迫の事情等）	P 6
4	学校災害対策組織	P 10
5	地震発生時の対応と避難場所、避難経路	P 12
6	連絡体制の整備	P 13
7	児童生徒の引渡し	P 15
8	施設設備、物資等	P 16
9	教職員の参集方法（勤務時間外や休日等）	P 19
10	伝達手段	P 20
	災害用伝言ダイヤル	災害用伝言板
	公衆電話	携帯電話・PCのメール

# 1 震災時の対応

- 大震災にみまわれた際の対応を下記に示す。  
災害の状況は様々だが、迅速で効果的な対応をとるための参照モデルとして上げる。
- 左上の地震発生 から 右下の復旧 へというイメージである。  
タテ方向に時間、ヨコ方向に教職員・児童生徒・施設・保護者と対応策を設定してある。

※ ○ は、児童生徒の場所移動を伴う決定である。  
種々の状況、安全（移動中を含む）、健康状態を十分確かめての判断が必要である。



## 2 震災時等における学校の対応基準

次の場合は 学校災害対策本部を設置して 災害対応を行う。

- ・震度5弱以上の地震が発生
- ・南海トラフ地震予知情報（警戒宣言）の発令

### （1）児童生徒 在校時の対応基準

災害の程度	管理職員等	教職員	児童生徒
大分市で 震度5弱以上の 地震発生の場合	<b>学校災害対策本部の設置</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業等継続／ 打切りの判断</li> <li>・避難指示</li> <li>・被災情報収集</li> <li>・児童等引渡し決定</li> <li>・関係機関へ状況報告</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況確認・報告 応急復旧</li> <li>・児童生徒への避難指示と 誘導</li> <li>・安否確認</li> <li>・児童生徒引渡し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保</li> <li>・安全な所へ避難</li> <li>・保護者へ引渡し</li> </ul>

災害の程度	管理職員等	教職員	児童生徒
県内で 震度6弱以上の 地震発生の場合	<b>学校災害対策本部の設置</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全授業、学校行事を直ちに打切る</li> <li>・上記震度5弱の基準に準じて対応</li> <li>・警戒解除宣言発令までの間、学校は休業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全確保</li> <li>・安全な所へ避難</li> <li>・保護者へ引渡し</li> </ul>

### （2）勤務時間外、夜間・休日等の参集基準

災害の程度	管理職員等	教職員	参集後の業務
大分市で 震度5強以上の 地震発生の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に参集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で待機</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の安否確認</li> <li>・施設の安全確認</li> <li>・応急対策業務</li> </ul>
	<b>学校災害対策本部の設置</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて教職員 へ参集連絡</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校災害対策本部からの参 集連絡を受けた場合は、参集</li> </ul>	

災害の程度	管理職員等	教職員	参集後の業務
県内で 震度6弱以上の 地震発生の場合	<b>学校災害対策本部の設置</b>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連絡を待たずに学校に参集</li> <li>・警戒解除宣言発令までの間、学校は休業</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の安否確認</li> <li>・施設の安全確認</li> <li>・応急対策業務</li> </ul>

※ 災害状況により、学校へ参集できない場合 → P19 教職員参集方法 参照

### 3 緊急時の対応（非常変災・急迫の事情等）

#### 地震対応時の基本

- ・情報収集については、テレビ、ラジオ等
- ・学校からの連絡は、スクールメールを送信する。電話連絡対象の方については、電話回線確保が困難になると予想され、連絡がとれないことがある。
- ・保護者への引き渡しを原則とするので、迎えが来るまでは「学校預かり」とする。

#### 「南海トラフ地震注意情報」発表時、及び「警戒宣言」発表時

状況	通学方法	対応
登校前	全員	・「休校」
登校途中	徒歩 自転車	・登校途中で情報を確認したら、自宅へ引き返す。 ・学校近くまで来ていた場合は、そのまま学校へ行く。 ■保護者は、通学路途中まで迎えに行く。（学校到着後は学校へ） ■職員は、通学路確認を実施する。
	スクールバス	注意：情報確認時点で折り返す。乗降場所まで児童生徒を送るので、保護者は、スクールバス乗降場所まで迎えに行く。 警戒：運行停止。緊急避難場所で待機。保護者は、避難場所を確認後、その場所まで迎えに行く。（運行規程に記載）
	路線バス	注意：通常運行。保護者は、学校まで迎えに行く。 警戒：運行停止。保護者は、その場所まで迎えに行く。
	保護者送迎	・保護者の判断で避難等をする。
登校後 在校中	スクールバス	注意：スクールバスで下校。昇降場所まで、保護者が迎えに行く。 警戒：保護者は、学校に引き取りに行く。
	徒歩 路線バス	いずれの場合も、保護者は学校まで引き取りに行く。
下校途中	全員	・安全が確保できる場所で待機し、保護者はその場所まで迎えに行く。 ・スクールバスについては、保護者は乗降場所まで迎えに行く。状況によっては、運行停止。緊急避難場所で待機。保護者は、避難場所を確認後、その場所まで迎えに行く。（運行規程に記載）

#### 大分県内で「突発の大地震（震度5弱以上）」発生時

状況	通学方法	対応
登校前	全員	・「休校」
登校途中	徒歩 自転車	・揺れが収まり次第、安全な場所に避難し、地域の大人に助けを求める。 ■保護者は、揺れが収まり次第通学路に出向き、安否の確認・保護、救護を行う。 ■職員は、手分けして通学路へ出向き、安否の確認・保護、救護を行う。
	スクールバス (路線バス)	・運行停止。緊急避難場所で待機。保護者は、避難場所を確認後、その場所まで迎えに行く。 ■県(市)災害対策本部が、安否の確認及び救助活動を行う。
	保護者送迎 施設送迎	・保護者の判断で避難等をする。 ・施設関係者の判断で避難等をする。
登校後 在校中	全員	①職員の指示により、児童生徒は避難。職員は救助・救護活動を行う。 ②保護者は、安全確認後、学校へ引き取りに行く。 ③引き取り手の来ない児童生徒・帰宅の安全確保ができない児童生徒は、学校が保護をする。 ■校外活動中は、引率教員(責任者)の指示により安全確保・避難をする。
下校途中	全員	※登校途中と同様に行動する。

### 大雨・洪水・暴風「警報」、「特別警報（大雨等）」発令時

- ・対象となる警報発令は、大分市。
- ・保護者は、「警報」が発令されていない場合でも、通学路の安全確保が困難と判断した場合、子どもを「自宅待機」させ、その旨を学校連絡する。
- ・学校は予め連絡方法等について連絡をし、指定した時間になったら、スクールメールにて対応を伝える。スクールメールを設定していない保護者には、該当学年が電話にて連絡を行う。

状況	通学方法	対応
登校前	全 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平日の場合は、前日に文書にて対応を伝える。</li> <li>土日祭日・休業日の場合は、授業日の前日の午後5時の時点で、対応についてスクールメールにて伝える。スクールメールを設定していない保護者には電話連絡を行う。</li> </ul>
登校途中	全 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登校途中にいずれかの警報が発令された場合</li> <li>・スクールバスは、学校まで運行する。</li> <li>・徒歩や自転車で登校の途上で警報発令を知った場合、自宅へ引き返す。学校近くまで来ていた場合は、そのまま学校へ行く。</li> <li>■保護者は、通学路途中まで迎えに行く。（学校到着後は学校へ）</li> <li>■職員は、手分けして通学路へ出向き、安全の確認を行う。</li> </ul>
登校後 在校中	全 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登校後にいずれかの警報が発令された場合</li> <li>・「解除までは学校留め置き」を基本とし、下校は保護者への引渡を原則とする。放課後等デイサービスによる引渡については、保護者と同じとする。引渡時間については、16:55までを原則とし、迎えに来るまで学校で待機をさせる。</li> <li>・台風等の状況によっては、気象情報を基にした判断により、早めに下校させることがある。</li> </ul>

### 積雪・凍結等により登下校が困難な場合

- ・積雪・凍結は、地域によって状況がかわめて異なるので、保護者が通学路の安全確保が困難と判断した場合、子どもは「自宅待機」とし、その旨を学校に連絡すること。
- ・学校は、一部児童生徒が登校できない状況であって、学校が始業する場合は、自宅学習指示を自宅待機児童生徒へ連絡をする。1日待機状態であっても、出席扱いとする。

状況	通学方法	対応
登校前	スクールバス (路線バス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールバス運行規程に記載。</li> <li>(スクールメールまたは電話連絡を行う場合がある。)</li> </ul>
	徒 歩 自 転 車	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通学路の安全を確認しながら登校する。</li> <li>(スクールメールまたは電話連絡を行う場合がある。)</li> </ul>
登校後 在校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>■登校状況により、できる範囲の学習活動を行う。</li> </ul>	
	全 員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登校後、急激な積雪が予想され、下校が困難になると判断した場合は、早めに下校をさせる。</li> <li>・通常の下校方法で対応することを基本とするが、状況により引渡等の判断をする場合がある。</li> <li>・利用施設への連絡については、保護者が行う。</li> </ul>

## 弾道ミサイル発射に係る対応、「Jアラート等」発令時

- ・対象となる警報発令は、大分市。
  - ・保護者は、「警報」が発令されていない場合でも、通学路の安全確保が困難と判断した場合、子どもを「自宅待機」させ、その旨を学校連絡する。
  - ・学校は予め連絡方法等について連絡をし、指定した時間になったら、スクールメールにて対応を伝える。スクールメールを設定していない保護者には、該当学年が電話にて連絡を行う。
- ※弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、Jアラート等により情報伝達される。  
 ※Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受診した市町村では、防災行政無線警報が屋外スピーカー等を通じて流れるなど、様々な手段により情報が伝達される。  
 ※携帯電話等にもエリアメール・緊急速報メールが配信される。

状 況	通学方法	対 応
登校前	全 員	●必要に応じてスクールメールにて対応を伝える。スクールメールを設定していない保護者には電話連絡を行う。
登校途中	全 員	<p>●登校途中にJアラート等が発令された場合</p> <p>①「弾道ミサイル発射情報・避難の呼びかけ」の場合  <b>【屋外にいる場合】</b>                      ○近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。（可能であれば頑丈な建物、ない場合はそれ以外の建物）  <b>【屋内にいる場合】</b>                      ○できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動                      ○床に伏せて頭部を守る                      ■すぐに避難行動をとり、校舎内に避難し、防災頭巾やヘルメットを着用し、できるだけ窓から離れる</p> <p>②「ミサイル落下の可能性情報・直ちに避難の呼びかけ」の場合                      ■引き続き避難行動をとり、校舎内に避難し、防災頭巾やヘルメットを着用し、できるだけ窓から離れる</p> <p>③「日本の領土・領海に落下したとの情報」の場合                      ■落下場所等についての追加情報があるまで引き続き校舎内避難                      ■落下場所によっては、直ちに学校の活動を中止し、安全を確保する                      ・スクールバスは、必要に応じて停車し、カーテンを閉める。近くの建物内に避難することもある。                      ・徒歩や自転車で登校の途上でJアラート等の発令を知った場合、近くの建物の中や地下に避難し、床に伏せて頭部を守る。（可能であれば頑丈な建物）                      ■職員は、手分けして通学路へ出向き、安全の確認を行う。</p>
登校後 在校中	全 員	<p>●登校後にJアラート等が発令された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「解除までは学校留め置き」を基本とし、下校は状況に応じて保護者への引渡をする。放課後等デイサービスによる引渡については、保護者と同じとする。引渡時間については、16:55までを原則とし、迎えに来るまで学校で待機をさせる。</li> <li>・状況によっては、早めに下校させることがある。</li> </ul>
下校途中	全 員	※登校途中と同様に行動する。

**「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」発令に伴う対処**

	登校前	登校中	在校時	下校手段
高齢者等避難	休校		活動中止	原則 引き渡し 安全が確認できなければ 留め置き
避難指示 緊急安全確保				原則 留め置き 安全が確認された後 引き渡し

**補足（対処）**

前日	※自然災害や気象、避難に関連する情報の収集に努めること。		
登校前	自宅周辺及び通学路が、地震や冠水、浸水等の影響により、子どもが安全に登校することができない、登校させるのが心配と保護者が判断した場合、保護者は速やかに学校に連絡をすること。		
登下校時	※家庭で避難する場所を決めておくこと。	<b>避難する場所</b>	
在校時	学校が引き渡しの判断をした場合でも、自宅周辺及び通学路が、地震や冠水、浸水等の影響により、子どもが安全に下校することができない、又は、保護者が引き取りに行くことが困難であると保護者が判断した場合、保護者は速やかに学校に連絡をすること。		



## 4 学校災害対策組織

学校災害対策本部は、学校の組織を挙げて機動的に防災活動を実施する、臨時に設置される機関である。一定基準を超える災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、通常の運営組織によるのではなく、それに特化した組織によって災害に対処する。

教職員は学校災害対策本部の体制を理解し、組織的な対応がとれるよう事前準備を十分に行う。

各教職員の所属班は、年度当初に防災安全部が提案し決定することとする

### (1) 組織体制

学校災害対策本部 本部設置場所：事務室

本部長（校長）	： 総指揮
副本部長（教頭・事務室長）	： 具体的指示、状況把握、経過の記録、関係機関との連絡
教務主任・学部主事	： 各学部の情報集約・伝達、児童生徒の状況把握
防災安全主任	： 防災対策全般
生徒指導主任	： 運行中のスクールバスの状況確認と把握
学校栄養教諭、養護教諭、各主任	： 各班の運営と全体との調整

副本部長（教頭①②）・・・情報収集、連絡調整、教職員の安否確認

避難誘導班・・・・・・・・・・学年主任・担任

搜索班・・・・・・・・・・生徒支援部校内搜索班

救護班・・・・・・・・・・養護教諭・保健部

医ケア班・・・・・・・・・・看護師・担任

スクールバス支援班・・・・・・・・・・生徒支援部

食糧班・・・・・・・・・・給食室

副本部長（事務長）・・・情報収集、連絡調整、教職員の安否確認

施設・設備班・・・・・・・・・・事務室・生徒支援部校内搜索班

二次避難場所設置班・・・・・・・・・・事務室・防災安全部

児童生徒引渡し・車誘導班・・・・・・・・・・生徒支援部・学部主事

応急復旧班・・・・・・・・・・事務室・給食室

(2) 各班の主な活動内容

災害発生時は、各班とも連携を十分にとり、一体となった活動を展開する。

		主な活動内容	事前の準備
本部		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害状況の把握と対策の判断、決定</li> <li>避難指示、非常放送、消防署へ通報</li> <li>現对本部、関係機関との連絡調整</li> <li>報道対応</li> <li>大分市防災担当課等との連絡調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の把握 (P14)</li> <li>関係機関の連絡先・方法の確認 (P12)</li> <li>本部用物品等の管理</li> </ul> (本部BOX → 下記)
副部長(事務長)	避難誘導班 学年主任・担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の安全確保・安否確認</li> <li>避難経路確保、避難場所へ誘導</li> <li>非常持ち出し袋搬出</li> <li>負傷者の確認、救護へ搬出</li> <li>保護者引渡しまで児童生徒保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難経路の確認</li> <li>非常放送、拡声器等使用方法の確認</li> <li>避難標識の点検・管理</li> <li>児童生徒名簿 (本部BOX)</li> <li>防災袋の管理</li> </ul>
	捜索班 特別活動部	<ul style="list-style-type: none"> <li>校舎内外の被害状況の確認・報告</li> <li>校内残留者の確認・搬出、行方不明者の捜索・救助</li> <li>巡回中の防火扉閉鎖</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軍手・マスク・ヘルメット等救出用具の準備</li> <li>防火扉の使い方の確認</li> </ul>
	救護・衛生 養護教諭・保健部	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護場所の設置</li> <li>傷病者の救護・応急措置とその記録</li> <li>重要書類・非常時物品の搬出</li> <li>救急隊・医療機関との連携</li> <li>健康観察カードの配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時用品の管理及び購入計画</li> <li>非常時用スクールバス物品の準備・管理</li> <li>災害用与薬の管理</li> <li>応急手当機材、搬出・搬送機材準備</li> <li>本部一医療的ケア班との連絡方法確認</li> <li>健康観察カード作成・保護者配布</li> </ul>
	医ケア 看護教員・担任	<ul style="list-style-type: none"> <li>医ケアの安全な実施と記録</li> <li>医ケア物品の搬出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医ケア対象児童生徒の把握と物品の管理</li> <li>救護班との連携方法の確認</li> </ul>
	スクールバス支援 生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> <li>スクールバス及びスクールバス会社との連絡</li> <li>運行バスの所在地の把握と乗車児童生徒の把握</li> <li>スクールバス支援班の編制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行コースに基づいた最寄りの待機場所候補地の確認</li> <li>支援方法の確認</li> </ul>
	食糧 給食室	<ul style="list-style-type: none"> <li>備蓄置き場より飲料水・食料の搬出</li> <li>非常食等の準備と分配</li> <li>給食室等の施設機材点検</li> <li>安全な摂食指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常食計画と購入及び管理</li> <li>食形態一覧作成</li> <li>給食室等の施設機材管理・整備</li> </ul>
副部長(事務長)	施設・設備班 事務室・庶務部 教務・給食室	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備の被害状況の把握</li> <li>初期消火 (消火器・消火栓)</li> <li>危険箇所の立ち入り禁止措置</li> <li>被害箇所の応急修理</li> <li>施設機材管理</li> <li>2次災害発生防止措置 (ブレーカー断・ガス栓閉)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設設備、危険物、発電機の点検、確認 (P14)</li> <li>消火器・消火栓の点検、使用方法の点検 (P14)</li> <li>復旧に必要な機材・用具の確保・管理</li> <li>被害調査票作成</li> </ul>
	2次避難所設置 事務室・防災安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要物資の要求・受入</li> <li>防災倉庫から必要な物品等の搬出・準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2次避難場所の検討</li> <li>本部BOX内名簿・校内配置図・表示関係の準備</li> </ul>
	引渡し・ 車両誘導班 生徒指導部・教育相談部 学部主事	<ul style="list-style-type: none"> <li>通学の状況の把握と保護</li> <li>児童生徒引渡し場所等の準備</li> <li>引渡し情報を保護者へ連絡</li> <li>保護者へ直接引渡し (引渡しカードによる本人確認)</li> <li>車両等の誘導、交通整理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引渡し場所の確認</li> <li>児童生徒名簿 (本部BOX)</li> <li>引渡しカードの準備</li> <li>引渡し手順、方法等の確認</li> <li>一人通学の生徒の通学ルート確認</li> <li>車両誘導方法の検討</li> </ul>

◆ 本部BOX (事務室)

拡声器 2個	マニュアル 4部
乾電池 単一 10本、単二 10本、単三 14本	健康観察カード
アクションカード	児童生徒名簿、住所録、通学形態 スクールバス乗車名簿
拡大周辺地図	訪問保護者住所
文具 (マジック、ボールペン、はさみ、テープ類)	教職員緊急連絡網
本部ピブス (本部8枚・救護2枚)	マグネット
引渡しカード	児童生徒・教職員名簿
トランシーバー (7台)	緊急時対応アンケート

## 5 地震発生時の対応と避難場所、避難経路

- 校舎等の被災により、その場所に留まることが危険な場合、他の安全な場所に避難する。昭和56（1981）年6月以降に建てられた非木造建物はすぐに倒壊することは稀だといわれ、「とにかく外へ」は危険な場合もある。倒壊や火災の危険がない場合は、屋内の安全な場所へ移動して余震がおさまるのを待つということもある。
- 避難場所と避難経路の安全を確認し、避難を指示する（非常放送／拡声器等）。
- 教職員は、児童生徒を保護しながら、安全に誘導する。

### 一次避難場所

屋外：グラウンド      屋内：安全が確認できた場所（体育館・プレイルーム等）

#### （1）地震があったら

ア まず身の安全を確保する。

- 児童生徒、自分自身の身を守ることを最優先にする。
- モノが落ちてこない 倒れてこない 移動してこない ところへ
- 車いすのベルト、ブレーキのチェックをする。

イ 揺れがおさまったら周りを確認する。

- 自分自身、周りの児童生徒の安否確認、負傷者の応急手当を行う。
- 教室の扉、外部へのドアを開け、出口を確保する。
- 避難に備え、コンセントを抜く、ブレーカーを落とす（通電火災を防ぐ）。

ウ 校舎等の被災状況を確認し、報告する。

- 屋内に留まれるか、屋外に出たほうがいいか、校舎の被災状況を確認する。  
（床、壁、天井、柱等にひび割れ、ゆがみがないかどうか）
- 被災状況を学校災害対策本部に報告する。

#### （2）被災状況に合った避難を決定（学校災害対策本部長）

- 現在の場所に留まる / 屋内の安全な場所に避難する / 屋外の安全な場所に避難する
- 避難場所とそこへの経路の安全を確保する（飛散ガラスの除去等）。
- 学校災害対策本部、各班の活動を開始する。

## 6 連絡体制の整備

(情報伝達は複数の手段を組合せる)

- 電話（停電時の番号に注意）
- 災害用伝言ダイヤル
- 災害用伝言板
- 一斉メール
- 学校ホームページ
- 携帯等のメール

- (1) 学校から保護者等への情報提供（HP・一斉メール等）  
児童生徒の安否や学校の被災状況を、学校から保護者・関係機関に情報提供する  
通信手段の混乱で相互の通信ができなくても、学校からの情報発信は継続して行う。
- (2) 情報の収集、職員間連絡  
周辺の被災情報、保護者・関係機関からの情報を、あらゆる手段を使って収集する。  
職員間の連絡には 緊急連絡網 を利用する。  
職員は職員参集支援システムにて、安否状況・参集状況・被害情報等の報告を行う。

学校の電話番号 097-527-2711

### (3) 災害伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、被災地の方の電話番号をキーにして、安否等の情報を音声で登録・確認できるサービスです。震度6弱以上の地震等、大きな災害が発生した時に速やかにサービスを提供します

- 1 「171」をダイヤルし、「2」(再生)を選択する。
- 2 「097-5●●-●●●●」(電話番号)を入力する。
- 3 「1#」を押す。
- 4 「メッセージ」が再生される。

### (4) 災害伝言板 (web171) の設定について

- 1 「web171」へアクセス <https://www.web171.jp>
- 2 利用規約に「同意」
- 3 伝言を確認したい電話番号「097-5●●-●●●●」(電話番号)を入力する。
- 4 伝言の確認
- 5 返信の伝言の登録

### (5) 平常時の大分支援学校HPでの情報提供 \*モバイル用



URL <http://shien.oita-ed.jp/oita/mobile/>

←左記のバーコードを携帯電話の「カメラ」→「バーコードリーダー」で  
写て、「URL」にジャンプして下さい。

◆ 消防、警察、病院等

大分東消防署	097-527-2721	大分リハビリテーション病院	097-503-5000
大分東警察署	097-527-2131	大分大学医学部附属病院	097-549-4411
(株)大分ビル美装 (バス会社)	097-592-2600	大分県立病院	097-546-7111

◆ 危機情報の連絡（震災、風水害、火災等の第一報）

防災局防災危機管理課	097-537-5644
------------	--------------

◆ 現地対策本部、物資関係

大分県庁 新館14階	097-536-1111
大分スポーツ公園（大分広域防災拠点）	097-528-7700
ホルトホール大分（防災拠点）	097-576-7555

◆ 市町村関係（市役所代表）

大分市役所	097-534-6111 097-534-6119（時間外）
大南支所	097-597-1000
大在支所	097-592-0511
坂ノ市支所	097-592-1700
佐賀関支所	097-575-1111

## 7 児童生徒の引渡し

- 通常の下校ができない時、通常下校では児童生徒の安全が確保できない時に実施する。
- 迎えに来た保護者に直接児童生徒を引渡す方法をとる。

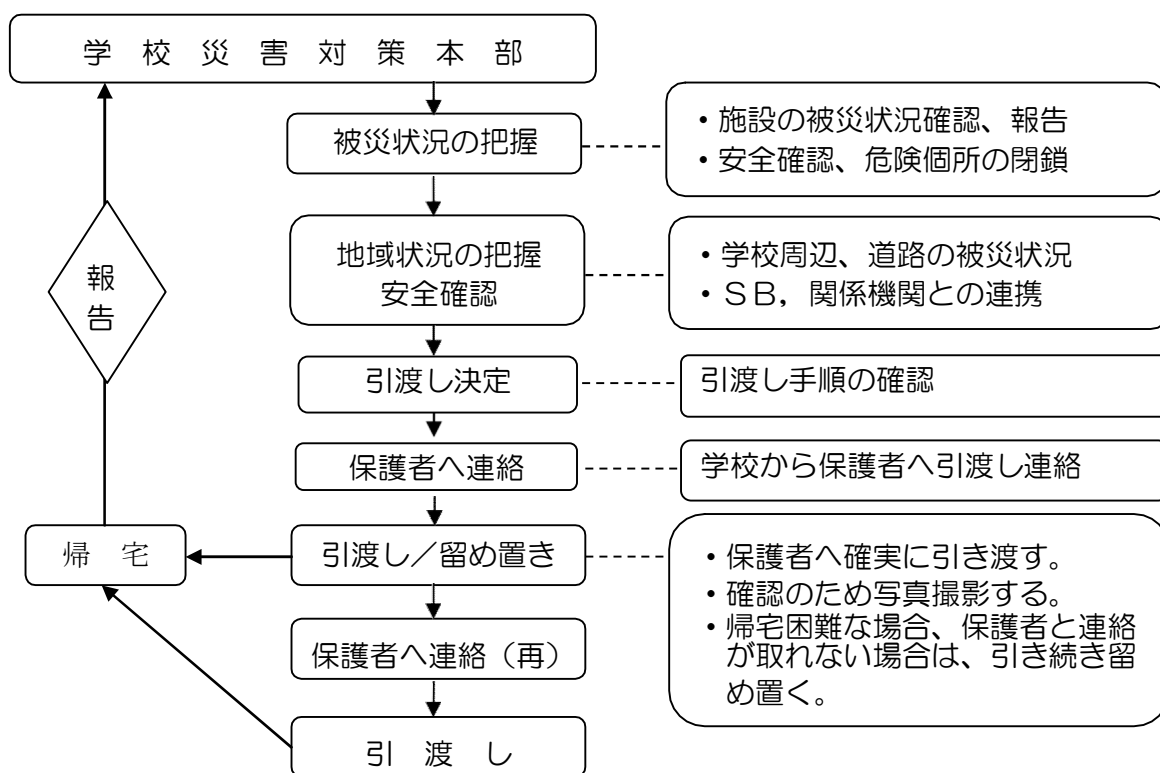
(時刻、場所、方法等のいずれかが通常と異なっている)

### (1) 引渡しを行う場合 (保護者に伝えてあること)

- 震度 5 弱以上の揺れが、学校所在の大分市で観測された場合

### (2) 引渡しの決定

- 道路交通状況 (スクールバス運行の可否、下校途中の地域状況を含む) や児童生徒の心身の状況を考慮して実施を決定する。
- 状況によっては、すぐに引渡すのではなく、一時的に、個別に、学校で保護することもあり得る
- 引渡し場所は学校のほか、スクールバス待機場所や校外行事実施場所等も考えられる。



### ◆ 引渡しの準備

名簿、物品等	本部BOX、
場所と手順	P29参照
保護者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 引渡時刻 ・ 引渡場所 ・ 用意するもの</li> <li>• 来校の可否、来校時刻と一時保護等を聴取</li> </ul>
児童生徒への連絡	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 引渡時刻 ・ 引渡場所 ・ 心身の状況とケア</li> <li>• 保護者来校の可否、来校時刻とケア</li> </ul>

## 8 施設設備、物資等

### (1) 安全点検の実施

通常行っている点検に防災の観点を盛り込む。

消防設備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期点検（発電機設備を含む） 2回／年（委託）</li> <li>・自主点検 2回／年（防火管理者）、火気設備器具点検（火元責任者）</li> </ul>
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安検査 年1回（管財課）、保安代務者点検 毎月</li> </ul>
建物・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法による点検 建物 3年毎（委託）、設備 年1回（委託）</li> <li>・建物、設備の自主定期点検 年2回（点検検査員）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全点検表による点検（全教職員、実施日を定めて）</li> </ul>

### (2) 施設設備の状況整理

図面等を整え、全教職員が把握し利用できるようにする。

図面等	敷地・校舎配置図、避難経路、鍵の管理
消防設備	消火器、屋内消火栓、非常放送設備、防火戸 自火報設備（受信機、感知器）、ガス漏れ警報設備（受信機、検知器） 自家発電設備、誘導灯・誘導標識 等
電気	変電室、発電機、各棟分電盤 等
上下水道	大分市水引込み、メーター、排水枘・流路 等
ガス	ガスボンベ、メーター・弁、各室元栓 等
通信	交換機、停電時回線、光回線、PCサーバ
その他	重油ボイラ、太陽光発電設備非常用電源

(3) 備蓄品の保管、管理（備蓄用倉庫）

体育館にあるもの

ア 安全

品名	個数	内容量	使用期限	備考	所在
ヘルメット（白）	5 個			1 個体育館更衣室	体ステージ下
LEDライト	14 個			手回し充電式 平成 28 購入	
LEDライトラジオ付	3 個			手回し充電式 単 4 電池 3 本 USB・携帯電話可	
ブルーシート（薄手）	6 枚	525×711		平成 28 購入	
石油ストーブ	1 台				
発電機	1 台			ガスボンベ 2 本で 2 時間使用可	事務室
ガスボンベ（発電用）	8 本	250g	2020年 2021年	使用期限＝ボンベ底 の製造年月日＋7年	
トランシーバー	8 個			令和 5 年購入（最新）	職員室
らっこちゃん トランスポートチェア	各 2 個	シングルサイズ		人をくるんで運搬できる	第 1 プレイルーム（倉庫）
インバーター	2 台（12 V24）	12V 乗用車用 24V バス用		令和 5 年購入	体育館更衣室

イ 保健衛生

品名	個数	内容量	使用期限	備考	所在
保温アルミシート	152 枚	150×213 cm		耐熱 60℃	
保温アルミシート	69 枚	137×213cm		県教委より配布	
浄水器	1 個			2ℓ×340 回 浄水可 平成 26 購入	
トイレ処理剤	60 袋	1 袋で 5 回分		平成 28 購入 黒ビニール付	
アルボナース （手指消毒液）	12 本	1ℓ		平成 28 購入	
ウェットティッシュ	70 個	10 枚入		県教委より配布	

ウ 食品

品名	個数	内容量	使用期限	備考	所在
5 年保存水	318 本 (6 本×53 箱)	2ℓ	2028/0 2	令和 4 年購入 生徒職員用	体育館更衣室
ペットボトル水	396 本 (6 本×66 箱)	2ℓ		飲用× 生活用水○	体ステージ下
保存用ビスココンパクトタイプ	3 箱	5 枚 ×3 パック ×60 袋	4 年 2 か月 以上	令和 2 年度購入	体育館更衣室



エ 雑貨

品名	個数	内容量	使用期限	備考	所在
雑巾	10枚	—	—		体ステージ 下
ティッシュペーパー	5箱	—			
ウエットティッシュ	3個	70枚			
ビニール袋 40ℓ	1袋	100枚			
ビニール袋食品用	1袋	200枚			
レジ袋	1袋	200枚			
ジッパー袋	1袋	100枚			
ビニール手袋	1袋	300枚 (150組)			
紙コップ	2袋 1袋	30個 40個			
割りばし	5袋	50本			
スプーン	2袋	12本			
布団	5個				体育館更衣 室
カーテン	1枚				
カセットコンロ	1個				
保健ケース	1セット				

高等部棟3階（学習室）にあるもの

品名	個数	内容量	使用期限	備考	所在
5年保存水	120本 (6本×20箱)	2ℓ	2028/0 2	令和4年購入 生徒職員用	高等部棟 3階 学習室
救給ごろごろ野菜の煮物	41個				
トイレ処理剤 (黒ビニール袋付)	100包 (110 枚)	1包で1回分		黒ビニール上の排 泄物に振りかけ、 凝固させる	
トイレ処理剤 (黒ビニール袋付)	138袋	1袋で2回分		県教委より配布	
簡易トイレ	50袋	1袋で1回分	2019/6	黒ポンチョを首ま でかぶって排泄す る	

## 9 教職員の参集方法（勤務時間外や休日等）

次の災害等が発生した場合、全職員による非常体制がとられる。  
その場合、勤務時間外や休日等でも、連絡を待たずに参集する。

- ・震度6弱以上の地震が発生した時 / 南海トラフ地震予知情報が発表された時
- ・多数の市町村に災害救助法が適用又は適用が予想される場合

### (1) 参集手順

ア 職員参集支援システムに安否状況・参集状況・被害情報を報告する

イ 大分支援学校  
(管理職は時間を要しても所属校に参集)

ウ 現地災害対策本部 又は その支部が設置される庁舎

エ 防災行政無線が設置されている地域機関  
大分県庁、大分県企業局、大分市役所、大分市消防局  
日赤大分県支部、NHK大分放送局

◎ 災害状況により、学校へ参集できず、他の機関へ参集した場合は

- ・時間を要しても学校に参集する必要があるか、あるいは、学校以外の機関で当初の活動を行うか、を判断する。
- ・災害状況の推移により、参集先での活動を順次引継ぎ、最終的には学校に参集する。

◎ 災害応急対策に従事することが困難な場合は除外する。

(病弱者、身体に障害のある職員、妊娠中又は出産後育児休業中に相当する教職員等)

### (2) 参集時の注意事項

動きやすい服装

携行品	着替え	底の厚い靴	帽子	マスク	軍手	ティッシュ
	タオル	ビニール袋	現金	身分証	筆記用具	携帯電話

- ・携行品はリュックに入れて両手の自由を確保
- ・本人用の非常食、飲料水（3日分程度）

## 10 伝達手段

### (1) 災害用伝言ダイヤル171 (NTT)

- ・震度6弱以上の地震発生時は約30分以内に作動

1 7 1 にダイヤルする  
↓ 音声ガイダンス

録音は 1 再生は 2  
↓ 音声ガイダンス

市外局番    市内局番    番号  
 ○○○ - ○○○ - ○○○○  
↓ 音声ガイダンス

ガイダンスに従い 録音 (再生)

※ 毎月1日、15日は体験利用日

- ・伝言録音時間 30秒以内／1伝言
- ・伝言保存期間 録音後48時間
- ・伝言蓄積数 1電話番号あたり10伝言まで
- 電話番号 学校 097-527-2711

### (2) 災害用伝言板 (携帯電話会社)

- ・震度6弱以上の地震発生時にサービス提供

伝言の「登録」方法	伝言の「確認」方法
① メニュートップから 「災害用伝言板」を選択 ② 「登録」を選択 ③ 「無事です」等のコメントを 選択後に 「登録」	① メニュートップから 「災害用伝言板」を選択 ② 「確認」を選択 ③ <u>安否確認したい人の携帯番号を</u> 入力後に 「検索」

### (3) 公衆電話

- ・公衆電話は一般回線より優先的に回線が確保される。
- ・災害時には、テレホンカードを持っていると便利

### (4) 携帯電話・PCのメール

- ・携帯電話のメール  
 発災直後はつながりにくく、相手方に届くのに時間がかかる。  
 しかし、随時送信しておくことで、災害時伝言板と同じ役割を発揮する。
  - ・パソコンのメール  
 比較的届きやすく、安否確認手段として期待されている。
- ◎ 必要な伝言を最低限の回数で送信することが大切である。

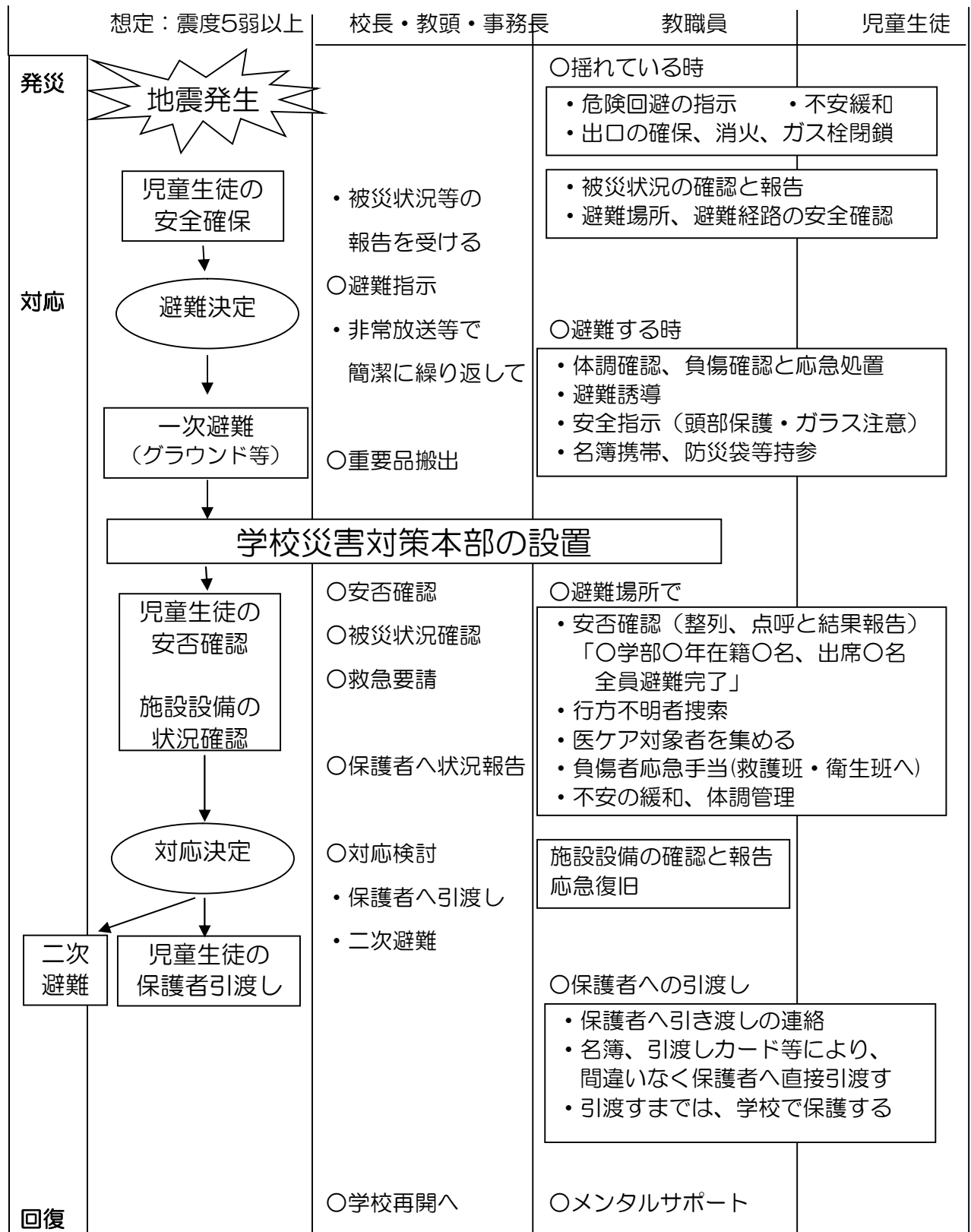
## Ⅱ 災害発生時の対応

～児童生徒の所在・状況別に～

- 1 児童生徒在校時・・・・・・・・・・・・・・・・ P22
- 2 スクールバス乗車時（登下校時）・・・・・・ P24
- 3 校外行事時（スクールバス利用、借り上げバス利用、  
日帰り行事、泊を伴う行事）・・・・・・ P26
- 4 児童生徒在宅時・・・・・・・・・・・・・・・・ P28
- 5 保護者引渡し手順・・・・・・・・・・・・ P29
- 6 地震予知発令時の対応・・・・・・・・・・・・ P30

# 1 児童生徒 在校時


教職員は安全を確保しながら、安全な場所に児童・生徒を避難誘導する。



・本部BOX

項目	ポイント
教職員が対応するに当たっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地震に対する備え               <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災袋、防災ずきん、ヘルメット、名簿、緊急時対応票</li> <li>・近隣教室との役割分担（誘導、初期消火、安否確認）</li> </ul> </li> <li>○地震発生時               <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の安全を最優先に</li> <li>・2次災害の防止（消火、電気 OFF・ガス栓閉）</li> <li>・出口の確保（扉を開放）</li> </ul> </li> <li>○教職員各自の状況判断と決断               <ul style="list-style-type: none"> <li>・停電等で放送が使えない場合、指示が聞こえない場合、教職員各自の判断で迅速に避難誘導を行う。</li> </ul> </li> </ul>
実際に揺れている時の児童生徒への具体的な指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険回避の指示               <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭部の保護 「頭を守りましょう」 「だんごむしのポーズ」 「車いすのブレーキ、ベルトのチェック」</li> <li>・危険なものから離れる 「窓ガラスから離れましょう」</li> </ul> </li> <li>○不安の緩和               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大丈夫だよ、落ちついて」「先生は、ここにいます」</li> </ul> </li> </ul>
避難する時の児童生徒への具体的な指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○危険回避の指示               <ul style="list-style-type: none"> <li>・頭部の保護 「防災ずきんをかぶって」 「カバンで頭を守りましょう」</li> </ul> </li> <li>・火災発生時 「ハンカチやタオルで鼻と口をおおいましょう」 (何も無い場合、服の袖などでおおう。)</li> </ul>

## 2 スクールバス乗車時（登下校時）

	想定：震度5弱以上	管理職・教職員	スクールバス 児童生徒	保護者
発災	 児童生徒の 安全確保	○在校生対応	○運転手等による安全確保・被災状況把握	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>道路端に停車</li> <li>危険回避の指示</li> <li>不安緩和</li> </ul>	
対応	<b>学校災害対策本部の設置</b> 児童生徒の 安否確認 ↓ スクールバス 運行状況確認 ↓ 保護者へ連絡 SB支援班派遣 の要否を検討 ↓ 運行中のSBから 保護者へ引渡 ↓ 学校から 保護者へ引渡	○学校災害対策本部の設置 ○OSB利用者の把握 ○各便と児童生徒の安否、状況確認 ○周辺道路の被災状況把握 ○保護者へ状況と引渡し連絡 ・SB停車場所 ・児童生徒安否情報 <b>2～3名編成の支援班を派遣</b>	○被災状況を確認し、学校・バス会社へ報告 ・学校指定の待機場所へ向かう または安全な場所へ移動、停車する （通過したバス停や待機場所へは戻らない） ・2～3時間停車、引渡しに備える ・周辺道路状況等の情報収集と報告	○児童生徒を迎えにSB停車場所へ
		○保護者へ状況と引渡し連絡	○保護者へ引渡し 緊急時対応表に基づいて引渡す （2～3時間の停車中に行う）	
		○保護者へ状況と引渡し連絡 ・引渡場所は学校 ・児童生徒安否情報	○スクールバス帰校引渡せなかった児童生徒を乗せ、帰校する ○保護者へ引渡し	○児童生徒を迎えに学校へ
		○学校再開へ	○メンタルサポート	
回復				

(・本部BOX)

- ・スクールバス利用者名簿（便別）
- ・運行経路表           ・運行時刻表           ・便別連絡先
- ・スクールバス（佐賀関便）080-6401-0441
- ・スクールバス（戸次便） 090-1872-3321

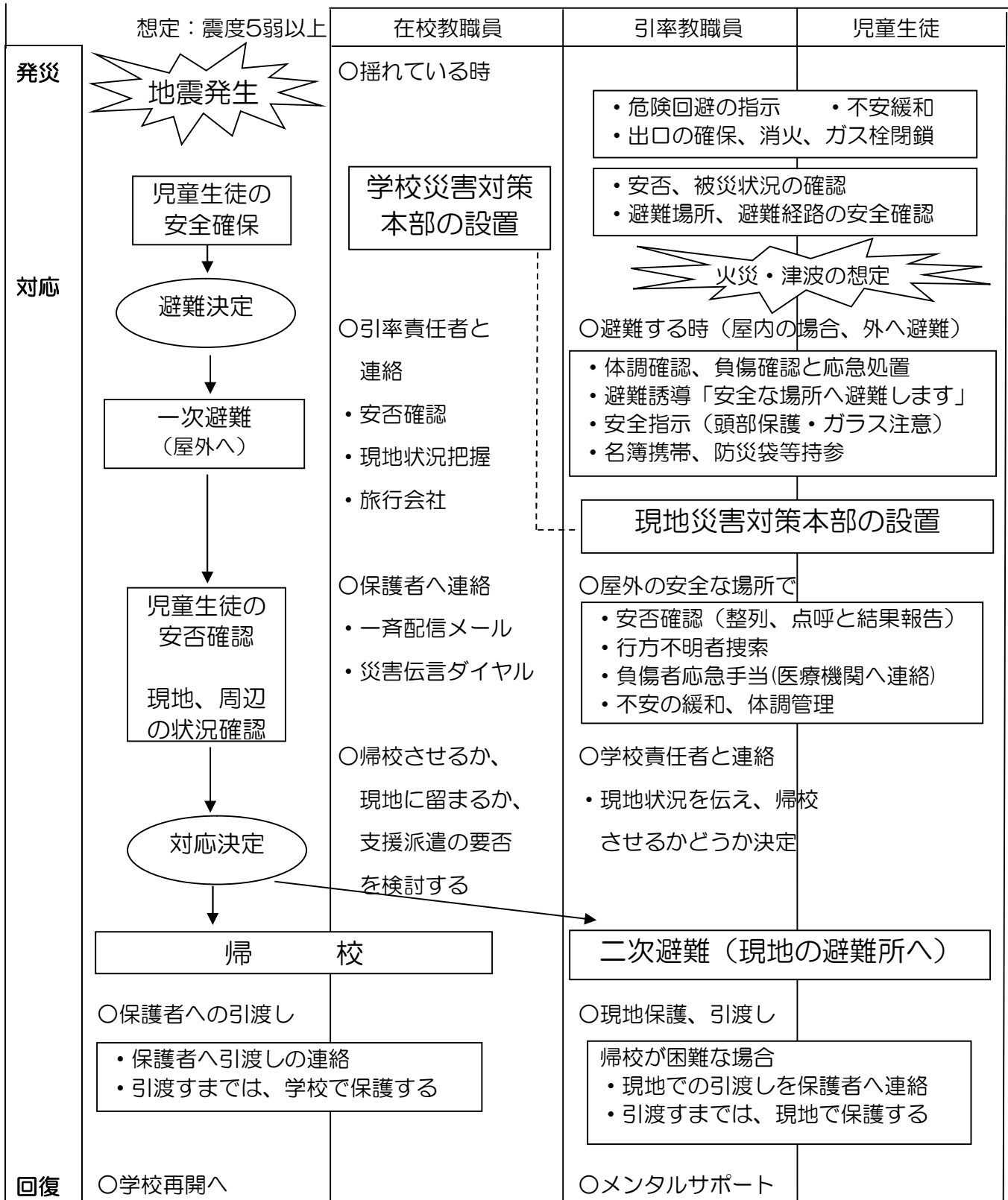
便名	待機場所
<ul style="list-style-type: none"><li>・安否確認<ul style="list-style-type: none"><li>□ 乗車中の児童生徒</li><li>□ 未乗車の／下車した児童生徒</li></ul></li><li>・救援要請<ul style="list-style-type: none"><li>□ なし</li><li>□ あり</li></ul></li></ul> <p style="margin-left: 40px;">内 容： 支援班：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・引渡し<ul style="list-style-type: none"><li>□ スクールバスから（SBからの引渡終了＝学校への移動予定時刻： 時 分） 児童生徒名、保護者到着予定時刻</li><li>□ 学校から スクールバス移動 待機場所（ 時 分発） → 学校（時 分着） 児童生徒名、保護者到着予定時刻</li></ul></li></ul>	

項目	ポイント
登下校時の地震 に対して事前に 備えておくこと	<ul style="list-style-type: none"><li>○児童生徒への指導<ul style="list-style-type: none"><li>・登下校時の安全確保方法を知らせる。（頭部を守る、…など）</li></ul></li><li>○教職員の準備<ul style="list-style-type: none"><li>・児童生徒名簿、通学方法、通学経路、児童生徒自宅の把握など</li></ul></li><li>○保護者との連携<ul style="list-style-type: none"><li>・保護者に非常時の場合の保護を日常的にお願いしておく。</li><li>・通学経路上の家や店にも避難場所として協力をいただく。</li></ul></li></ul>



### 3 校外行事時

(スクールバス利用、借り上げバス利用、日帰り行事、泊を伴う行事)



・ 校外行事実施届

・ 校外行事対応票

(・ 本部BOX)

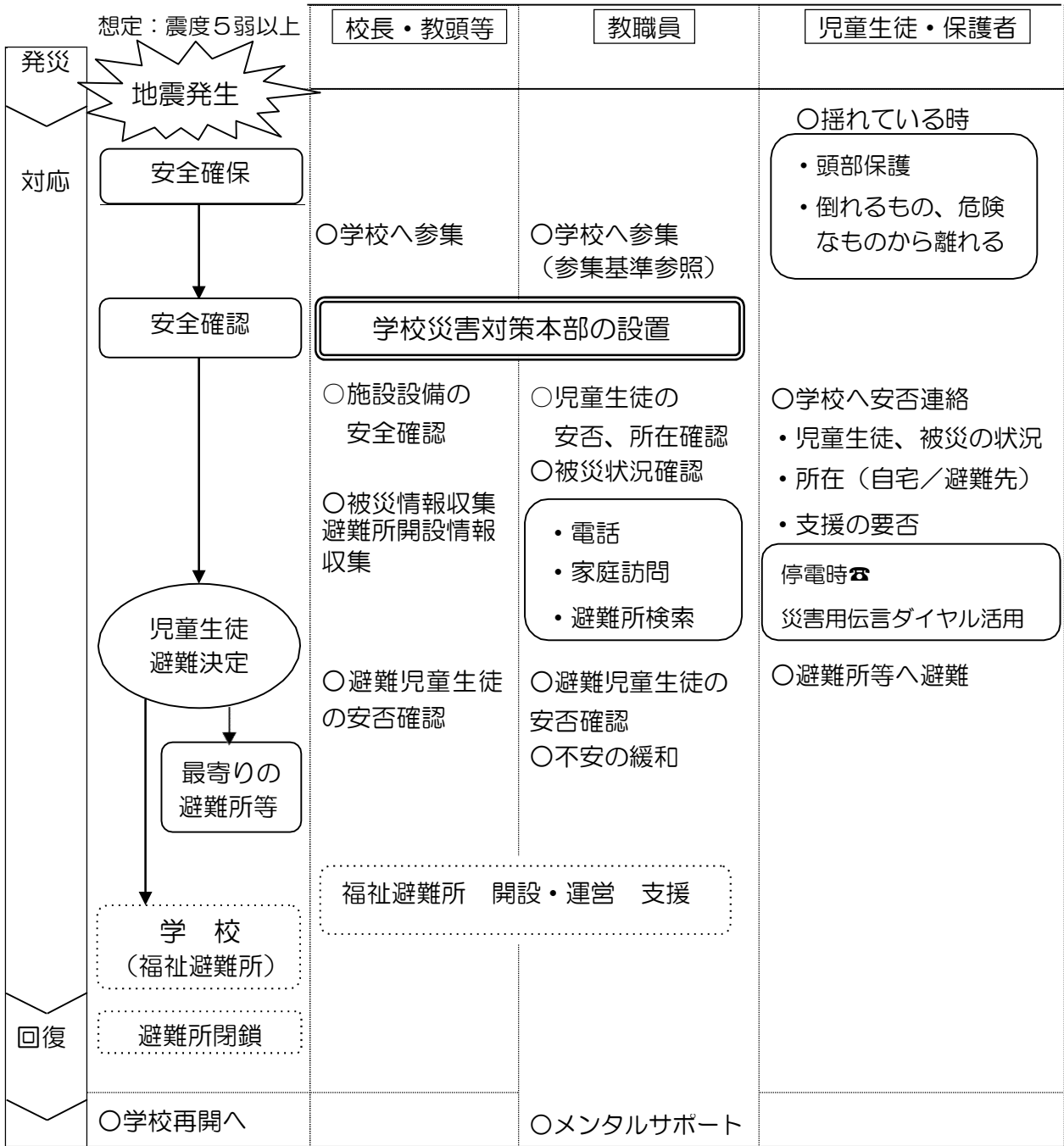
「大規模災害への対応策」(校外行事実施届添付)

目的地近接の避難場所 (名称)	(住所)	(電話)
災害発生時の対策組織 現地対策本部【緊急時対応票を携行】		
(指示)	(連絡)	
(避難誘導)	(救護)	(医ケア)
災害時の動き		
① 安全確保		
② 第1次避難(屋外)		
③ 安否確認・被害状況の確認 電話不通の場合は●の携帯番号で災害伝言ダイヤル171登録		
④ 学校から保護者へ連絡 現地からの情報を一斉配信メールで配信/災害伝言ダイヤル171登録		
⑤ 帰校又は保護者へ引渡し 緊急時対応票に基づいて、児童生徒を保護者に引き渡す		

項目	ポイント
校外行事の事前調査での留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○見学地、宿泊施設、食事場所、交通機関の安全確認を行う</li> <li>・非常口、避難場所、避難経路の確認</li> <li>・現地周辺の避難所、医療機関の確認</li> <li>・施設管理者との打合せ、Q&amp;A</li> <li>・旅行会社、添乗員のサポート体制の確認、Q&amp;A</li> </ul>
校外の産業現場実習先で地震にあった時	○事業所の指示に従う。

#### 4 児童生徒 在宅時

自宅待機又は登校の指示を 一斉配信メール、学校のホームページなどで知らせる。一斉配信メールやHPでは連絡できない家庭を事前に確認し、その対策を講じておく。

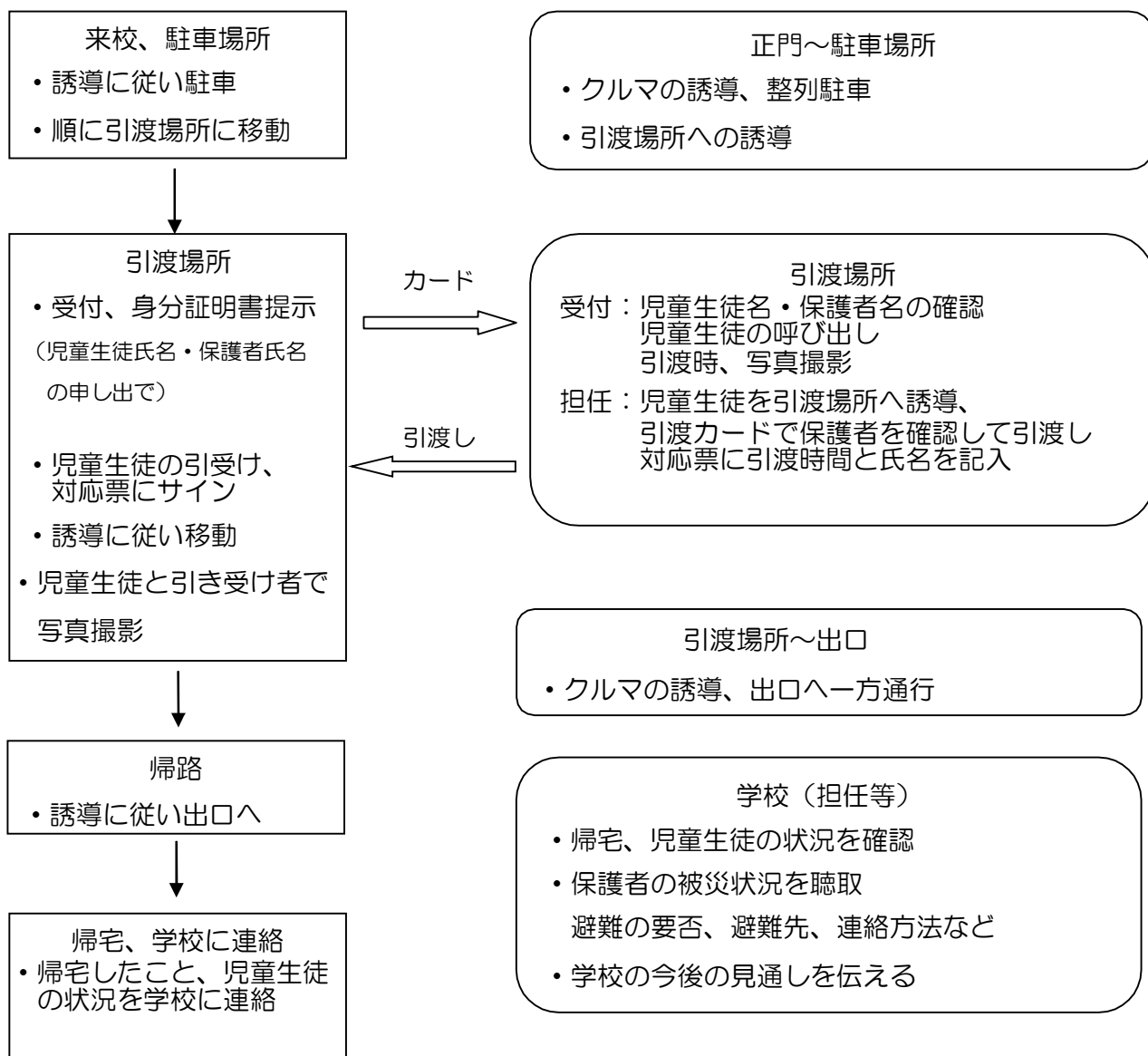


氏名	
・所在	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 避難場所 ( )
・安否	
・被災状況	
・校外児童生徒指導	<input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 ( )

## 5 保護者引渡し手順

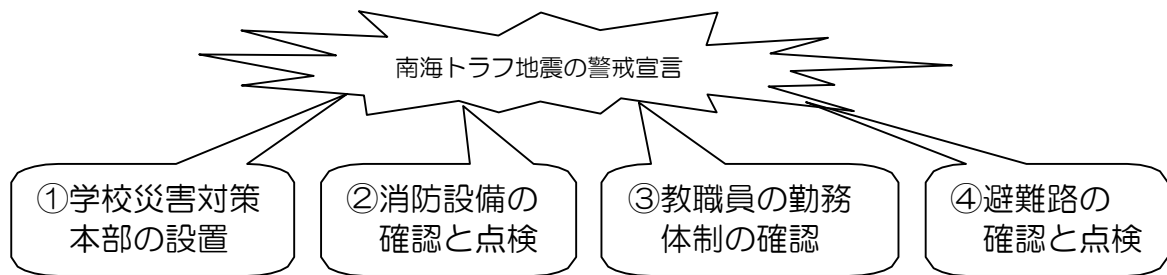
(学校での引渡しを例に)

保護者	学校
<ul style="list-style-type: none"> <li>身分証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対応票</li> <li>蛍光ビブス (誘導用)</li> <li>トランシーバー</li> </ul>



## 6 地震予知発令時の対応 ～ 南海トラフ地震の警戒宣言発令に伴う対応 ～

### (1) 緊急時校内体制の確認



ア 警戒宣言が発令された時は、校長は直ちに学校災害対策本部を設置し、関係機関と連携を図り情報を収集して、教職員に周知する。

イ 教職員は、児童生徒に対し警戒宣言が発令されたことを知らせ、適切な指示をする。この際、児童生徒に不安や動揺をできるだけ与えないように配慮する。

ウ 二次被害を防止するため、職員室、窯業室、調理室、食堂厨房等の火気使用場所、電気器具及び消火器等について点検する。

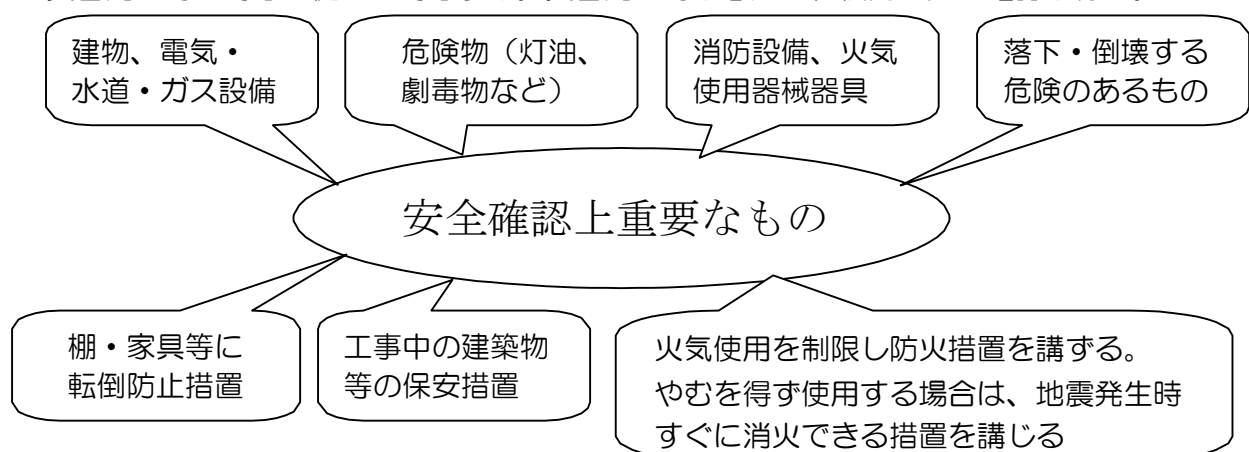
### (2) 児童生徒への指導

災害発生時の対応に従って行動するよう指導する。

項目	ポイント
登校前に警戒宣言が発令された場合の対応	登校しないようにあらかじめ保護者及び生徒等に知らせておく。
在校時に発令された場合、授業等の対応	全ての授業、学校行事を直ちに打ち切る。
警戒解除宣言が出されるまでの学校の扱い	休業となる。
児童生徒の保護	児童生徒を校内で保護する。 保護者に連絡し、身分証明書等により確認の上、直接保護者に引渡す。

### (3) 教職員の対応

災害発生時の対応に従って対応する。災害発生時を想定し、校内の安全確認を行う。



### Ⅲ 災害発生後の対応

～再開に向けて～

1 児童生徒への対応	.....	P 32
2 施設設備の点検、対応	.....	P 32
3 避難所開設のながれ	.....	P 33
3 教育活動の再開計画	.....	P 36

## 1 児童生徒への対応

---

その時点で使用可能な方法を使って、児童生徒一人ひとりの安否を確認する。

- ① 児童生徒と家族の安否（負傷・死亡・不明、心身の状況）
- ② 住居の被害状況（全壊・半壊）
- ③ 避難先の所在・連絡方法
- ④ 登校の可否（できない理由・状況）
- ⑤ 教科書や学用品の状況 など

大規模災害発生時には、心に様々なダメージを受けることが多い。  
児童生徒の話に耳を傾け、健康状態や家庭・家族の被災状況を把握する。  
体験や不安感情を分かち合っ、児童生徒に安心感を与える。

## 2 施設設備の点検、対応

---

点検は、身体の保護を行って実施する（ヘルメット・ゴーグル・手袋・マスク等）。  
危険物、高圧電気（変電室）等の点検は取扱資格者が行う。

### （1）危険物・薬品等

- ガスの元栓を閉める。臭いや染みの有無。電気回路は遮断。
- 被害がなければ施錠し立入禁止。

被害がある場合は、可能なものを一時的に別施設に移動、ともに施錠し立入禁止。

### （2）建物等

- 大きなひび割れや建物のゆがみ、外壁の剥離・落下、窓ガラスの破損・落下。
- 扉や窓の開閉、天井や床・壁等のひびやゆがみ、落下物。
- 重量物の固定部分が変化していないか。
- ロッカー等の転倒、器具等の散乱、通行障害物。

### （3）ライフラインの確認

#### ア 電気

- 引込み1号柱、変電室建物と内部。使用しない区域のブレーカーはOFF。
- 使用区域の断線、漏電を確認。あればその回路をOFF。
- 長時間の停電に備えて発電機と燃料を用意。

#### イ 水道

- 水量メーター付近、受水槽、ポンプ室（分電盤含む）。
- 漏水の有無。漏水区域のバルブを閉める。

#### ウ ガス

- ガス漏れの有無（元栓を閉め、マイコンメータにより確認）。

#### エ 通信回線

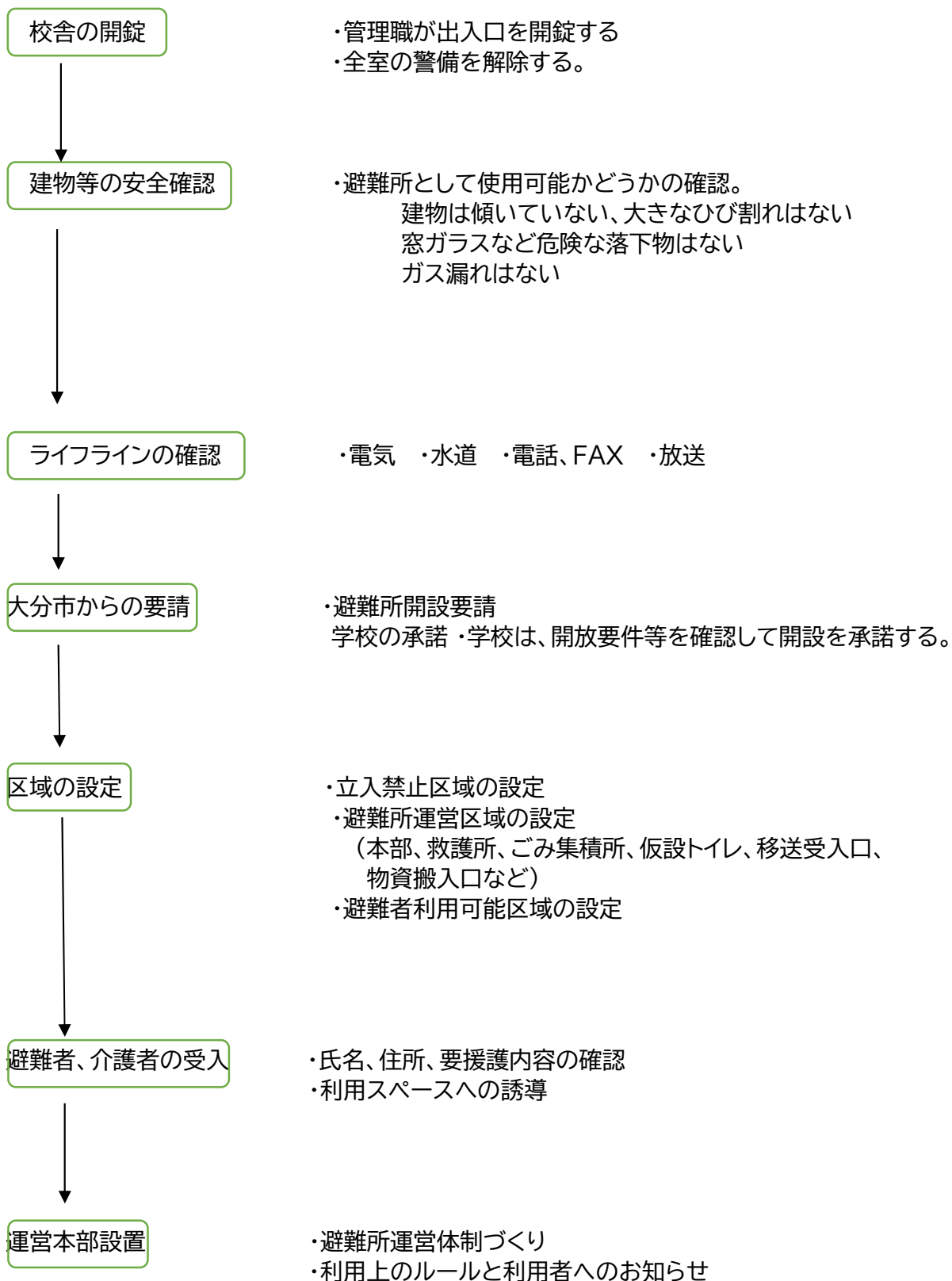
- 電話回線やインターネット回線等の通信回線の確認。

### （4）重要書類の点検

- 点検を行い、書庫等に被害がなければ施錠。  
被害がある場合は、一時的に別施設に移動、ともに施錠し、立入禁止。
- 校外の移動時は、移動リストを作成し、移動先で確認。施錠し立入禁止。

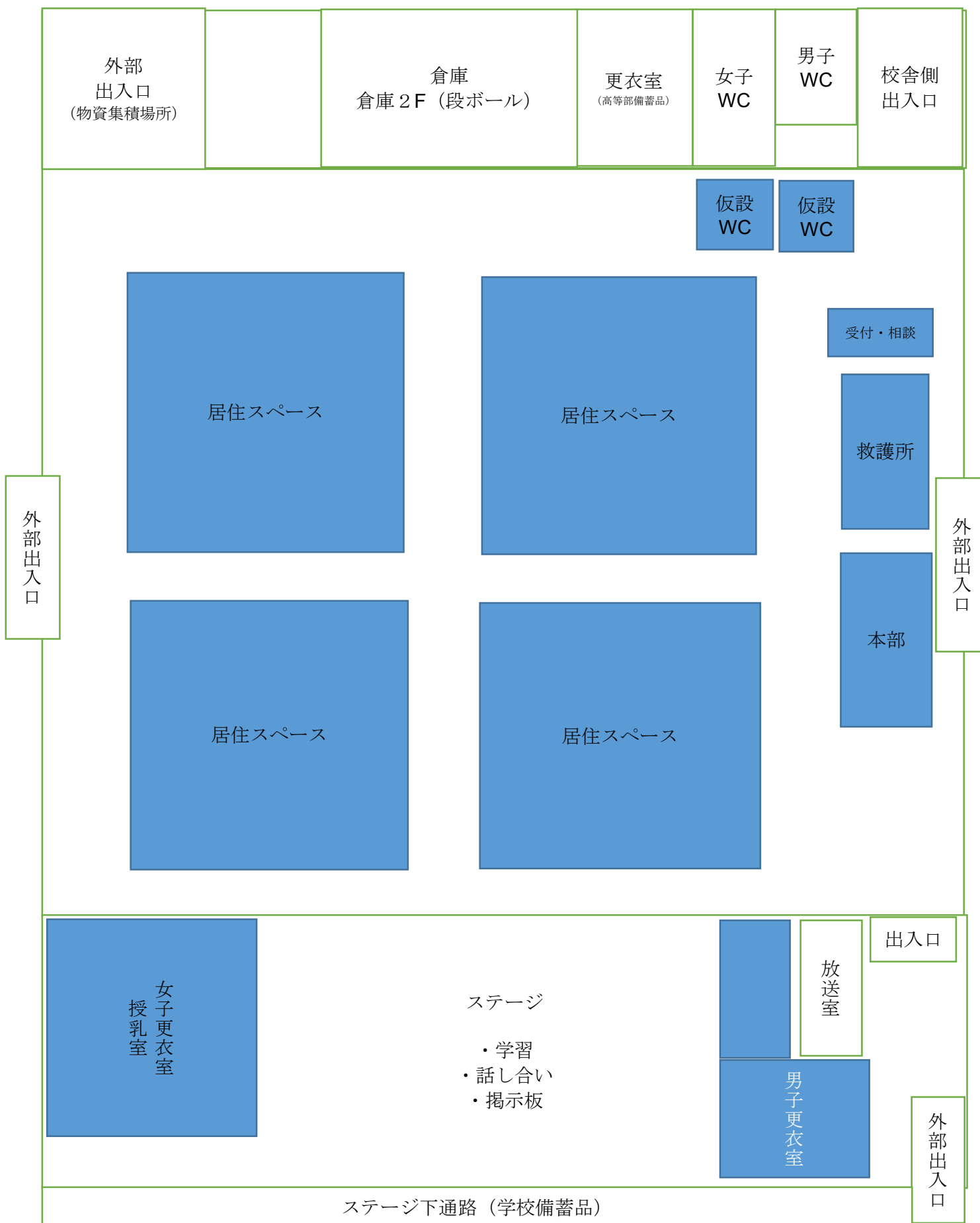
### 3. 避難所開設までの流れ

---





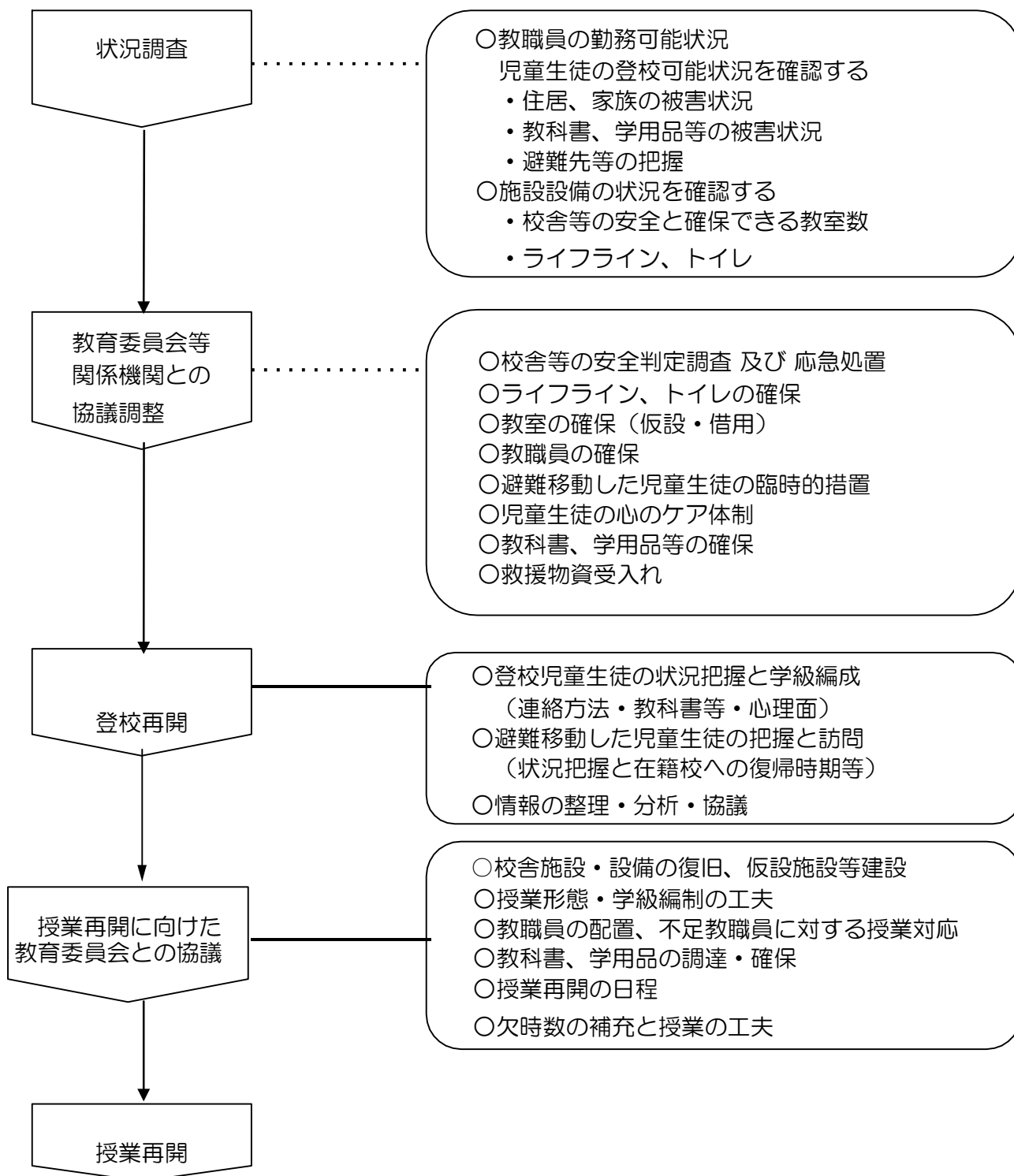
【避難所レイアウト：大分支援学校 体育館】



## 4 教育活動の再開計画

---

- (1) 教職員、児童生徒、施設設備等の状況確認  
前ページの1、2 を参照
- (2) 教材等の確保  
コピー、印刷、賃借、共用により対応する。  
卒業生や上級生からの協力を求める。  
大量に不足する場合は、特別支援教育課に要請。
- (3) 学事・教務関係事務  
県立学校人事課に問い合わせる。
- (4) 児童生徒・教職員への教育再開計画の周知  
被害の程度にもよるが、災害発生後3日を経過したら準備を始める。  
校長は、学校災害対策本部組織を再編し、再開準備に必要な組織と人員配置を行う。
  - ア 職務内容
    - ① 教職員、児童生徒の状況確認
    - ② 施設の状況確認
    - ③ 応急教育計画作成
    - ④ 救護・心のケア
    - ⑤ 教委等関係機関との調整・協議
    - ⑥ 広報・周知
  - イ 再開計画の手順  
教職員・児童生徒、施設の状況を調査し、県教育庁と登校日を調整する。  
登校状況を見て、授業再開に向けた準備を進め、再開計画を立てる。
- (5) 再開計画の周知
  - ① 避難場所等に掲示（貼紙等）
  - ② テレビやラジオ等のマスコミ
  - ③ HP、電子メール発信教職員・児童生徒、施設の状況を調査し、県教育庁と登校日を調整する。
- (6) 県機関への連絡
  - ア 県教育委員会への報告事項
    - ①出勤可能教職員数（県立学校人事課）
    - ②登校可能児童生徒数（特別支援教育課）
    - ③転学希望者（特別支援教育課）
    - ④不足教科書・学用品（特別支援教育課）
  - イ 県教育委員会との協議事項
    - ①施設設備の復旧（財務課）
    - ②仮施設・設備の建設（財務課）
    - ③教職員不足への応援体制・配置（県立学校人事課、特別支援教育課）
    - ④登校日と授業再開日程、授業形態（県立学校人事課、特別支援教育課）



## IV 参考資料（防災教育、避難訓練等）

～大分支援学校防災教育の推進～

- 1 防災年間計画
- 2 避難訓練実施計画
- 3 ショート訓練実施計画
- 4 引渡し訓練
- 5 防災マニュアル（家庭版） 別冊

## 1 令和6年度 防災年間計画

	内 容	時 期	担 当	検討・周知
1	防災安全の年間計画作成	3月～4月	防災安全部	全職員
2	防災安全部環境整備 ・避難経路図張り替え ・学校/児童生徒用備蓄品確認 ・災害アンケート、引き渡しカードの回収整理 ・本部グッズの整理	3月～4月	防災安全部	全職員
3	防災研修① 防災マニュアルに基づき災害時対応の確認 アクションカードを利用した避難訓練	4月上旬	防災安全部	全職員
4	家庭版防災マニュアル配布	4月上旬	防災安全部	保護者
5	災害時対策本部および各班の仕事内容確認	4月上旬	防災安全部	分掌部会
6	災害時組織表に基づく各班の動き確認	4月中	防災安全部	全職員
7	避難訓練（火災）	5月	防災安全部	全職員
8	避難訓練（地震）	10月	防災安全部	全職員
9	防災マニュアルの内容の検討・改善	随時	防災安全部 他各分掌等	全職員
10	防災教育	年3回	全職員	職員会議

## 2 避難訓練実施計画

### 1. 目的 【児童生徒】

- (1) 放送がない場合でも、教師の指示で落ち着いて避難できる。
- (2) 地震について知り、避難の仕方を身につける。
- (3) 必要物品を携帯して避難する。
- (4) 人が大勢いる場所で非常食を準備し、食べることができる。

### 【教職員】

- (1) 放送が使えない場合の避難の仕方をシミュレーションする。
- (2) マニュアルに基づいて児童生徒の安全を守りながら避難させる。
- (3) 突発的な避難困難児童生徒に対応する。
- (4) 人が大勢いる体育館で児童生徒に非常食を提供するとともに自らも非常食を食べる
- (5) 学校一斉メールを送信し、連絡体制の確認をする。
- (6) メール返信がない保護者に対して電話をして、保護者と連絡を取ることができる。

2. 日時 年 月 日 (火) 限 ( : ~ : ) ※地震発生は : 頃

3. 状況設定

- ・震度6弱の地震
- ・ライフラインがストップ (電気、ガス、水道)
- ・高等部棟と小学部棟をつなぐ渡り廊下が崩落 (雨天時は崩落なしとする)
- ・授業の継続不能
- ・帰宅困難児童生徒多数

### 4. 日程及び訓練の流れ

晴	雨	状況	児童生徒	教職員
1	1	地震発生(震度6弱)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・机の下に入り机の足をしっかりと持つ</li> <li>(机の下に入れない児童生徒は教室中央に集まり姿勢を低くする)</li> </ul>	<b>【教頭】</b> CDで地震速報(地震音含)を全館放送 <b>【担任・授業者】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>①机の下に入る指示</li> <li>②机の下に入れない児童生徒を教室中央に集め、姿勢を低くさせる。</li> <li>③開口可能なドア及び窓を開けて出口を確保する。</li> </ol>
2	2	揺れが収まる(地震音が止まったら)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教師の指示に従う</li> <li>①机の下から出る</li> <li>②教室中央に集まる</li> <li>③ケガの確認</li> <li>④(防災頭巾を被る)</li> <li>⑤上靴を履く</li> <li>⑥水筒・タオルを持つ</li> </ul>	<b>【校長・教頭・事務長・養教1・防災安全主任】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>①事務室に集合し本部設置、情報収集</li> </ol> <b>【安全確認班】</b> (各フロア1名事前選出) <ol style="list-style-type: none"> <li>①各フロアの被害状況を確認しながら、本部に駆け付ける</li> <li>②本部へ被害状況の報告</li> <li>③本部の協議結果を待つ</li> <li>④本部の決定を各フロアに伝える</li> </ol> <b>【担任・授業者】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>①児童生徒を机の下から出す</li> <li>②安全確認班に被害状況の報告</li> <li>③教室中央に集めて避難前の確認をする <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケガの有無</li> <li>・(防災頭巾を被る)</li> <li>・上靴を履く</li> <li>・水筒、タオルを持つ</li> <li>・個人必要物品</li> </ul> </li> </ol>
3	3	本部による協議・決定		<b>【校長・教頭・事務長・小中高学部主事・養教A・防災安全主任】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>①被害状況を把握する</li> <li>②救護、救助に関する決定</li> <li>③避難経路等に関する決定</li> <li>④安全確認班に決定事項の伝達</li> </ol> <b>【安全確認班】</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>①本部の決定事項を復唱し確認</li> <li>②決定内容を大きな声で叫びながら戻る</li> <li>③各フロアに伝達</li> </ol>

4	4	一次避難開始 →グラウンドへ (第一次避難) ※雨天時は体育館へ	・避難前の再確認 ①ケガの有無 ②防災頭巾 ③上靴 ④水筒・タオル (個人必要物品)	【校長・教頭・事務長・小中高学部主事・養教A・防災安全主任】 ①本部の移動・保健室の移動 【担任・授業者】 ①安全最優先での避難誘導(外に出る時は頭上を確認) ②避難困難児童生徒がいる場合は、大声で助けを呼ぶ
5	5	一次避難場所 (グラウンド) ※雨天時は体育館	・学部毎に整列 (大分リハビリテーション病院を前に) (体育館では、ステージに向かって)	【校長・教頭・事務長・小中高学部主事・養教A・防災安全主任】 ①本部の設置・救護の設置 ②避難状況の把握 ③避難困難児童生徒がいる場合は、捜索班に捜索指示 【担任・授業者】 ①児童生徒の整列、点呼 ②点呼の結果を学年主任→学部主事へ報告 ③児童生徒の指導、支援 【捜索班】 ①本部に集まる ②本部の指示を受ける(具体的に) ③本部の指示の場所に捜索に行く
6		一次避難完了 (児童、生徒、職員、来客の避難・安全を確認完了)	・整列して待つ	【校長・教頭・事務長・小中高学部主事・養教A・防災安全主任】 ①1次避難を受けて、今後のことを協議 ②2次避難の決定(雨天時は2次避難なし) ③本部班を通じて各学部へ伝達
7		二次避難開始 →体育館へ	①校長・教頭 →②小学部 →③中学部 →④高等部 →⑤事務長・救護	【校長・教頭】 ①列の先頭で安全確認をしながら移動 【担任等】 ①児童生徒の安全を最優先に移動 【事務長・養教(救護)】 ①最後尾で全体を把握し、対応しながら移動
8	6	避難場所(体育館)	・学部毎に整列 (ステージに向かって)	【校長・教頭・事務長・小中高学部主事・養教A・防災安全主任】 ①本部の設置・救護の設置 ②避難状況の把握 ③避難困難児童生徒がいる場合は、捜索班に捜索指示 【担任等】 ①児童生徒の整列、点呼 ②点呼の結果を学年主任→学部主事へ報告 ③児童生徒の指導、支援 【捜索班】 ①本部に集まる ②本部の指示を受ける ③本部の指示の場所に捜索に行く
9	7	避難完了 (児童、生徒、職員、来客の避難、安全を確認完了)	・整列して待つ	【校長・教頭・事務長・小中高学部主事・養教A・防災安全主任】 ①今後のことを協議 ②決定事項の伝達 【担任等】 ①児童生徒の指導、支援
10	8	解散	・グループ毎に解散 必要に応じて学年、学級、指導グループ毎に解散する。 体育館を離れる時は、学部主事に報告する。	

## 5. 避難場所

【晴天】運動場(1次避難) → 体育館(2次避難)

【雨天】体育館

## 6. 事前・事後指導について

(1) 事前指導として、防災安全部がパワーポイントを作成し、それを元に、以下の項目について、学級で知らせる。

①地震及び地震時避難訓練の意味を知らせる。

②地震発生時の避難について確認する。

- ・机の下にもぐる。(机の脚の上部を手で握る) ・ドアや窓を開ける。
- ・(防災頭巾をかぶる。)上靴を履く。 ・避難経路の確認。
- ・4つの約束「**お**さない、**は**しらない、**しゃ**べらない、**も**どらない」

(2) 事後指導はクラスごとに行う。

## 7. 準備物

①本部表示 ②本部セット (拡声器、教室配置図、本部・救護ビブス、児童生徒連絡先 等)

③緊急地震速報放送 (CD、CDデッキ) ④崩落場所を示す表示 (2か所)

⑤体育館エリア分け用ひも、図等

## 8. その他

(1) 厨房は、火元やケガ等の確認シミュレーションをして、事務室に内線をして報告する。

(実際の地震では調理を中断。被害状況を確認して、安全確認者1名が事務室に報告に行く。)

(2) 二次避難で体育館に入る時は、入り口のマットで軽く拭いて下さい。

(3) 「ガラスが割れて飛び散っている。」と想定し、時間の早さよりも「安全第一」に避難する。

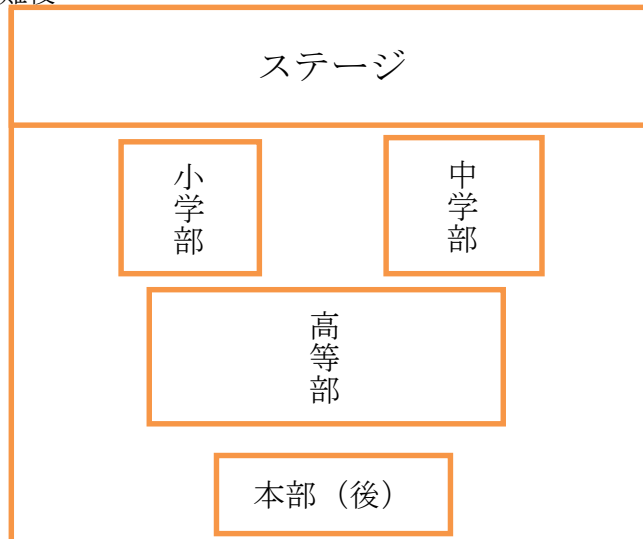
※ 被害想定箇所には、どのような被害なのかがイメージできる写真を部分的に貼り付け

(4) グラウンドでの並び方



(5) 体育館での並び方

①二次避難後





### 3 ショート訓練（緊急地震速報を用いた対応訓練）実施計画

日時 月 日（ ） 15分程度

想定 地震（震度4・津波なし・ライフライン寸断なし）

ねらい

- ・緊急地震速報が流れたとの想定の下、地震の恐ろしさを感じると共に自分の身を守るための避難の仕方を身につける
- ・放送をしっかりと聞き、避難方法と避難経路を知り、安全に素早く避難することを身につける

避難場所 廊下

実施内容

時刻	訓練内容	担当・（準備）等
0分	(1) 開始合図 1分間で安全行動を取る	教頭②（放送）
1分	(2) エリアメール 放送で指示 (3) 安全行動（頭を守るポーズなど）を取る。（1分間） 机がある場合は机の脚を持ち、「さるのポーズ」 周りに頭を守る物がない場合は「だんごむしのポーズ」  揺れが収まるまでそのままの体勢で待つ	教頭②（放送） （エリアメール音源）
3分	(4) ①教職員は出口の確保 避難・余震に備えて、防災頭巾準備 ②緊急の場合 児童生徒、職員が負傷した場合→校長室に連絡 建物に被害がある場合→校長室に連絡 ③緊急でない被害がある場合 被害状況を学年主任に伝える ④なければそのまま授業継続（学年主任へ報告）  (5) 人数確認・被害状況の報告 ○学部主事（児童生徒の安全確認→校長室に報告） 各担任→学年主任→学部主事→校長室（教頭）に報告 ○施設設備班（建物に被害がないか確認→校長室に報告）	各担任（防災ずきん等）
	(6) 訓練終了の指示	防災安全主任  教頭①（放送）

## 4 引渡し訓練実施計画

1. 内容 災害時における児童引渡し訓練
2. 引渡し訓練
  - ①受付で児童・生徒の名前を申し出、身分証明書を見せる。
  - ②引渡しカードにサイン等必要事項を記入する。
  - ③担任と共に児童・生徒が受付に来る。
  - ④児童生徒と一緒に写真を撮る。
  - ⑤児童生徒を連れて安全に下校する。
3. 引渡し場所 大分支援学校
4. 持ってくる物 身分証明書 (運転免許証が望ましい)。パスポート、保険証でも可)
5. 引渡し訓練の手順

